

に及んだのを聞召されたといふ。今三日月橋の下を流れる新川は濁つて淀んでゐたが川の向ふ御筆山の松の枝ぶりは昔にかはらぬ景趣を失はずにゐた。内野村御小休所は下組舊庄屋渡部數衛氏宅であつたが既に建物はなく、數衛氏の遺族で元新潟縣巡查を拜命してゐた現戸主渡部好義氏は目下新潟市元下中島町に住し沼垂の某會社へ勤めてゐられるといふ。しかし大正二年二月内野村民は相謀つて御小休所の遺趾に高さ約五尺で當時一等侍補であつた土方伯爵の謹書した「明治天皇御遺跡」の七字を刻んだ石碑を建て明治天皇祭日には内野小學校の兒童は參拜してゐる。筆者の之に參拜した時には碑の鐵柵がいたみ古竹で無造作にそれがつくられてゐたが、碑の右手に植えたあぢさゐは次第に葉が伸びて、遙拜場の一部には町内第五區好誘會が皇孫殿下御降誕に植えた記念樹が生々と力強い新芽を出してをつた。

陛下と同年だと喜んでゐる渡部貞藏翁 内野村を出發西川の流れについて西川堤防を坂井輪村大字小針の御小休所に向はんと俥に乗れば風は強い。中折帽が吹きとば

されようとする。川の向ふが字新通、龜貝、こつちは俥は字坂井に走つてゐた。「この字は餘程長いな」と心に思つてゐた。内野を出發して西川の土手に出た時「あれが寺尾かな青山かな」と思つたのが坂井村であつたらしい。俥はしきりに走つた。やがて來たところが坂井輪村大字小針の御小休所（前代渡部亮三氏）渡部貞藏翁の宅である。堤防の下に渡邊翁の邸があつて邸前西川堤防に駐輦の碑が立つてゐた。通り端で直判つた。この碑は坂井輪村會の決議により貳百參拾參圓の工費をもつて大正四年十一月十日大正天皇即位の大典を行はせられた嘉節を卜して奉建したのであつた。碑の表面には公爵徳大寺實則氏の書で「明治天皇駐輦之蹟」と刻されてあつた。碑の兩側には椿の木があり碑前に誰の供へたものか草花が献じられてあつた。渡部家の現戸主貞藏翁は七十五歳で「明治天皇と同じ年である」と言ひながら語つた。

屋敷は昔と今と變つてゐる。御巡幸の頃私は青年であつたから覺えてゐる。鹵簿を拜さんとするものは本村一杯で、こゝは新潟に近いのでこゝで十分御用意があり、

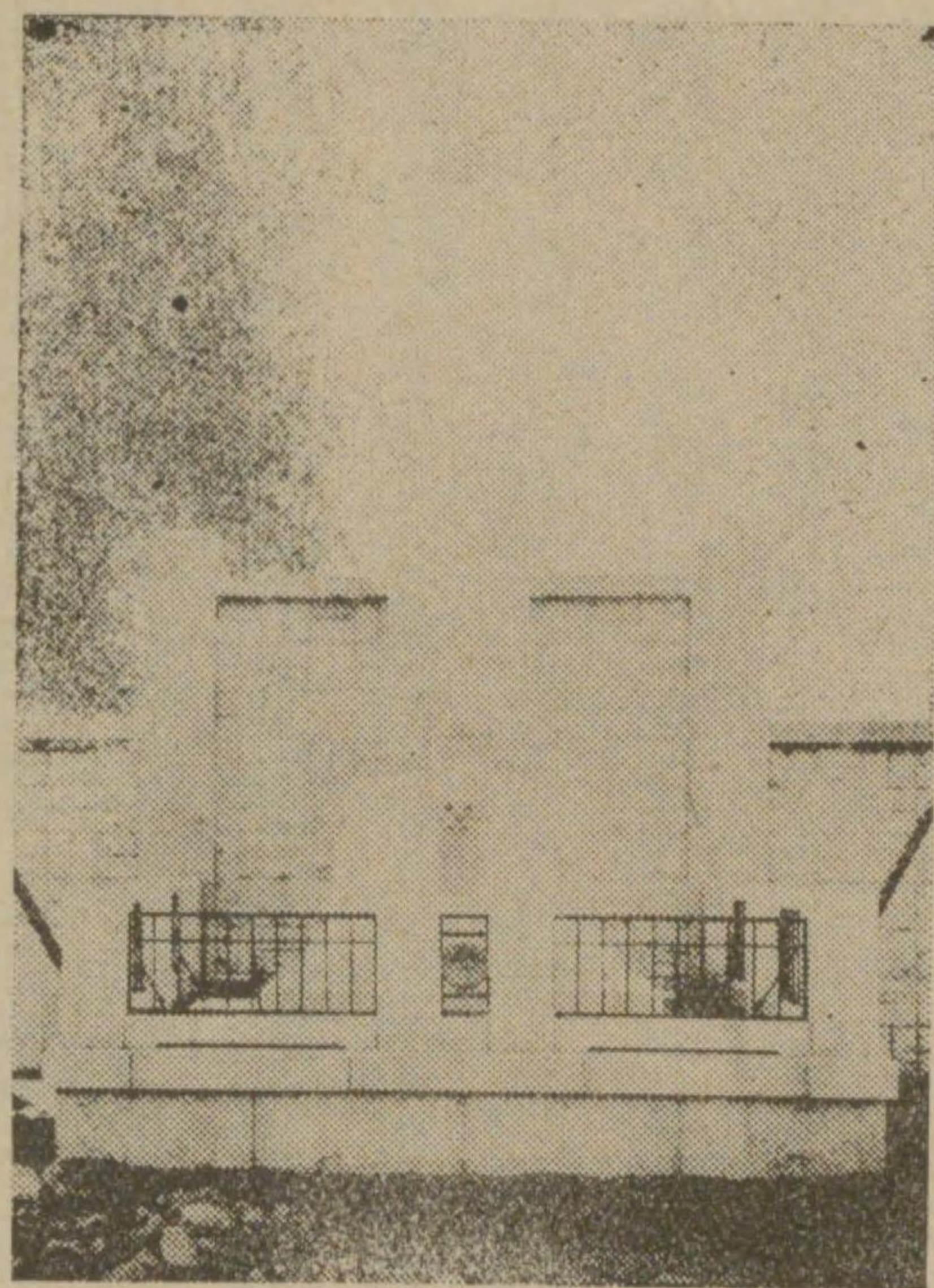
午後三時頃御發輦し給ふた。家では今別段のことをしてゐない。毎年九月十六日の御巡幸の日には鎮守の祭典もあり、小針小學校の兒童は邸前の紀念碑に參拜してゐる。

尙渡部家では翁の三男三郎氏が後を嗣ぐこととなり、三郎氏は屋敷に渡部明治園を設け蔬菜、園藝百合根商をやつてをり、貞藏翁と筆者と話合つてゐた中に見えなくなつたと思つたら屋敷の前の畑で草花種子をいじつてをられた。

御三泊の新潟 新潟市は明治大帝陛下が御三泊あそばされた土地である。大帝陛下が小針村から新潟へ御發、御駐輦あそばされた當時の御模様をたづねれば、さんぬる明治の十一年九月十六日午後三時すぎであつた。小針の御小休所は第一撃柝二ツ拍手が鳴つた、支度用意は出來た。第二撃柝三ツ拍手があつて御供揃へも濟んだ。第三撃柝四ツ拍手が鳴つて明治大帝陛下の鹵簿は繩張りの中に整列して堵をなすこの沿道の拜觀者を分けて新潟へと向はせられた。前日は降雨のため御通輦はなめらかならずで

あつたが、幸ひ今日は晴れて御車も安らかにわだちの跡をひき肅々として出來島新田から新潟に入り、學校町通から越路橋、横一番町通片原橋から本町通一、二、三、四、五番町千代橋から本町通六番町、横三番町、鐘橋から、御巡幸の頃までは島一帯に梨畑があつた。め梨島といつてゐた花町、氷室町から礎町通三四ノ町棒橋と御通輦あつて午後四時頃群がる市民(當時は新潟町)の奉迎裡に目出度結構を盡した建築の行在所礎町通六ノ町北蒲原郡新發田町の人故白勢成熙氏別邸に御着輦あらせられた。陛下には御座所に入らせられると間もなく「新潟縣内に入つて見受ける沿道には眼病者が多い」と御心にかけてさせ給ひ、「伊東は居らぬか」と供奉の一等侍醫伊東方成氏を召して新潟病院(今の新潟醫科大學の前身)についてその原因を調査すべく御沙汰され、その夜は御駐輦のお慰みにもと成熙氏が燈籠の灯影もいとあざやかな行在所の庭園池中に、五百尾の鯉や、鼈甲など放し、釣竿五本に蠶の蛹を付けて御そなへ申上げたところ、この鯉を糸にかけさせられ獲た數尾を供奉の諸員に賜はられたりし給ふた。そして御慰み

の後はまだ御座所に入らせられ、侍従その他にいろ／＼と本縣内のことどもを御語りがあつた。

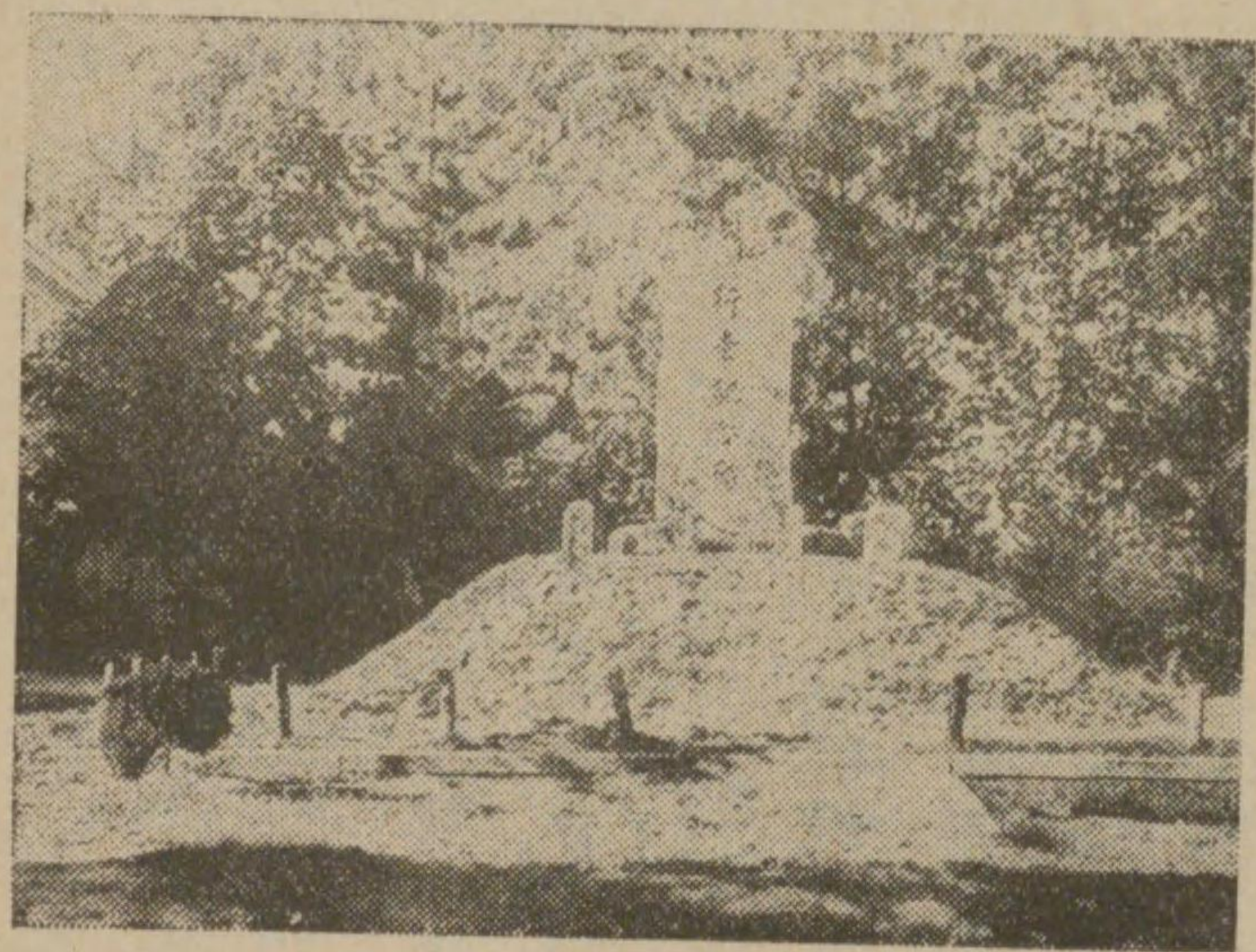


新 潟 行 所 在 記 念 碑

は朝から残暑はなほだしく、遅くまでくつろがぬは何人も閉口するほどであり、殊にたふとき玉の御身には萬一のことありては一大事と覺えられたが、陛下には夜十時と

夜の十時なほ御洋服のまゝ山形縣令三島通庸氏が來港し行在所に伺候して「北陸御巡幸の御事を伺ひ山形縣民も陛下の御行幸をひたすらにお待ち申し上げてをりますので是非とも御行幸あらせられんことを」と、また伺ひたてまつたりもした。かくの如くこの日

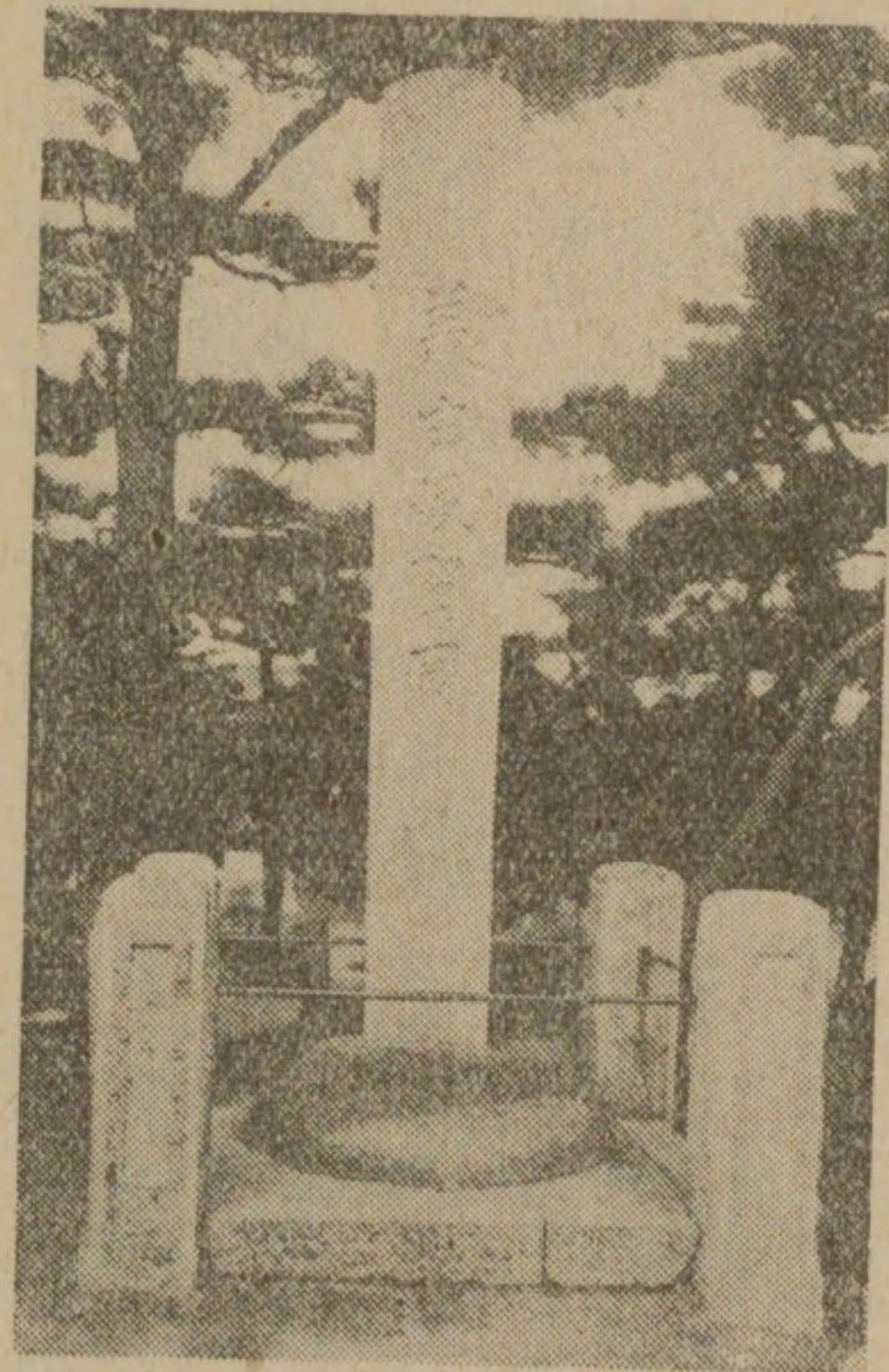
いふになほ御洋服のまゝ椅子に倚らせられ給ふので供奉の侍臣は恐懼に堪えず、兩三日はこの地に御駐輦の豫定であればこの夜は御寛ろぎ遊ばさるゝやう當番侍従より言上に及んだところ陛下には、この北陸巡幸のことは民情を察知するに在る、自から艱苦を嘗めずしていかでか民の疾苦を察し得べきと仰せあり、御聽許がなかつたと洩れうけたまはつた。まことに御仁慈、御仁徳の程かき極みではないか。次でこの翌十七日は明け方から天候わるく、折しも雨が降り出したが市内外の人たちは今日の御通輦を拜さんと大路小路を西に東に走せ廻つてゐた。かくて零時半永山縣令の御先導で御馬車は行在所から



新 潟 學 校 記 念 碑

並木町、住吉町、霞橋と順路を過ぎて新潟縣廳（當時は舊新潟奉行所の建物で今の新潟市役所、新潟警察署の位置にあつた）、新潟醫學所（新潟醫科大學の前身）、新潟學校

白山公園記念碑



（新潟師範學校の前身）、新潟裁判所に御臨幸になり松木久作、藤井忠太郎、大倉市十郎氏等が發起て開場した物品陳列所（今の新潟商品陳列所）の勸業小博覽會へ臨ませられ階上階下におい越佐兩國の著名物、古器物、寶物等を御覽遊ばされ、雨中白山公園の南方小丘

に設けた、四阿風の御野立所（今の美由岐賀岡）に御少憩になり、雨天ではあつたが御目の前に近く信濃川が流れ彌彦、角田の兩山が雨に煙ぶるところに白帆うかび、左右

に展開した平野のながめはまた一段と雅趣あるを御覽あり、還御あらせられた。

眼病者のために御手許より金一千圓を 十八日はまた雨、陛下には行在所をお出ましにならず、常盤ヶ岡の招魂社へは侍従片岡利和氏をして御代拜せしめ、徳大寺宮内卿は土方一等侍補、山口三等侍補、伊藤一等侍醫を隨へ新潟女紅場へ臨場して工場及物品陳列場を通覽し、新潟病院、農事試験場を視、大隈大藏卿、井上工部卿等は午前十時頃行在所の裏手から乗船して信濃川を下り、港口から水戸口築港を視、假燈臺や新潟税關等を視察し、佐伯大藏權少書記官は大藏卿の代理として第四國立銀行に赴いて帳簿その他を調査する等それ〴〵活動するところがあつた。なほ陛下にはこの日午前十時頃永山縣令を召され

新潟縣内には眼病者が多い、これ等の不憫なるものには適當に治療および豫防の法を盡し逐年患者を減ずるよう取りはからうべし。

とて御手許より金一千圓を御下賜され、さらに永山縣令、新潟裁判所長堤正巳判事を

召され親しく縣治及び裁判の事情等を御下問あり、縣會から天覽に供した小泉其明の越後二十五景圖一帖、淨光寺の寶物順徳院天皇御製及び宸筆、その他蒲原の安田村旗野十一郎氏が献じた小川弘の原著古歌韻解五卷及び白勢成熙氏より差上げた行在所の間毎々々より苑庭を認めたる繪圖と遠山眺望の圖とを、納涼の亭において叡覽になつたといふ。右眼病者への一千圓御下賜金については、中野財團編纂の明治天皇聖蹟誌に記してゐるところでは、この日御手許より金一千圓を本縣に賜ひ、宮内卿は縣民中眼病患者多きを憫然に思召され、病院において治療及び豫防の方法を盡し、逐年患者を減ずるやう取計ふべく、御下賜金はその方法施設費中へ加ふべしとの叡慮なる旨を達せらる。同月三十日縣令これを布達し、縣民一同優渥なる御慈仁を感戴せり。御思召を體し縣令は十月これを大區長及び衛生掛に諮り、十二月二十八日縣治報知をもつて眼科講習所規則、同教場規則、患者治療手續、資本保存並利子分配規則を發表し、翌十二年各大區より醫師を召集し、新潟病院長竹山屯をして眼科の大意を教授せしむる

こと二回、卒業生六十名、各大區に歸り便宜の地を相し、患者を招集して治療を施し豫防の方法を講じ、またこれ等の經費は御下賜金一千圓に、各大區より醸出せる金九千圓を合せ一萬圓となしたるを資本となし、その利子をもつてこれに充てたり。(中略)また新潟市内の各宗寺院住職及び富山虎三郎等發起し、大正十三年三月思想善導及び社會改善を目的としたる新潟佛教協會を組織し、その第一次事業として盲人救護を選び、新潟醫科大學附屬病院に請ひ、盲人を診察して視力の恢復、眼病の治療を計り、一方その救済と慰安との途を講じ、もつて御慈訓に副へたてまつらんことを期せりとあつて聖旨奉體につとむるところがあつた事が知られる。

新潟縣恩光會の發企

さてまた時の縣知事小原新三氏は愛國婦人會新潟支部、富山虎三郎氏と發起者となり、大正十四年五月新潟縣恩光會なるものゝ組織を思ひ立ち、左の趣旨書をわかつて、不幸なる盲人救済のために同情金募集の計を立てた。

世には憫れの人々のみぞ多き。乍去此の憫れと見る人々の中でも天つ日の光りさへ

仰ぎ得ぬ盲人ほど如實に憫れなる人は無いと思ひます。恐らく晴眼で不便を知らぬ私達の同情心は盲人の悲しみの半分、三分の一乃至百分の一をも慰め得ぬことでありませう。盲人は斯く謂ふ今晚は大へん月が澄んで良いと云ふことである。併し月が澄み亘りても私達の心は闇夜であります。

『明月に座頭の妻の泣く夜かな』と古人が詠んだと聞きますが、晴眼者の間にこそ明月はあれ、雪花の楽しみはあれ、私達にとりては此の世一切のことが皆闇黒です。悲しみの雲はあく迄深く閉し一生を通じて晴れるときはありませんと。

又斯く云ふ。併し私達は眼は見えませんが心の眼は見えてゐます。それだけ現實の苦しみは却て烈しいのであります。大慈大悲の無量海の其の水の一滴が此の身にしみこみますならば肉の眼から一切の光が奪はれましても、空に澄む月は見えませんでも、心に生きることできます。私は不具者だと言つても決して社會から冷酷に取扱はる可きものではありませんと。

昨大正十三年縣の調査する所に依れば本縣下に三千二百九十九人の盲人があらまして悲しく心細く此の世を送りつゝあります。更に此の數多い盲人の中には己れの不具なるが爲めに悲しく心細く此の世すら送りかねて苦しんで居る人もあります。

畏くも 明治天皇陛下には明治十一年御巡幸の際、本縣下にかく眼病患者の多きことをみそなはし深く憫然に被思食別文の如き難有御示達を徳大寺宮内大臣を通じて奉戴せしめられたのであります。今に初めぬことながら皇室御代々の至仁至慈の大御心は炳として日星の如く本縣民の上に永久に輝きまして縣民一同恐懼感激に堪えざる次第であります。

以上の次第から茲に聖旨を奉戴致しまして新潟縣恩光會を創立し別紙規定の如く縣下數千の盲人に治療を施し、幸に一人でも盲を晴に轉ずることを得ますならば殘餘の多數の人達の心眼を開かしむる動機ともなり、喜悅の涙は蓋し大なるものと信ぜられます。現に新潟佛教協會では先年十九年間の盲人たりし水野某女を熊谷博

士の手術に依り晴眼とした例があります。

失明の原因と致しましては固より種々ありますが、其の中でも性病が原因となりまして風眼となり、角膜(黒眼)の病氣となり、或は幼児の營養不良症が原因となりまして俗に疳眼を起し、若しくは「トラホーム」突眼などから失明することが主なるものでありますから此等の原因に就て豫防方法を講ぜんとするも亦本會の目的であります。

斯の如く本會の事業は人類愛の大事業でありますから完全に目的を達するためには多額の資金と、永遠の歳月と、努めて倦まざる持久の精力とを要します。従つて此の事業の効果を認むるに至る迄には、篤志者の深甚なる御同情と、最大なる御奮發とを御願ひせねばなりません。惻隱の哀情から發企致しましたものゝ、私達二三者の微力では今のところ詮方はありません。

斯くては縣下數千の盲人達は永久に救はれぬのみでなく、後から後からと盲人が續

きまして縣下の不幸、患者の悲しみは益々多くなるのみであります。

何卒縣民同胞の爲めに自分が晴眼を持つ幸福を思ひ、私達の主唱に御参加を希ひます。

新 潟 縣

今般

御巡幸其縣管内御通輦ノ際人民中眼疾ヲ患ルモノ許多ナル

宸覽被爲在侍醫ヲシテ其原因ヲ審査セシメラレ候處別紙ノ數事ニ因由スル趣深ク
惘然ニ被思食候ニ付病院ニ於テ治療及ヒ豫防ノ方法ヲ盡シ逐年該患ヲ免カレ候様
可致付テハ右方法施設費中へ御手許ヨリ金千圓下賜候條厚ク示諭シ叡慮徹底候様
可致此旨相達候事

明治十一年九月十八日

宮 内 卿 德 大 寺 實 則

北蒲原郡	西蒲原郡	中蒲原郡	南蒲原郡	佐波郡	南魚沼郡	北魚沼郡	岩船郡	刈羽郡	三島郡	高田市	中頸城郡	西頸城郡	東頸城郡	中魚沼郡
一七二	一五七	一八三	一三七	一九七	四八	九六	一三三	一四六	九四	六〇	一五〇	一四五	三七	七九
二八	三三	四二	三〇	五二	九	九	一六	二二	三二	八	三七	三二	六	六
一〇五	八九	一〇九	九〇	九七	二三	七〇	五七	九二	四二	四三	九六	六二	一九	五二
一六	一五	一九	五	一九	六	七	二	四	一	七	一	二	七	二
二三	二〇	一三	二二	二九	〇	〇	一	三	一	七	二	六	五	九

(別紙)

新潟縣下蒲原郡眼病原因

- 第一 土地濕潤
- 第二 砂地ニシテ日光ノ反射強ク烈風沙塵ノ侵入
- 第三 雪中日光反射
- 第四 家内煙出不良室内不潔
- 第五 眼疾傳染性ヲ有ス

失明者診斷區分表

(新潟縣恩光會)

郡市別	受診人員	全		片眼	
		見込あり	見込なし	見込あり	見込なし
古志郡	五二	四	三六	二	一〇
長岡市	七五	八	四八	八	一一

東蒲原郡	四四	一一	二二	七	五
合計	二、〇〇五	三八五	一、一五一	二一九	二五〇

〔備考〕 全盲中視力回復の見込ある者の百分比二五%餘、本表は普通患者を控除せしものなり

記念すべき礎公園 新潟の行在所は當時地方經濟界の重鎮としてその富は大阪の鴻池、酒田の本間家に匹敵してゐると稱せられた白勢氏の別邸であつたから各室の裝飾納涼亭の設備、庭園その他はいづれも結構善美を盡したものであつたが、後故あつて取崩され、御座所はその後分家北蒲原郡金塚村白勢正衛氏これを保存してゐたるも、大正十年同家の菩提寺である新發田町長徳寺にて親鸞上人の遠忌執行に際し、これを同寺に寄附し、同寺は巡幸當時の状態に再築して嚴に保存してあり、行在所跡は新潟市において購ひ、東宮御成婚奉祝のためこれを修めて礎公園となし、盛典を記念すると共に御遺蹟保存の方法を確立して十三年一月二十六日盛んな竣工式を舉行した。礎小學校に校長小池恒次氏を訪問し一緒に礎公園に記念碑を參拜したが、公園の敷地は

六百七十八坪、周圍に土壘を繞らし、芝を植ゑ、樹あり、亭あり、子供達のためにすべり臺あり、雲梯あり、正門は礎町通に開いて右手に御駐輦當時からの椎の大樹があり之に對して碑は東方に建てられてゐたが、碑の高さは二十尺、花崗岩研き出して正面上部に窠紋鴛鴦を刻んだ銅板を、下部には子爵後藤新平氏の東宮御成婚記念と謹書した青銅銘板を付し、側面には新潟市長柴崎雪次郎氏謹撰、八木朋直氏謹書の公園設置の由來が刻まれた銅板が付し、鐵柵が繞らしてあつた。なほ大正十三年三月礎青年會の植ゑた十數本の御成婚記念櫻樹は太り、礎校兒童の植ゑた躑躅は元氣にそだつてゐた。礎少年團は毎年七月三十日にはここに參拜し、明治大帝御巡幸の記念日には礎小學校兒童またここに參拜し、御聖徳をしたらうてゐる。また白山泉公園の御野立所は後取り崩されたが、その跡は美由岐賀岡の名を以つて傳へられ、明治四十五年六月新潟市金卷長作氏が高さ一丈、幅一尺二寸、厚八寸の石に「美由岐賀岡」の五字の刻した碑を建てた。この書は子爵杉孫七郎氏の書である。この碑裏面に御臨幸の日を明治十

一年九月十八日と記してあつた。小池礎小學校長は、美由岐賀岡に御臨幸の日は十七日であるのに十八日と記してある。教へる上にもよくないので訂正が出来たらと始終考へてゐるが、石にハッキリ刻んだものだからどうもならないといつてゐた。また新潟師範學校の寄宿舎の前には碑面の題字を徳大寺公爵に揮毫してもらつた、新潟學校當時の御巡幸記念の碑が立つてゐた。學校では近年同校御臨幸の日にも何もしてゐないやうであるが、只明治天皇祭日や、御臨幸の記念の日等に職員や、全校生徒一同は記念碑前に參拜して、聖恩の貴きを一層思ひ起すなりしたいものだとい職員は語つた。

八十六翁柳雪八木朋直氏の懷舊談 新潟市の長老八木朋直翁は今年八十六歳、新潟百老會の御大で現に矍鑠八十六、翁柳雪と號して狂歌を詠み、畫に親しんでゐる。昔から新潟市のために盡されてゐる。明治天皇の御巡幸の砌にはこの翁の邸へ大藏卿大隈重信さんが泊られた。上大川前通五番町の八木氏邸に翁を訪問すると、齒醫者へ行

つた後で留守だといふので、再三の訪問に「今お歸りになりました」と小間使子は應接間に案内してくれた。元氣の好い、氣持の好いお爺さんで雑談の中から「私の想ひ出の中にはこんはことがあつたよ」と話をしてくれた話には

八木朋直翁揮毫



……私の家は大隈參議が泊られた。明日は御出發といふ十八日の晩だね、料理は鍋茶屋からとつてゐた。お給仕にな、男もどうかと思つたので女でもよいかとお附の佐伯大藏權少書記官に聞いたら「差支へなからう」といふので、脂粉のもの二人を普通の女に仕立てお給仕に出したね、佐伯權少書記官

はお給仕の女を黙つて見てゐたが、大隈さんを促して寝かせると「一寸出て来る」と出て行つたよ。暫くすると朋直に先刻の給仕女を二人連れてすぐ来いと鍋茶屋から使が来たね。何事かと思つて行つて見るとどうだい、鍋茶屋の奥座敷で佐伯先生飲んでゐたね。内務省大書記官品川彌二郎さんに、宮内省大書記官山岡鐵太郎さんもやつてゐた。豪傑ぞろへて元氣なものだつた。供奉の豪い方々だといふので初めのうちは美人達を遠慮してゐたが、だんくくだけでいつたものだつた。その後歸京すると間もなく佐伯さんから来たのが手紙だよ。

とて翁が持つて來られた手紙の文中にあるのが次の詩だつた。

一

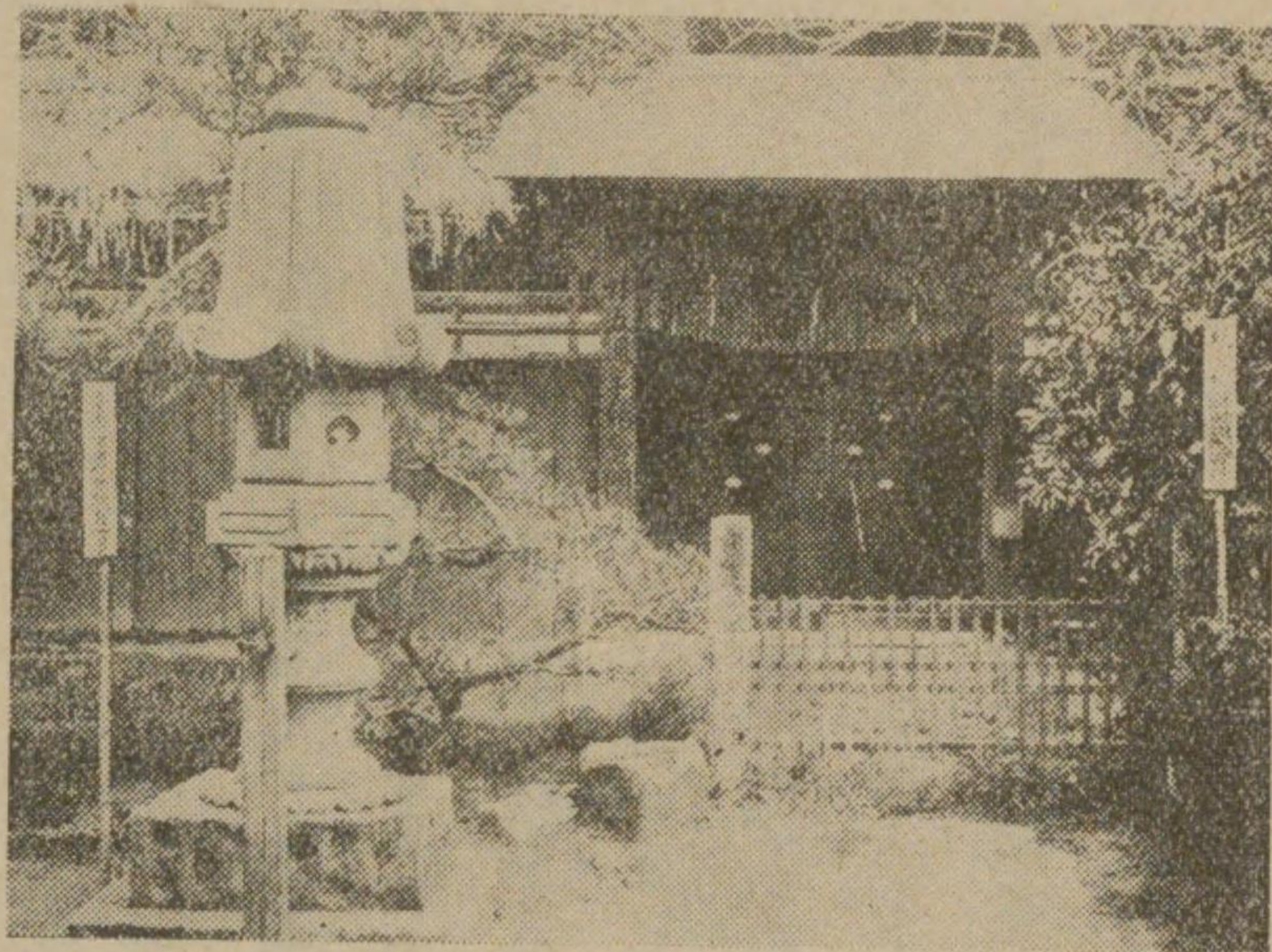
新潟泥鼈古町杯、三狂相送一使回、鍋樓別品阿益、自言嘗仕楠公來。

二

舊尹知己成與濱、三狂閱來履歷眞、黒齒勿信新潟俗、親族元非親族人。

三狂といふのは山岡、品川、自分(佐伯)の供奉員三名の事で、一使のかへるを送るといふのは東京から来た、たしか渡邊洪基氏が歸るのをだね。鍋樓の別品阿益つのは鍋茶屋の女將がお益といふ名だ。昨年死んでしまつたが、これが妾は楠公つてもとの知事楠本正隆さんに最負になつてゐたと言つたのだらう。さうすると成與濱私が連れて行つた成といふ藝者と濱といふ藝者も、わたしも縣令さんを知つてゐるとまア言つたのだらう「舊尹の知己成與濱」、三狂が見つけて來たものは履歷はたしかなものだとなわむれたもので、黒齒勿信新潟俗、親族元非親族人、は當時世間では齒を白くしてゐるものを素人とし、鐵漿をつけて齒を黒くしてゐるものを玄人と定めてゐた。然るに新潟では鐵漿をつけて齒を黒くしてゐるものを素人として給仕に出した。「新潟の婦人たる白齒却て素人にあらずして黒齒即ち素人なり。」とは大間違ひだ、大反對であるが故に一詩をなしたといふのだ。ハッハ、

新潟から新發田まで



流作場行在所

玄的新田安倍邦太郎氏方の鳳趾閣 新潟
市から次ぎの聖蹟地へ向ふため支度をして
出發。萬代橋を渡つて左、信濃川べりを歩
いて流作場新田に來た。こゝの安倍邦太郎
氏宅が明治大帝北陸御巡幸當時の所謂中蒲
原郡沼垂町大字玄的新田の御小休所である
安倍氏を訪問したら氏は新潟硫曹株式會社
の専務をしてゐるので、その會社に出てゐ
て不在。お母様のスイ子刀自に迎へられて
巡幸當時のまゝに保存された御座所を拜觀

した。御座所は上段の八疊の間一室で、「神如在」の額が懸つて三方に御簾が垂れ、中
央二重臺が玉座であつた。明治卅五年はとうど御巡幸の二十五週年であるといふので
既に七年前に逝かれた御巡幸當時の當主九二造氏は、これを記念するため御座所前に
門を建て鳳趾閣と名づけてゐる。玉座に參拜ををはつて後スイ子刀自は、安倍家の寶
物「御船渡御の圖」および「安倍氏邸の圖」(作者長岡出身畫家金子山眠)を觀せてくれ、
御船渡當時の御模様を語つた。

當時妾は十四歳でありました。この玄的新田(流作場)は先祖の玄的が草創したもの
で、明治十一年頃は信濃川渡船の大事なところであつたが土地未開で、あたりは一
帯に川に圍まれ、樹木は生え茂り、梨畑等があつたりして少しも道路のない邊鄙な
ところでした。ところへ御巡幸の年の五月永山縣令が來られて、今度天子様がこゝ
に御小休になられるからその心算で、と話されたので父(故九二造氏)は幅二十間、
長さ四十間の御着船所や、大字沼垂に通ずる長さ一町四十五間、幅五間の新道を開

鑿したり、御座所の修築をやらうとしたのでしたが、それから八月十五日孟蘭盆會で精靈棚が飾つてあつた時、内務少輔林友幸といふ方が見えられ、御座所の修築はそのまゝで宜しいといふのでした。けれども御愛馬金華山、その他御料馬や、騎兵の乗馬百八頭(百二十頭といふものもある)の厩舎を造つたりするために、幾十日も非常な混雜で御座所の柱を皆白金巾に巻くやら、あそこの家から何を持つて來い、こつちの家には何かあるから持つて來て飾れといふ始末で、自分の家であつて自分の家でないやうな有様でしたが、この寒村孤島に天子様が御小休になるといふのは安倍家の光榮であり、村の光榮であると同勇んで種々萬端の御用意をいたしたものでした。それで陛下は十九日の朝六時半を過ぎた頃新潟行在所を御發輦あそばれ、まづ表門から御歩行にてお出ましになり、新造の御船に召されたのでしたが、この朝は前日に較べて天氣晴朗、信濃川は青壘を敷いた如くに小波さへ起たず、御船は三隻の小舟が艦を揃へて漕ぎつゝ曳きたてまつた。その御模様は空前の盛觀であ

りました。御着船を當主九二造は禮装をもつて、また妾達一同は屋敷の中に拜跪してお出迎へ申し上げました。御休みの時間は三時間ほどでしたらう。何分にも信濃川を五艘の天渡船で渡御し、百八頭の馬を順々に渡したりしたので随分長い御時間をお過ごしになられました。けれども前々兩日の雨に引かへお天氣はよく、新潟港に碇泊の大船、小船が帆柱を並べ右に彌彦山、角田山を眺め、左手に日本海を隔て佐渡の見えるあり、眺望よろしく、龍顔はいとうるはしく拜され、御休憩の際に九二造は三吉(梨果)を献じ、村の有志は、書畫や盆栽を天覽に供したりしたようでした。それに御船を造つたものに板谷といふ人がまだ新潟にゐるようです。

直ちに新潟に引返して、西堀通五番町光林寺境内に住む塗師板谷東一郎翁を尋ねたが翁は七十三歳で昨年十一月廿九日に死去したと聞いた。なほ思ひ出の鳳趾閣へは毎年の記念日毎に沼垂尋常高等小學校の職員兒童が來て玉座に對し參拜してゆく。然しこの建物は古く、早くから御座所も傾いてゐるので何とか改築して一層嚴にこれを保存

したいものであるといふとであつた。

阿賀野川に陥没せる新荒所御野立所 巨流信濃川の川面を吹く風に送られて流作場新田から沼垂稻荷町へ、それから新大橋を渡つて、上町通りを沼垂白山神社に出て神社前を左折してひたすら大帝の御車の跡を追ふ。中蒲原郡石山村字馬越、鴉又から石山第三尋常高等小學校を右手田圃の中に見て一路大形村梅老ヶ瀬に至り大形村役場や、大形尋常高等小學校について同村字本所の御野立の跡を尋ねたが村長や校長が留守で知つたものがない。駐在所の巡查氏に尋ねても、村の人に尋ねても、本所河原の御野立所は知つてゐなかつた。「本所村御野立所は本所字新荒所にあつて、當時そこには二間半に三間半の御小屋を本所今井長八が海老ヶ瀬村高橋太郎の援助を得て新築し、御用後は取毀してしまつたといふとである。」この御野立所は明治十八年の大洪水に陥没して阿賀野川の中に没してしまつたのだ。筆者は唯その御野立所がどの邊であるかを知らなかつたのだ。本所の駐在所から土手に上れば阿賀川が流れてゐた。泰平橋が架か

つて對岸が北蒲原郡濁川村大字新崎である。橋を渡れば東は遠く奥羽の連峰が見えて南方越後山脈につゞき、眼を轉じて北方を見れば遙かに松ヶ崎が見えた。本所新荒所の御野立所にしばし御少憩遊ばされた陛下には、この松ヶ崎を望むて戊辰の役をしのばれ、やがて間もなく阿賀野川に架した船橋(二百三十間)を渡らせられて新崎村の古山氏宅に御小休みになつたといふ。橋杭にせかれる川の響をききつゝ泰平橋を過ぎて新崎に來り古山氏邸を訪問した。現戸主文鷹氏は不在であつたが若い奥さんに頼んで大帝の御座所を拜觀させてもらつた。

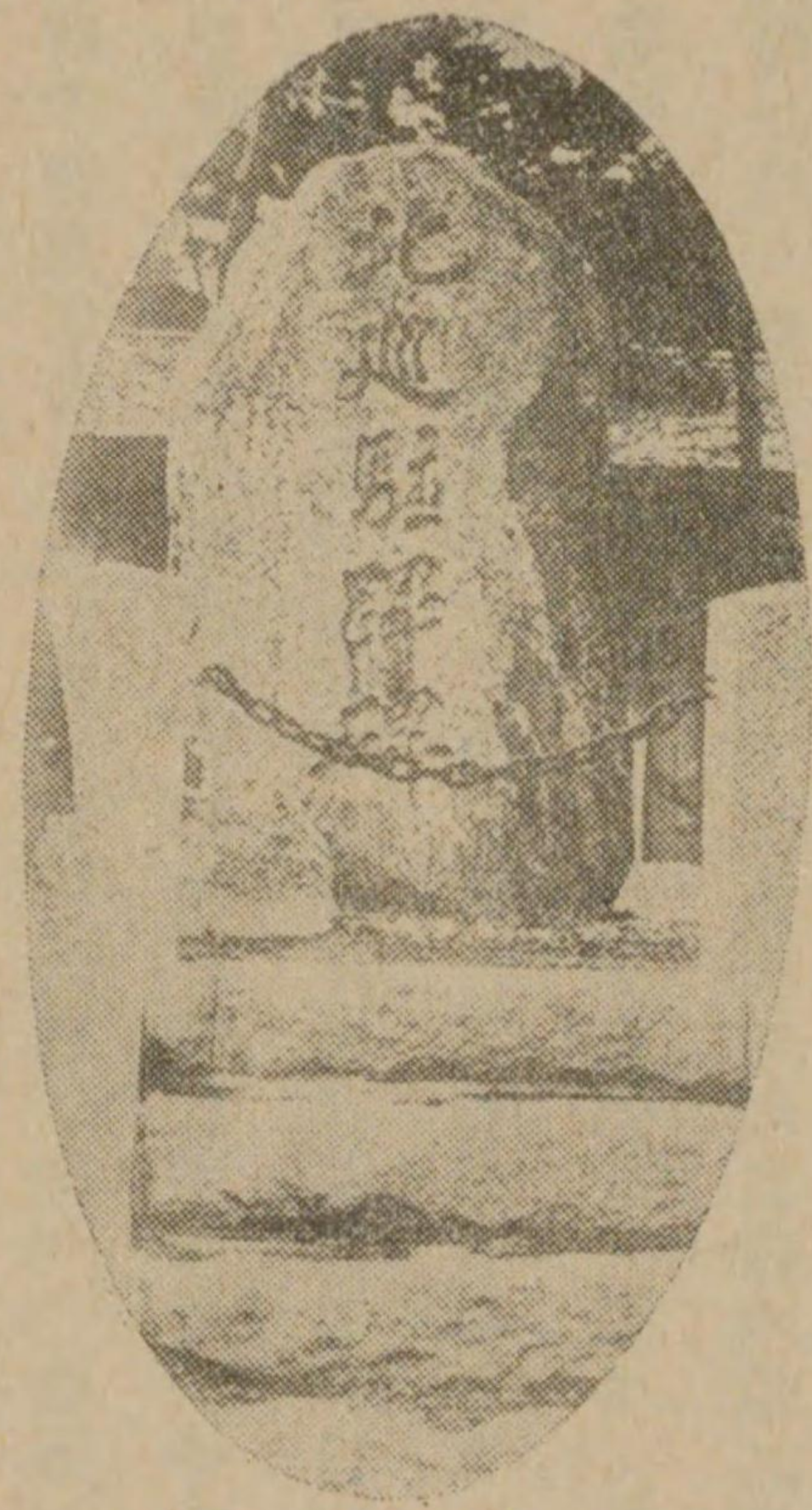
聖跡保存のための財團法人日長堂 御小休當時の主人は故文靜氏で、氏は御駐蹕の殊恩を感じ、通御あらせられた大門入口には「明治十有一年北巡行在之所」と刻した石門を樹て、御登りになつた園内の小丘！山岡鐵舟がつけたといふ瑞雲臺には「聖上臨眺の處」の碑を建て、また園内には太政大臣三條實美公の書で「北越駐蹕碑」と刻せる記念碑を建て、聖蹟保存のために明治三十年に千歳講といふを組織し、明治三十四年

には更に財團法人太古山日長堂を組織してこれが永遠の保存法を確立したといふ。そして御巡幸の記念日にはこゝを一般に參觀せしめ、濁川尋常高等小學校の兒童は日長堂に來て御座所に參拜することにしてゐる。」と同小學校長堀重太君はいつてゐた。日長堂には錦旗塚が目にはいつた。塚は古く、苔がむしてゐたがこれは戊辰の役に、北征總督仁和寺宮さまが新潟から新發田へ本陣を移されるとき暫く錦旗をこのところに樹てたまふたところで、日長堂はこゝの庭園が特に深山のやうに静かであるといふところから特に「山靜日長」の四字を書いて下された、その御文字から取つてつけたもので、古山家は地方の舊家にして、代々名主を勤めた家柄。明治二十三年には故有栖川熾仁親王北鎮御巡檢の際にこゝに御車を駐め給ひ、明治三十四年八月には閑院宮殿下が北越御巡視の節こゝにまた御休憩遊ばされてゐる。

内島見の敬眞會 新崎から約一里歩けば木崎村大字内島見である。木崎尋常高等小學校に入れば今日村社の祭典で兒童は參拜に出るところであつた。校長高橋俊三君は

この四月三島郡宮本尋常高等小學校長から轉じた人である。新發田川に架かつた西本街橋のためと木崎村役場では村長龜山純一郎氏に會ふ。内島見には明治天皇の行在所がある。故近藤瀨平氏の宅でこゝ

内島見の記念碑



に御書饌し給うたのであつたが、近藤氏の宅は既になくなり、當時御座所となつた八疊及五疊の二室も取り崩し、明治三十四年新發田偕行社に賣却して同社に移し、現在も保存してゐるといふがこれよ

り先瀨平氏は御小休の光榮を永く傳へんために、明治二十一年三月その邸内の一隅楓の木の下に建てた碑が今國道端から見えてゐる。碑の形状と大きさは新崎村の記念碑と同一で銘文もこれを寫して「北越駐蹕碑」太政大臣三條實美書とし、碑陰には明治

十一年九月十九日龍駕北巡に際してここに驛蹕した事とこれを建てたものゝ姓名とを
あきらかにしてあつた。そして現在ではこの地方の有志はこの御遺蹟の荒廢するを憂
ひ、大正十一年一月相謀つて敬眞會といふを組織し、取あへず一千圓の經費を支出し
て碑の周圍には玉垣を繞らし、碑前にあつた民家は取拂つて國道に沿ひ堤を築き、石
門を樹て、永久に保存するの途を講じてゐる。また御巡幸の記念日には木崎村の小學
校兒童、青年會員、在郷軍人分會員は共にここに參拜してゐる。なほ近藤家の當主近
藤政一郎氏は今新潟市の山ノ下に住居してゐることを畠山村長は聽かしてくれた。

名物木崎の梨 木崎名物としては胡瓜、茄子、西瓜、大根、白菜等があるが、中に
も梨子は一番著名だ。陛下も北巡の砌には木崎の梨を特に御好み遊ばされたと傳へら
れてゐる。最近の調べて木崎村では畑が五百町歩、その内百町歩は梨畑である。木崎
小學校附近の大沼、見國山には殊に廣大な梨畑があり、五月の梨の花の咲くころは實
に美事なものである。木崎の梨はなかくは長十郎、大白あり、ちくてもは早赤龍、晚

三吉を作る。けれどもここては主として貯藏に堪へる早赤龍、晚三吉が名産だ。毎年
一年の梨の産額は十八萬圓乃至二十萬圓で、これらは殆ど新潟市場で各地にわかれ
てゐる。

孤松亭々たる御座所跡 内島見を東本街橋からさらに新發田川に並行して御通輦道
を進むと東方に佐々木山を見る。いつか大正十一年四月やうやく竣工した葛塚町外六
ヶ村の組合堰に來た。佐々木村の入口にはいつた。この村の御小休所は松林を通つて
水原新道から下る江島川に架かつた明田橋を渡り、尙ちよつとしばらく歩かなければ
ならなかつた。さうして大字佐々木で國道から約二町引込まなければならなかつた。
佐々木村大字佐々木の御小休所は土地の名主大井深太郎氏宅で、深太郎氏はすでに故
人、故あつて屋敷は取崩され、御座所は地方の某が購つて取崩し他に移したその際舊形
を失つたが、明治四十二年聖跡保存のために村の有志が相謀つて木標を建て、木柵をめぐ
らしてあつたのを後市島修平、後藤小次郎、川崎影市諸氏が發起となり、寄附を請う

て大正二年十月御座所跡とおぼしきところに「北巡駐蹕之碑」(徳大寺實則書)と題せる記念碑を建てた。碑前の女松は碑の隣家菊地龜松氏の祖父菊地源藏といふ人が、龜松氏(四八)の十歳位の時植ゑたものであると聞いたが、毎年九月十九日の御巡幸の記念日七月三十日の明治天皇祭にはこの女松のあたりに祭壇をもうけ佐々木村内の小學校兒童、在郷軍人分會員等整列してうや／＼しく参拜するを例としてゐる。大井家の當主は勳氏で、氏は現在猿橋村大字猿橋、てうど新發田町にはいる入口に酒、石油、その他雜貨商を營んでゐる。佐々木尋常高等小學校長板倉梧一君に逢つて、村役場や、佐々木信用購買組合や、販賣生産組合の桑野收治氏を訪ねた後、この村で面白い傳説をもつた大字西宮内の鬼塚を觀、猿橋に勳氏を訪うたが不在であつた。

傳説佐々木村の太子堂 北蒲原郡に佐々木村といふ村がある。今では人口四千もあるが、ずつと昔はあたり一面が湖水芦原で、湖水のはたのちよつと小高いところに七軒ばかりの漁師の家があつたに過ぎなかつた。その頃のこと、近くの濱では毎夜々々

水底から何ものか一道の光をはなつものがあつた。これを見つけた村の人達は「あれはいつたい何だらう。」と不思議に思ふやうになつて來た。「どうだ一つ網を引いて見やうぢやないか。」或る日村の人達はかう相談し合つて網を引いて見たところが、網にかゝつて來たのはたゞ小さな佛像が一體ほかには小魚一匹すらとれなかつたのだ。これは不思議のことなので村の人たちは「こりや滅多なものではないぞ有難いものだぞ」とその一體の佛像を疊四枚も敷けるくらゐの廣さがあつた村の木の洞へお祀り申したものだつた。ところがその後親鸞上人といふ豪い坊さんが佛法をおひろめのため今の中蒲原郡烏屋野村といふところからこゝへ來られ、この木の洞の佛像を見て驚かれ「これは長くも聖徳太子御直作の自身像である、かうして置いてはいけない」といふのですぐ小さな祠を建てお納め申し上人御自身も尊像を刻んでこゝに納められた。これが今の太子堂のはじめである。さあかうなつてくると大變だ。その後といふもの殿様の溝口侯や、家老の窪田家からもいろ／＼な寄進がある、立派なお堂も建てられた。さ

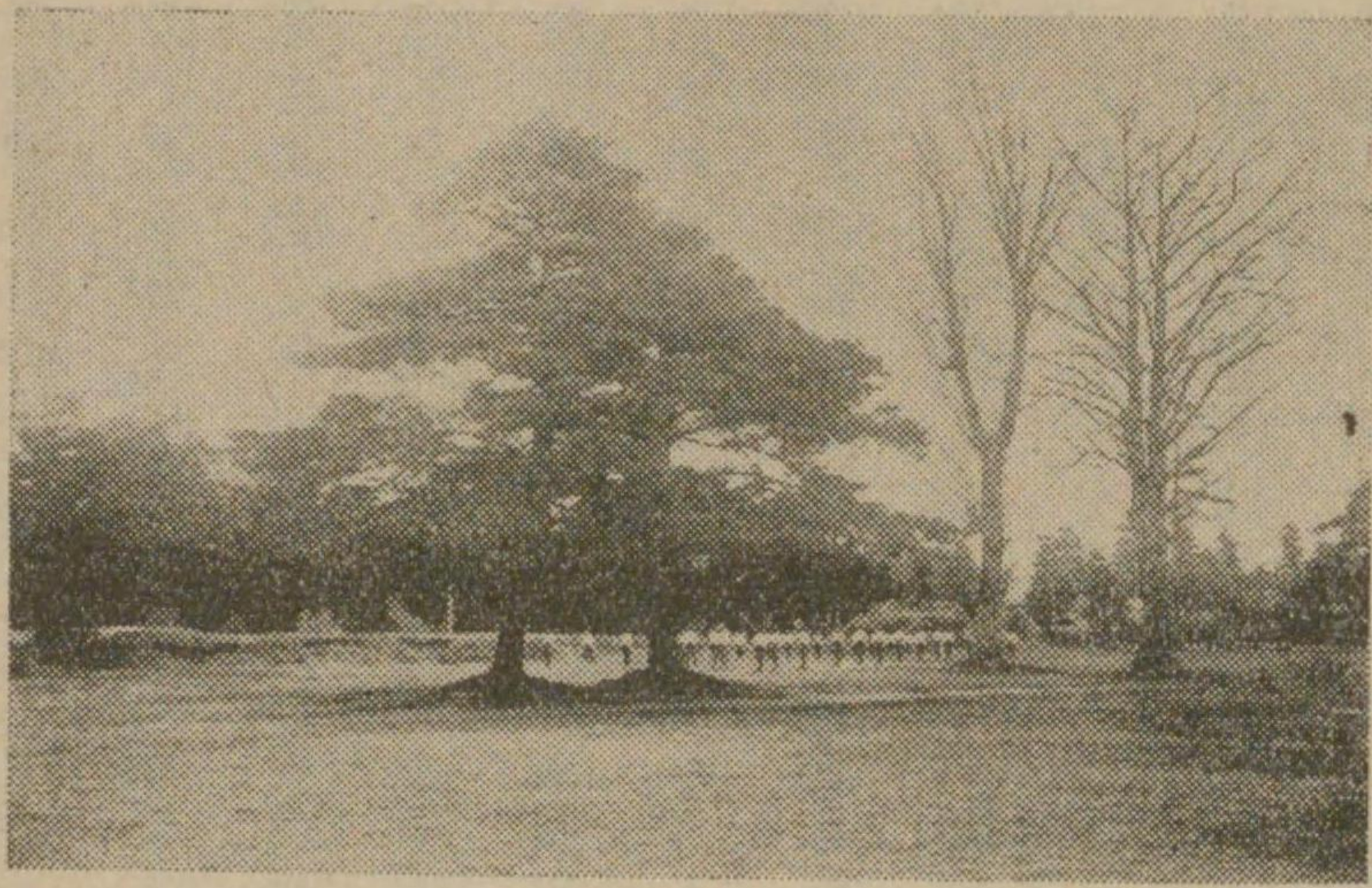
うして今では村の人達ばかりではなく、隣村からもお参りするものが多くなつて毎年四月十五、六日の太子堂のお祭りには参詣人引きも切らぬといふほどである。佐々木村の西手の方にある太子瀉は、つまりその太子像の上つた遺蹟であると村の人達はいつてゐた。

黒鳥兵衛鬼塚の傳説 越後の新發田町から西の方一里ばかりはなれて佐々木村大字西宮内といふ村があります。この村にある八幡宮は源氏の大將方のうちにも名高い源頼義公のすゝめによつて建てられたもので、お宮はこの數年前までは大きな森に包まれて晝さい暗いほどでありました。この八幡宮の境内に夏草の生ひ茂つてゐる方八間ばかりの小丘があります。これを村の人達は鬼塚といつてゐます。ですがこれはほんの鬼塚ではなくて、今から八百六十年ほど前、皆さんも知つてゐるあの前九年の役に八幡太郎義家や、そのお父さんの頼義に攻めほろぼされた阿部貞任、宗任兄弟の家來であつた鬼の様なそれはく強い黒鳥兵衛詮任の塚なのです。黒鳥兵衛は主人貞任、宗

任が戦ひにやぶれますと手下共を引連れて遠い陸奥の國からこの越後の國をさして逃げて來ましたが、義家の弟である加茂次郎義綱に追はれました。そして道々戦ひながら猿橋村である隣村の弓越村まで來ますと、とうく加茂次郎の弓に射とめられて黒鳥兵衛は首を取られてしまひました。しかし黒鳥兵衛は強くつて戦さの時は魔法をつかつて黒雲にまで乗つたといふほどの、鬼のやうにそれはく強いものですから、こんなものゝ首はそこらめつたところへは埋められない。これは八幡宮の神威におさへつけて頂くよりほか仕方がない。佐々木村西宮の八幡宮の境内に埋めたがよいであらうとこの境内に埋めたのです。さうして胴體は越後一ノ宮である彌彦神社に埋めてしまひました。それから後明治維新の前までといふものは、雨の降りさうな日にはさつと彌彦神社の境内に埋められてある胴體といつしよに呼びこたへし、ひどい鳴動をして村の人達をこはがらせたといふことであります。佐々木村の隣、弓越村は黒鳥兵衛が首を取られてからのち名づけられたもので、その當時加茂次郎がたてまつた陣刀

は今にこの八幡宮の寶劔になつてゐます。

鳳輦新發田に着御 國境會津、越後の連山に飯豊、二王子、五頭の峻嶺がまだ雪をいたゞいて陽に輝いてゐた。猿橋村大字猿橋といふても猿橋は町のやうで、その家並つゞきに新發田町へ來た。この町は北蒲原郡の中央にある都會で、郡役所の所在地、歩兵十六聯隊の兵營があり、人口約二萬、もと十萬石の城下だ。町と町の角々に打つけられた町名の札を讀んでゐると直ぐ城下町であるといふことがわかる。同じやうな小路や幾つもの曲り角が出來てゐて、旅からのものは一人歩きぢや迷ひ子にもなりそうだ。新發田尋常高等小學校第一部御免町の校舎で一部長小柳治太郎君に會つて御車の跡を訪ふ。明治十一年九月十九日明治大帝の車駕は佐々木村に暫時御休あつて午後三時半頃新發田町の入口に差かゝらせらるゝ町の入口には新發田分營（當時東京鎮臺師管高崎管内新發田分營）第八聯隊第二大隊長大森少佐の指揮する第二大隊をはじめ新發田は勿論遠く中條、津川方面から小學校兒童も御出迎へ申上げ、密集したる沿道の



疑はれた藩士 として、御駐輦の町内警備に對して北巡の御當時は王政復古後年尙

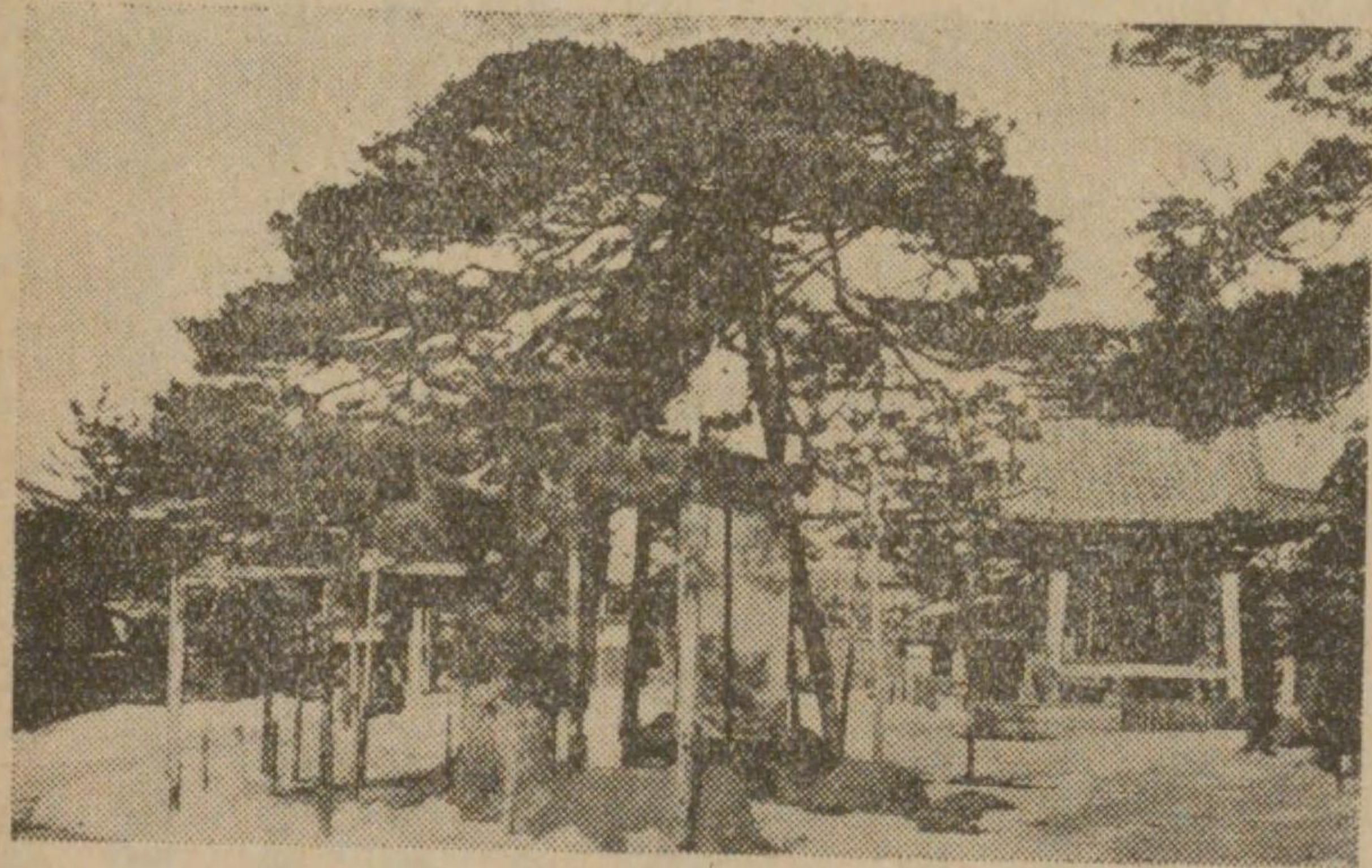
新發田練兵場

御鹵簿拜觀者の歡呼裡に四時新發田町に御着輦し給ひ、直ちに下鐵砲町、下町、中町、上町、御免町、三之丸、二之丸、土橋を御通過あらせられ、正門より新發田分營に御臨幸、集議所なる大隊長居室（今の營内練兵場の中央邊）に御小憩の後練兵式を天覽の上兵營及び兵隊病院入口まで御見廻りになつて二之丸、三之丸大手先より上町、中町を左に石川小路を経て材木町の行在所白勢成熙氏邸に入らせられたのであつた。行在所に於いては舊新發田藩參事以上のもの、窪田平兵衛、溝口甚太郎、溝口半兵衛氏等天機を奉伺した。

浅く數年來各地に紛擾があつた後で、地方は全く靜謐に歸したとはいひない状態のため新發田署長井上穆氏は、警視廳よりの警官と共に御駐輦中の警戒に大いに心をつくした。この警備の話として新發田藩士山中森彌と云ふものがあつたが、かれは御駐輦中に若し供奉の諸官に不敬を加ふるが如きものがあつたとすれば、わが藩の耻辱であるとして武器を携へ行在所周圍をぐるぐ廻つてゐたところが、却て警視廳の警官にこれを疑はれ、新發田署長の証言によつて初めて獨力警衛の熱誠を認められたといふエピソードが残つてゐる。

新發田の御座所は烏有に歸した また行在所は天下の富豪白勢をもつて任じ、豪奢風流は一代を壓したといふ白勢成熙氏が、財と歳月を惜まず建築したものであつたので、とても美事で今日にてもその各室は造作の美と結構は見るを得まいといはれたのであつたが明治二十八年六月同町大火の際全く烏有に歸し、その跡は今日病院になつてゐる。そして當主白勢和一郎氏は、五十公野に居るであらうといふことであつたが

判らなかつた。しかし白勢氏の分家白勢長衛氏(故人)は行在所の記念となるべき各物品の保存を計り、當時通御の門を同町田所町に移してその内庭門となし、また御使用ありし調度品、椅子一脚、卓子一個、燭臺一對等は金塚村大字金子の自宅にあり、現當主正衛氏が前代の意志を繼いで嚴にこれを保存してゐる。赤穂の義士堀部安兵衛の手植ゑの松のある同町田所町長徳寺には新瀉町行在所(白勢成熙氏別邸)當時の御座所がそのままの建築をもつて保存されてある。小柳君と共に長徳寺を訪ふて拜觀を乞へば住職は不在であつたが、奥さんがゐる精細に拜觀するを得た。また新發田偕行社跡には御

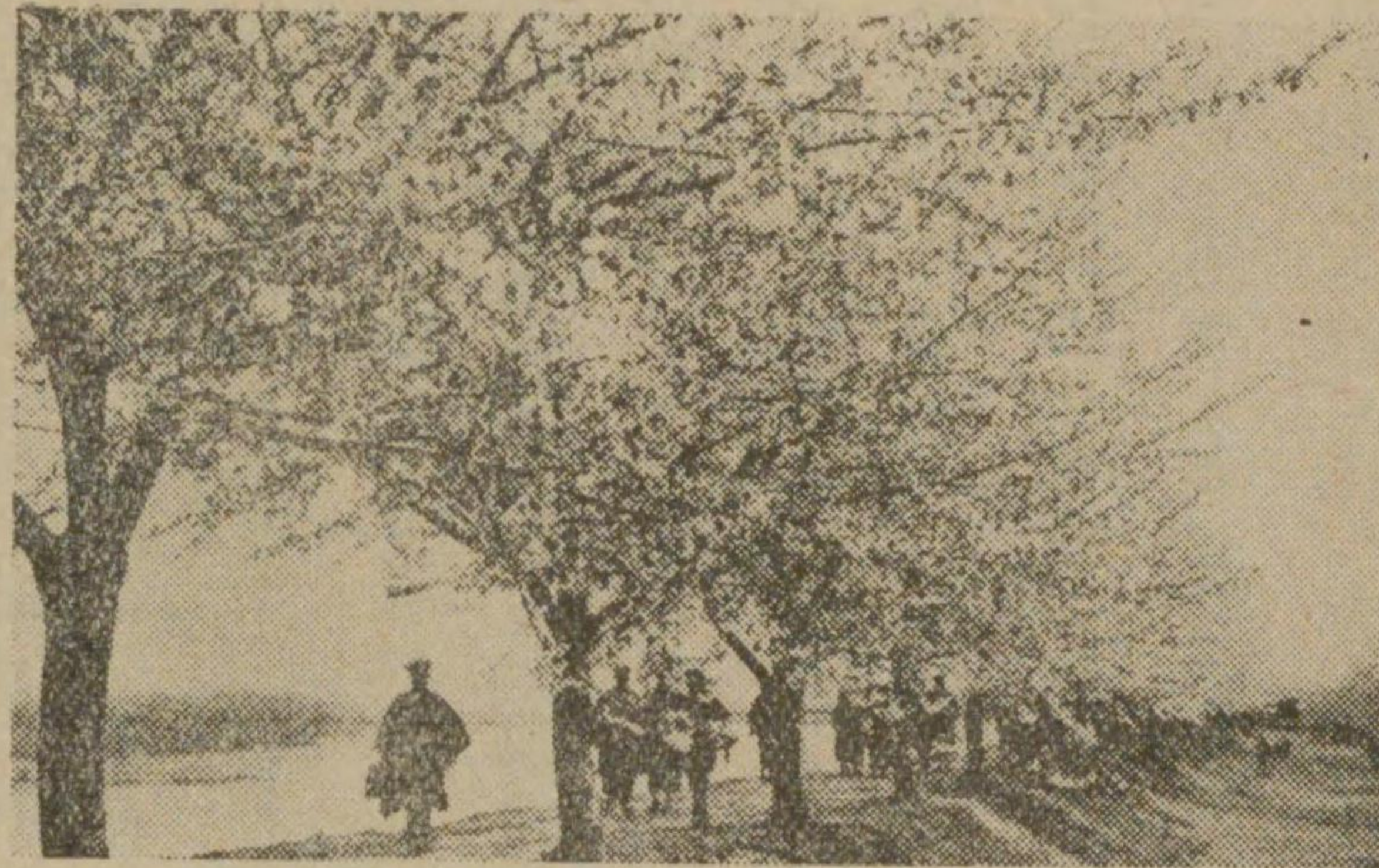


堀部安兵衛手植の松

眞影の間といふのがあり、新發田尋常高等小學校長原常一郎氏と共にこれをも拜觀し

た。この御眞影の間は内島見行在所（北蒲原郡木崎村大字内島見近藤頼平氏）の御座所であつたが、前記の如く明治三十四年故あつて瀨平氏が新發田偕行社幹事長陸軍少將岡崎生三氏に請ひ買ひ上げてもらつて偕行社に保存しあるのだといふ。

加治川堤の櫻 新發田町に行在所を拜し、觀光するものゝためにこの附近の名所舊蹟を記せば第一が新發田城趾である。これは初め新發田氏の築いたもので、後慶長三年藩祖溝口秀勝が大改修を加へ、累代の居城としたものである。



加治川堤櫻花

今は歩兵第十六聯隊の兵營となり本丸、濠、石垣、正門等すべて存し、堤封十萬石の昔をしのばせる。城は一名菖蒲の城といひ、羽越線新發田驛から十五町である。次は加治川堤の櫻であるが、これは新發田驛から一里半、自動車は片道壹圓。この加治川堤の櫻は清流加治川の兩岸日本海に至る堤上實に四里、萬餘の櫻樹は花時千條萬朶花を重ね沃野の間を點綴し、遠く連山未だ雪を頂くの景亦他にもとむべからず恐らく天下の櫻の名所として推稱し、悔ひをのこさない。

新發田から新津まで

京都に入るの感があるとの御仰せ 菖蒲城下新發田の町の約半里過ぎ五十公野の杉畷を越えて五十公野村に至るが、五十公野は慶長三年夏溝口秀勝公が加賀大聖寺より入封の際はじめてこの地に駒をとどめ、こゝ下越一帯の地を展望したところであつた明治大帝北巡の時、新發田行在所（白勢成興氏宅）に御一泊翌二十日（明治十一年九月）

こゝより水原、新津に向はせられる。朝六時行在所において新發田町まで奉送の新潟縣大書記官白上直方並に新潟新發田の兩行在所に奉仕した白勢成熙兩氏に拜謁を仰せ付けられ白上大書記官には天盃を、また白勢氏には御紋付三ツ組銀盃一組、錦二巻と金貳百圓を賜ひ、さらに明治維新前後公事に勤勞し、賞與された者三十七名に天顏奉拜仰付けられて七時三十分行在所を御發輦、鎮臺分營の兵隊その他各官衙學校職員、兒童一般の奉送に御會釋を賜はりつゝ、この五十公野の杉畷を御通輦あらせられた時「恰も京都に入るが如し」と仰せられ、車駕の内よりしみじみと四方の風景を御眺めあらせられたといふ。新發田中學校の前よりいよいよこの杉畷にかゝれば、折から荷馬車ひく男のあり、唄はうたはぬがくわへ煙管に心もかるく手綱引きゆく様は、畷路の風情を倍加してそぞろに詩趣津々と湧き出づるの思ひがあつた。

御通輦道碑の建設者大江雄松翁 五十公野小學校を左に見て、松浦村に行かんとすれば道は急に貧弱になつたので「これが御巡幸當時の道路かね」と往來のものにきけば

「さうです」と教へた。心には怪み／＼やつてくれば、松浦村大字六日町入口の橋際路傍に「御通輦道」の碑が建つてゐた。そこで漸くこれが御通輦の御道であつたと安堵した。碑はもと、この道が通御あらせられた道であつたが次第に舊態を失ひ、やうやく地方人士の記憶から忘れられんとすることを憂ひ、同村大字八幡の舊里正にして新潟縣知事森正隆氏の命を受け御巡幸遺蹟の調査をした大江雄松翁が、私費をもつて建てたもので、建碑式は大正元年九月明治天皇御大葬當日舉げた。碑の文字は森知事の書であつた。碑の傍らの松に風が鳴り、見渡す田には植ゑ付け時で百姓たちが働いてゐた。二王子山から吹き下ろす風は今日暖かであつた。大字八幡新田から松浦村役場の前を通り法正橋から荒川へ来て、高山荒川小學校長にあひ、直に荒川の御小休所（武藤徳四郎氏宅）に御座所を拜觀し、現當主武藤郡四郎翁と語つた。

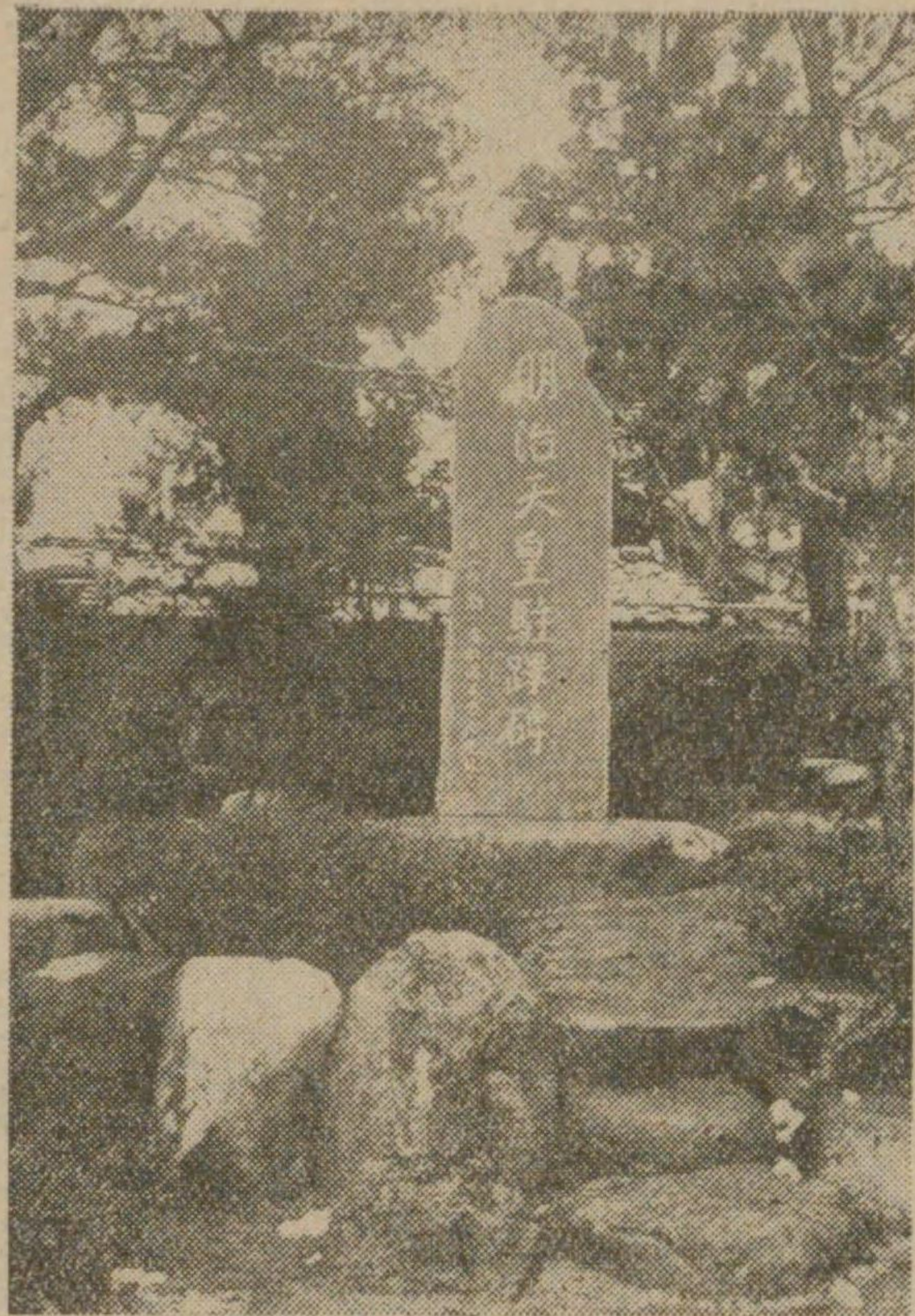
明治天皇様の御着き遊ばされたのは九月二十日の午前九時頃で、近在近郷から龍顔を拜さんとして集つたものは村一杯でありました。皆路傍に座つて拜觀したが、後

日話することもあるであらうかと洵に恐れ多くて顔は上られないやうであつたが、私はそつと顔をあげて龍顔を拜しました。その時陛下には御慈悲深い、それはなんともしひがたく神々しい御まなざしにじつと路傍に拜跪した奉迎者達を御覽あそばされつゝ、この御小休所へ入らせられ給ふた。私は思はずありがた涙にくれました。筆者の訪ねた時には翁は少し気分は悪く休んでゐられたのであつた。この荒川の武藤家では地方の舊家で累代庄屋を勤めた家柄である。當主は好徳氏である。御座所は上段十疊一室を充てたもので現に同家で鄭重に保存してあり、毎年御巡幸記念日には松浦、荒川兩小學校兒童は職員と共にこゝに參拜してゐる。

村役場に變つてゐる御小休所 荒川村御小休所から月岡温泉を右に見て笹岡村字折居、女堂から明倫小學校の前を通り大幸橋から字堤、笹岡に来て、山崎に来た。笹岡村役場は山崎にあり、この役場が明治大帝陛下の御小休所の跡である。但し陛下御巡幸當時はこれが山崎小學校であつた。村役場を訪へば、村長横山富作氏は笹岡村消防

組の春季消防演習の爲めに笹岡の總鎮守へ行つてゐて不在であつた。しかし役場員は

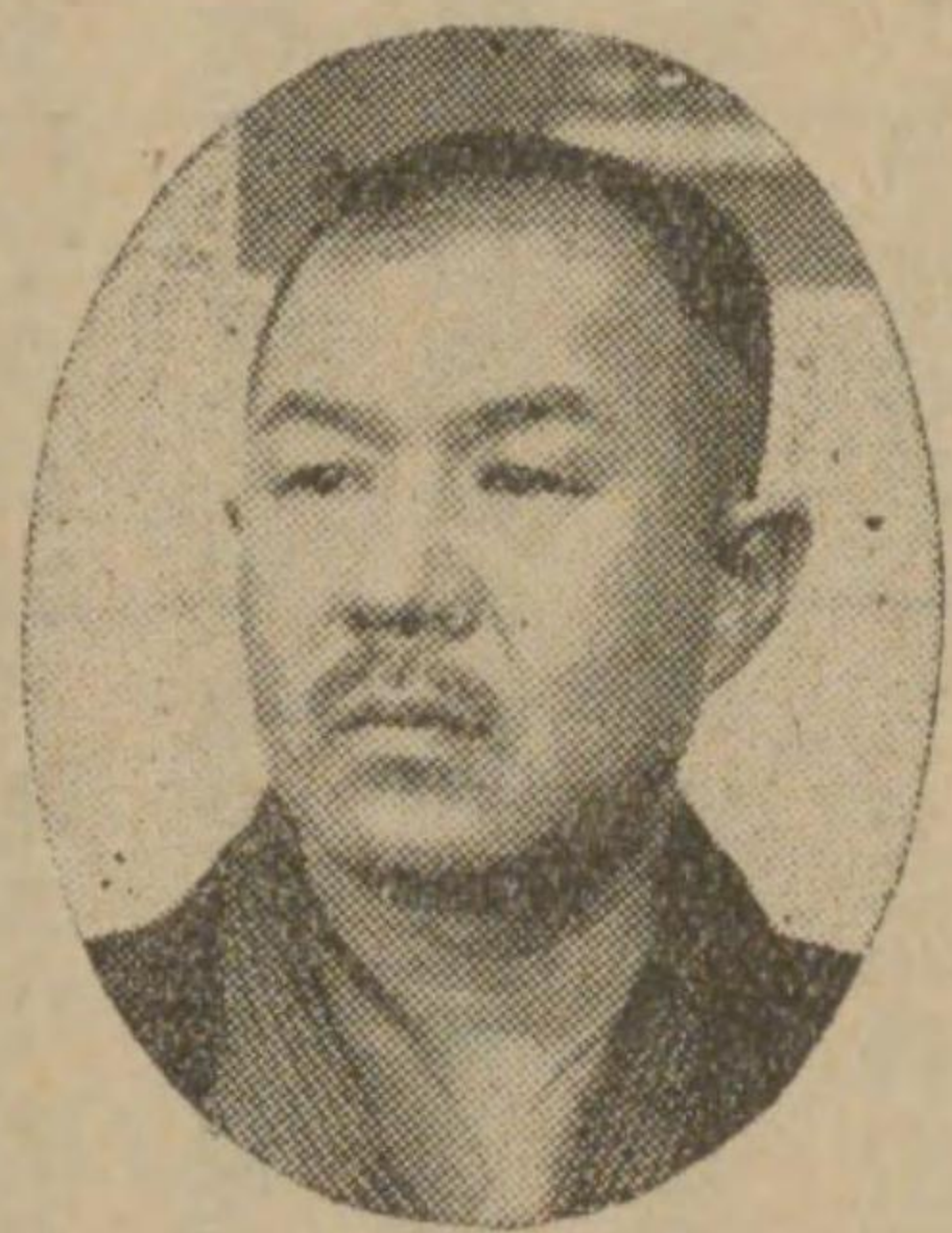
山崎村記念碑



親切に階上の玉座及び大臣、參議侍従その他供奉諸官の休憩室まで案内してくれた。山崎校は明治九年一月當時第廿二大區長五十嵐甚藏氏の寄附によつて新築し、十一月落成したもので、當時は實に立派な校舎であつた。御小休所と定まるや甚藏氏の盡力により四百參拾餘圓を以て御座所一棟を新築し

階上に玉座を設け、その他の敷物は甚藏氏私費貳百貳拾壹圓をなげうつて設備し、九月六日工事が成つた。その後御座所は笹岡小學校の御眞影奉安所に充て來たが、大正

五年同校の新築が成つて他に移り舊校はこの笹岡村役場の廳舎となり、嚴重に保存をなし、大正十二年圖書館を設置すると共に、これを閱覽室として村民は大帝の御偉業をしのび日新の修養に努めてゐる。圖書館の書記子にきけば、追々農業がせはしくなるので晝こゝに來て讀むものは兒童以外は少いが、しかしこゝは貸出しが多い。そして閱覽者は眞面目で規定を無視するものは殆んどないといつてゐた。圖書館創設の年の十二月三十一日現在の圖書閱覽人員は兒童四百五十六名、學生々徒四十四名、教員五名、計六百十五名、それに官公吏一名、實業九十五名、その他十四名であつた。役場の前には山崎村御小休所記念碑が建てられてあるが、これは大正二年現貴族院議員笹岡村大字金屋五十嵐甚藏(五十嵐家の當主)外二十一名の諸氏が發起で、工費參百五拾圓をもつて碑建設を計畫、翌三年四月九日該工費四百參拾九圓を笹岡村に指定寄附、



(主當)氏藏甚嵐十五

受理を得て工事成り、同年九月に除幕式を挙げたものであつた。碑の高さは九尺厚さ六尺、幅二尺五寸で碑面には伯爵土方久元の書で「明治天皇駐蹕碑」の七字は刻まれてゐた。九月二十日の御駐蹕記念日には笹岡村内の各小學校長職員、兒童および有志、在郷軍人分會、青年會等各參集して莊重なる記念式を舉行し、村長および笹岡小學校長は明治天皇の御盛徳について訓話をしてゐる。

瓦の生産地としての笹岡 笹岡村は四十二大字を有し戸數約千三百、人口八千五百中大字笹岡は町風をなし戸數約百五十、人口千三百で屋根瓦の製造が盛んである。大正十二年十二月三十一日現在の瓦生産數量は九千六百五十三坪、價格は四萬九千九拾貳圓であつた。當村は無論農作物生産を主とするが、竹製品が著名で、前同期製産價格は貳萬四千四百四圓に達してゐる。附近五頭山麓には出湯温泉があり、行基、弘法ら遊錫地としての舊蹟が多く、主なるものは高麗時代の様式に係る石佛五頭山、優婆尊、賽の河原、發電所山、魚止の瀑布、大日ヶ原、村杉鑛泉、親鸞上人魚化岩及同三

度栗等である。

瓢湖の畔から 笹岡村字山崎から縣道を一本道に水原町に來た。瓢湖の櫻は有名であつたが、加治川堤の櫻が評判になつてこの頃はそんなに世間の注意を惹かれなくなつた。飯豊、五頭の山嶺が東方に青く背景をなし、旗樓湖にのぞんで瓢湖の風景はよい。水原町は北蒲原郡では新發田に亞ぐ地方都會で、戸數は千五百餘人口は九千足らず、地主、富豪のゐる町として知られてゐる。山崎村御小休所に御小憩の陛下は、この水原町では字下條の富豪故佐藤伊左衛門氏宅にて御晝饌を召され給はれた。佐藤家の現當主光熙氏は今年十二歳、まだ若く現在は東京小石川水道端の別邸にをり、水原町長佐藤逸策氏が後見人として留守宅の一切を切盛つてゐると町の人がいつた。行在所(佐藤氏邸)を訪ふて御座所を拜觀させていたゞきたいと乞ふたが、電報を打つて東京の主人に聽いてからでない、自分のいちぢんでは出來ない。と佐藤水原町長は許してくれなかつた。御聖徳を仰ぐために御巡幸の記念日に學校では何かやつてをられ

ますか、と聞いてみたが、水原尋常高等小學校長佐久間貞治君は何もしてゐないといつてゐた。

今はなき分田河原の御野立所 水原町から次ぎは堀越村大字百津を通つて分田村に入り、大字東町に分田驛御小休所當時戸長石井孫太郎翁宅を訪ふた。石井翁は今年八十なほ元氣で酒造を業としてゐられる。當時の大帝御小休所玉座は六疊間、これに二の間四疊、御門、板扉等はすべて自費をもつて新築したとのことで、その御屋根を銅葺に改め躑重に保存して今日におよんでゐる。陛下の御小休中には安田村旗野餘太郎氏は同家襲藏の豊太閤筆短冊及徳川齊昭書屏風一双を天覽に供し、自分は菓子越の雪に梨果三吉及葡萄を献じた。當日御紋付三つ組木盃一組、白羽二重一疋に金拾五圓の御下賜があつた。御小休の光榮を永く記念せんがために徳大寺實則公に請ひ、庭内に明治天皇御駐輦碑を建て、御巡幸記念日(九月二十日)には分田小學校兒童はこの御小休所に來て參拜することを例としてゐると。辭して分田尋常高等小學校を參觀、校長

に會つてと思つたが校長は出縣中で不在。しかし村助役吉田石次郎氏に逢ひ、大字分田河原御野立所への道をきいたが、この御野立所は崩陥して何等の痕跡もなく、渡船もないので新津へ行く順路を変更しなければならなかつた。當時この分田河原御野立所は分田驛御小休所から半里餘にあり、阿賀野川の岸砂地の滑げな所へ日覆のみした假の御小屋を、新開村本間新作氏が自費をもつて建て一切の設備をしたのであつた。そして後これを取崩し材料は新作氏宅に保存して今もあるといふことだつた。分田河原の御野立所から新津町行在所に向はせらるゝ御道筋に新津町大字柄目木があり、この齋藤君太郎氏の宅前にて當時越後七不思議の一として評判のあつた土火を約十分近く御とごまりあつてその土火の使用法を御覽あそばされて、午後四時新津町行在所當主桂譽恕氏邸に御着輦あらせられたのであつた。

新津石油の起源 新津町には中蒲原郡役所があり、大正十四年十一月一日（元阿賀浦村、満日村合併日）の調査によると全町戸數は三千七百二十五戸、人口は一萬九千百

五十一人である。新津町は石油と鐵道によつて食べてゐるといつてゐるほど石油に係し、鐵道に係したものが多し。鐵道に係した官署では新津運輸事務所、同保線事務所、新津驛機關庫、保線區。石油に係した會社では日本石油株式會社鑛業所、同上製油所、旭石油株式會社鑛業所、同製油所、それに明治石油、大日本石油會社の出張所、丸新、奥田、吉澤、石崎、大谷、愛志組の各製油所がある。石油會社の中ではやつぱり日本石油會社が一番規模を大にして事業をやつてゐる。それが四月からは事業縮少のため仕事を休止することになり、これに従業してゐた約五百人からの従業員は新津を引拂つて行くので新津町はちよつと困つてゐた。しかし新津の町を今日あらしめたのは依然石油事業でなければならない。よつてこの事業の起源沿革をたづねるも面白からう。新津の石油事業は慶長十八年大字柄目木眞柄家の祖仁兵衛といふもの越前より移り來り、大字田家草水の荒蕪開墾に當り、石油の露出を發見したること

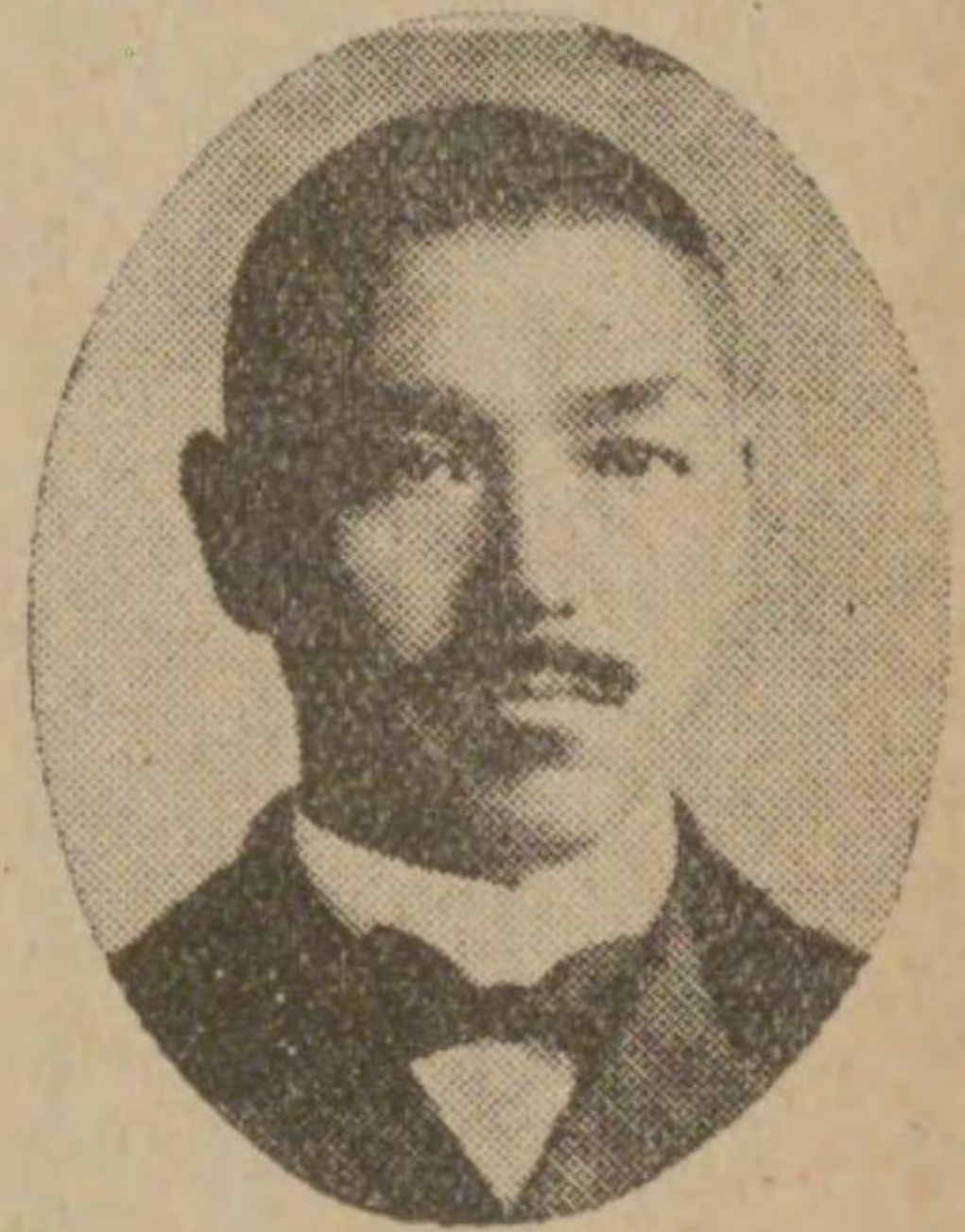
に始まるもので、爾來苦心經營多年の後寛永七年に至り辛うじてこれを燈火に用ふる

の端緒を得、時の藩主溝口家がこれを賞して開坑の権利を附與したもので、しかも坑井の掘鑿及採油の術は極めて幼稚であつて、「カクマ」と稱する草をこれに没してそして搾取したものであつたが、明治六年鑛山法の發布以來漸く手握式となり、明治二十七年千葉縣の人て上野昌次といふが始めて輕便鑿井、俗稱上總堀を用ひ、明治三十二年日本石油會社が機械堀を大字田家字熊澤に開始して成功し、漸次石油界の注目を惹き同三十六年以來油脈を追うて隣村金津村、新關村に展開採掘するに至り、明治四十三年能代川の對岸大字柄目木地内に猛烈なガスと共に始めて一大噴油をなし、さらにまた瀧谷方面に凄じい大噴油を見るに至り、實に日本の油田地として内外に認識され、採掘方法の進歩發達は今や歐米式をとり、「ロータリー」式によるものが多い。油田の開掘年月の明かなるものは新津町大字田家地内慶長十八年四月、大字田家の内字瀧谷七本松、大字柄目木、同飯柳地内明治四十二年二月、小須戸町大字天ヶ澤新田字草津慶長十五年頃、金津村大字金津慶長十五年頃、大字鹽谷大同二年頃、大字割野町字高

谷明治六年、大字朝日字坪ヶ入寛永三年、大字東島明治九年、新關村大字小口明治十年である。

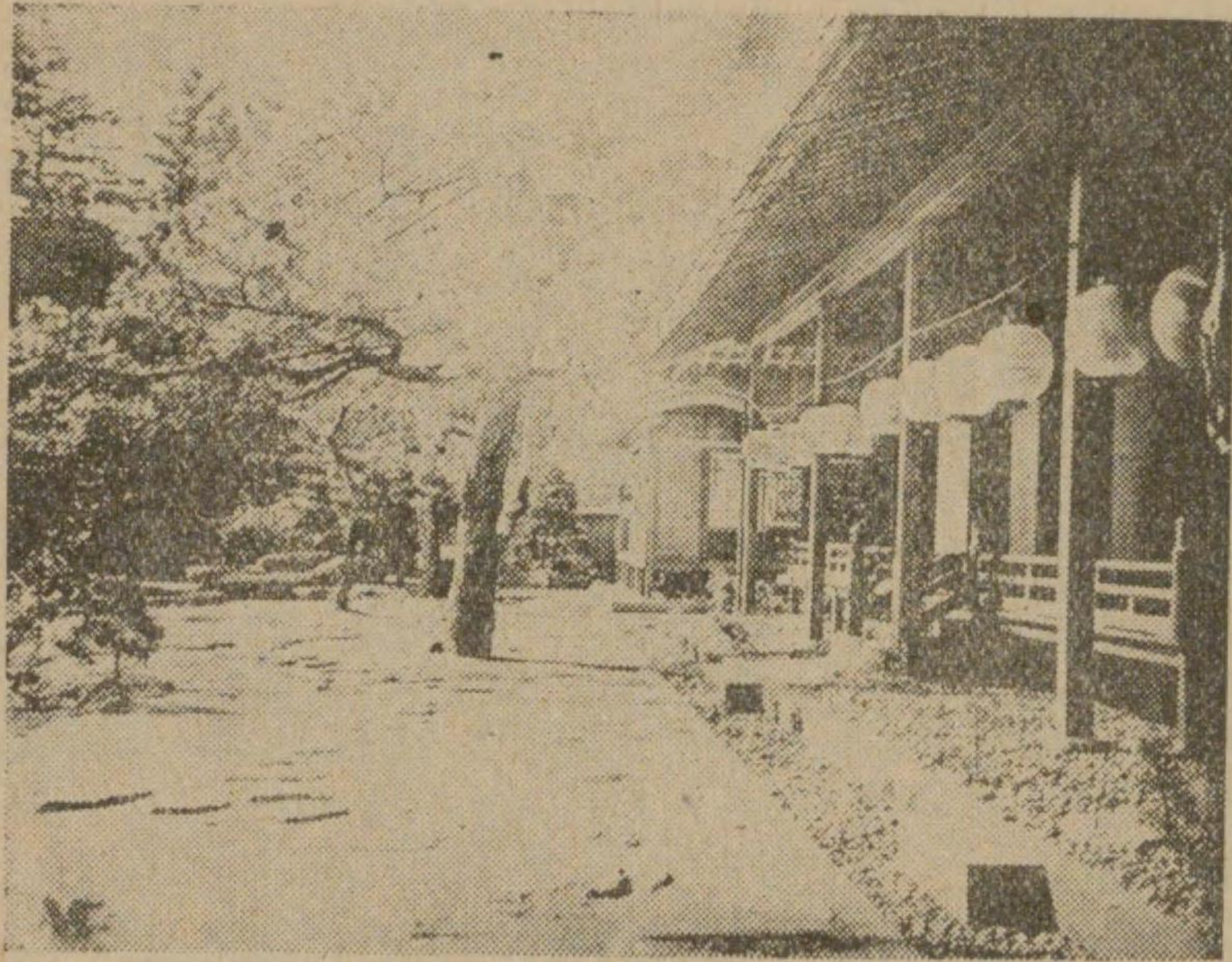
秋葉山麓の清水 かくの如く新津には鑛業所、製油所多く、新津町をめぐつて立つた石油櫓は新津の偉觀をなしてゐる代りに町内には飲料水が乏しく、昔から水脈を探るに苦心したが、文化四年現町會議員長井恭太氏の中祖永井久左衛門氏苦心の結果、漸く秋葉山麓に水脈を探り、これを鑿掘したところ深処にして湧出した水は清冽に甘く、滾々としてさらに盡きることなく、全町民はこれによつて炊爨の用に供し、飲料水として今にこれを汲むものは四時絶ゆることがない。土地のものはこの清水をば「幸清水」と稱してゐるが、こは右大將花山院公が命名したものと傳へられてゐる。

光榮ある新津町 新津町役場から筆者は新津行在所桂家を訪うた。當主桂恕佑氏は外出しやうとされてゐたところであつたが、特に會つてくれた。權門に矜るなく、温厚な君子の風ある紳士であつた。桂氏は葛原親王をその始祖とし、越後における初代



桂 恕 氏

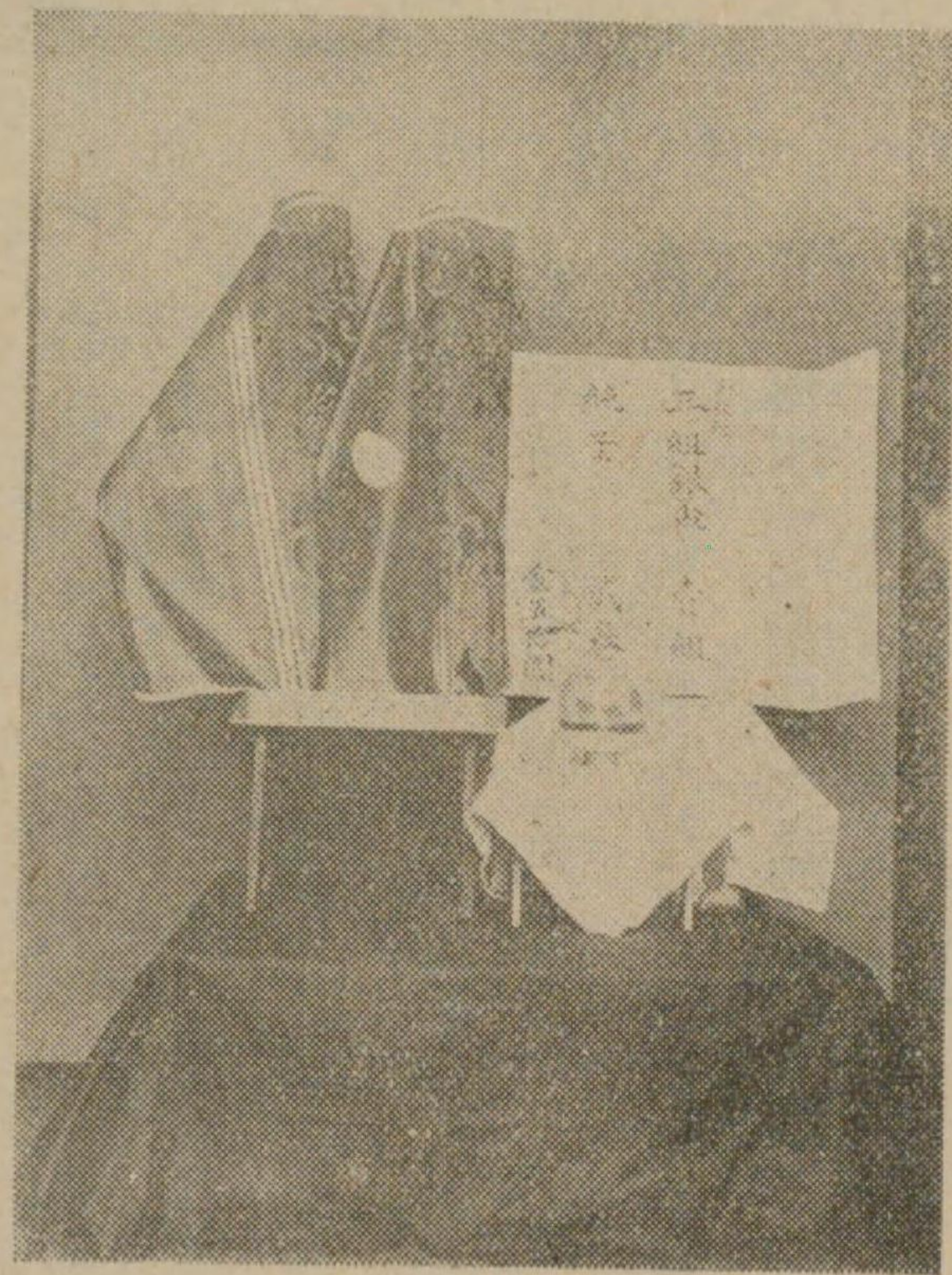
譽秀氏は寛文年間能登から移つて新津に住し、爾來
 連綿として續き、明治大帝御巡幸當時の當主譽恕氏
 が第八代で、現當主恕佑氏は第十代。この間或は大
 庄屋として、檢斷として、新發田藩政に力をいたす
 と共に歴代勤王の志厚く、地方公益事業に貢献する
 ところ多く、最近では恕佑氏は町のために、町小學校創立五十週年記念事業の一とし
 て大正十四年十月一日第一校舎前に開館した新津記念圖書館に、その開館當初必要な
 器具圖書全部を添へて寄附されたりしてゐる。筆者は家人に案内され、明治大帝陛
 下の御座所の拜觀をすることゝなつたが、陛下御巡幸當時譽恕氏は上段の間を御所風
 に改修して表御座所とし、新に一棟を新築して裏御座所に充て、兩所に玉座を設け一
 切の調度品を新調し、庭園は清め
 家のなりかたふくまでに我さとの行幸のまけにつくさん物を



新 津 行 在 所

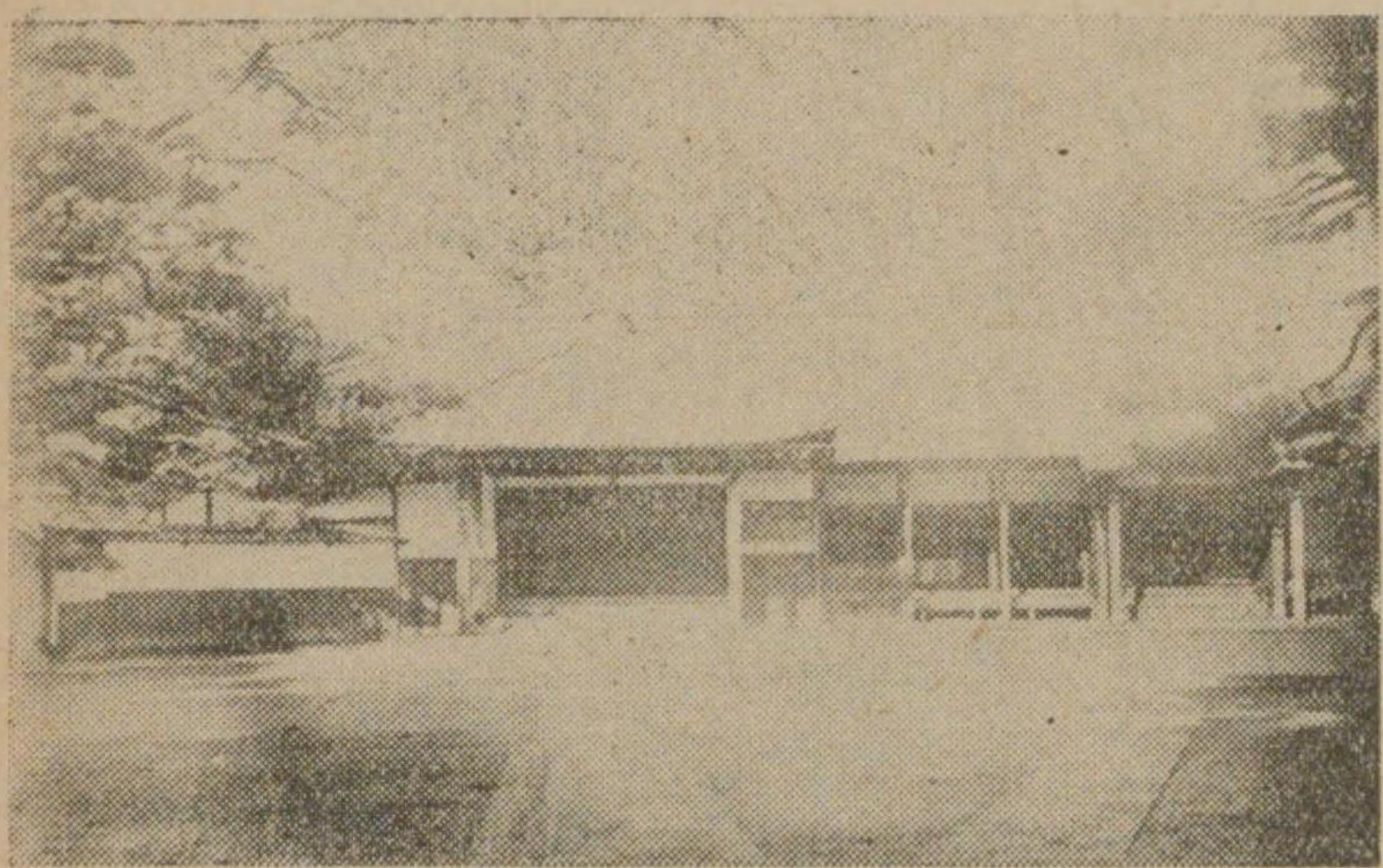
大君のふかきめくみは外國の民草さへ
 もなひかさらめや
 父母の世になからへはもろともにけふ
 の行幸を拜まんものを
 ひくら生のいふせき賤かふせやにも雲
 井の月の宿しけるかな
 と御着輩を待ちたてまつたのである。
 さうしてこの日譽恕氏は菓子越の雪を献
 じ、傳來の刀劍、古書畫、古器物にその地
 方の産物等を添へて天覽に供へ、御旅情
 を御慰め申したといふが、御座所は明治
 十三年の新津町大火に焼失してしまつた。譽恕氏は聖蹟の湮滅を懼れ、その歿するに臨

んて舊觀のまゝに再興することを遺命したので、遺族はこれに従ひ明治二十年原形のまゝに表御座所を再築し、裏御座所趾には松樹を植ゑこれを記念してゐる。なほ毎年の御巡幸記念日にはこれを開いて御下賜品（御紋付三ツ組銀盃一組、純子二卷、金五十圓）を飾り、神饌を供へて祭事を行ひ、新津町の各學校生徒兒童に拜觀せしむる外、何人の出入をも許してゐるが、新津町民はこの日を全町國旗を掲揚記念し、御座所を拜し、天恩の廣大なると明治大帝の御威徳を永く慕うてゐる。但現在の行在所には明治三十五年五月二十五日皇太子殿下（大正天



桂家への目錄並に御下賜品

皇）北越地方行啓に際し有栖川宮威仁親王を従へて御小休の事あり、大正五年五月三



御巡幸當時の桂家表玄關

十一日には閑院宮載仁親王特命檢閲使として本縣へ御成りの際御立寄あり、また大正十三年八月二十一日久邇宮殿下、同妃殿下、信子女王、東伏見宮、邦英王殿下福島縣へ御成の途次共に同邸に御休憩あそばされてゐる。桂家の現當主桂佑恕氏は父譽恕氏及び兄先代譽輝氏の志を嗣ぎ先帝御駐蹕の恩光を子孫に示さんがためさらに碑を、裏御座所趾に建てることを決し、本縣知事を経て題字の下賜を閑院宮載仁親王殿下に請願し、許されて、「明治天皇駐蹕碑」の七字を書して御下賜あり、碑陰記は子爵石黒忠惠氏に請

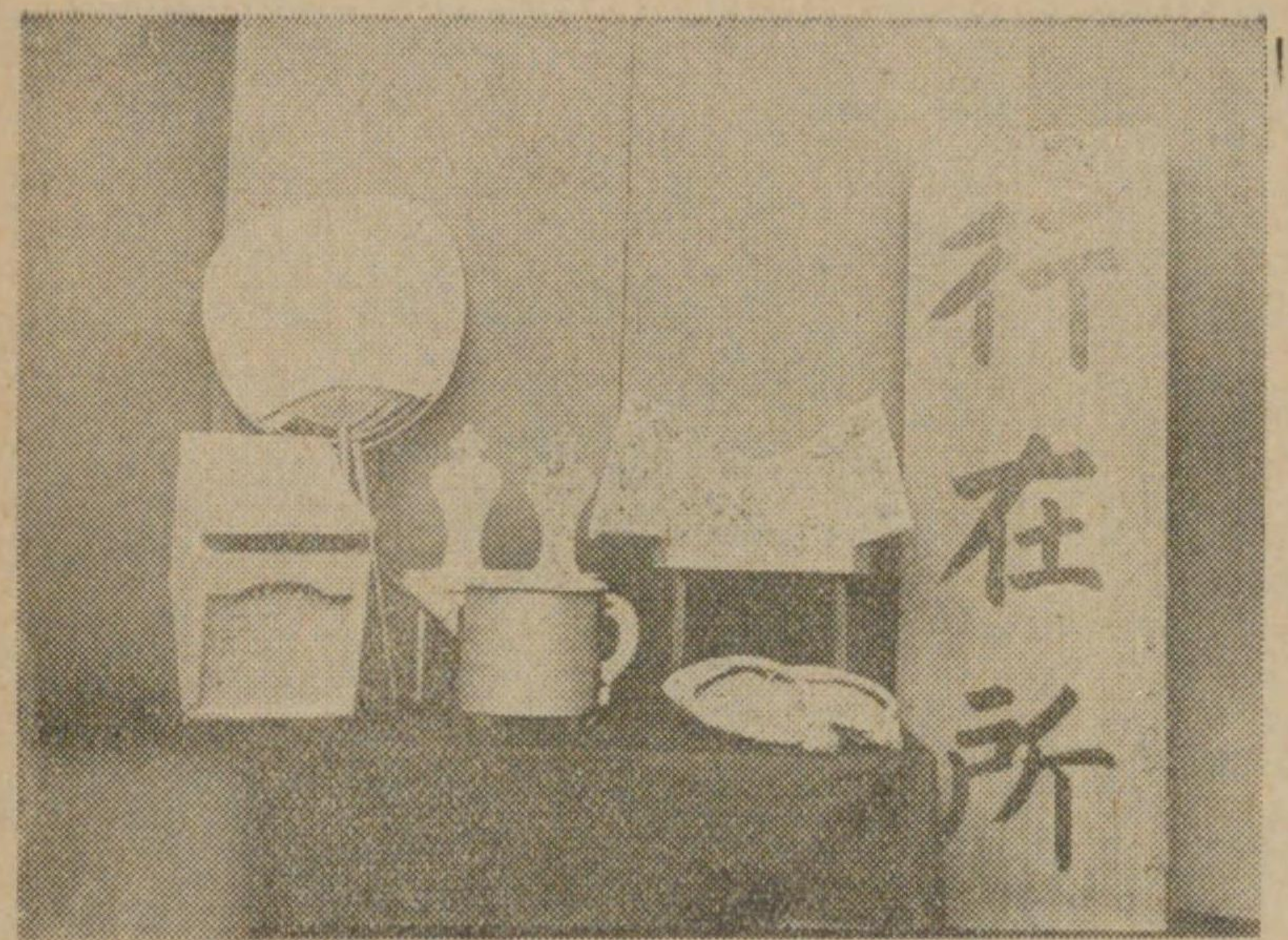
ひ、大正十三年十月十五日これが除幕式を挙げた。碑は庭園の眺めよきところに巍然として桂家の萬歳と共に新津町の光榮を永く記念してゐるが如く建つてあつた。



〔補遺〕 新津桂家は地方切つての素封家であり、由緒正しい

家柄であり、しかも代々勤王の志篤く、社會奉仕のため財をなげうつこといさゝかも惜むところなく、かつ地方の素封家、富豪など見るが如き權柄もなく、極めて徳望ある君子として畏敬されてゐる。殊に桂家八代の主譽恕氏が明治大帝の御北巡に家のなりかたむくまでに我さとの行幸のまけにつくさん物をと寢食を忘れ行在所の新築に赤誠を披瀝し父母の世にながらへはもろ共にけうの行幸を拜まんものを

とまた如何にその父母に孝心深きかを知らしめてゐる。當時明治大帝の御巡幸に譽



品度調御の用使御てに家桂

恕氏の一族は共に喜び新津町行在所が兄譽恕氏の家であるといふので

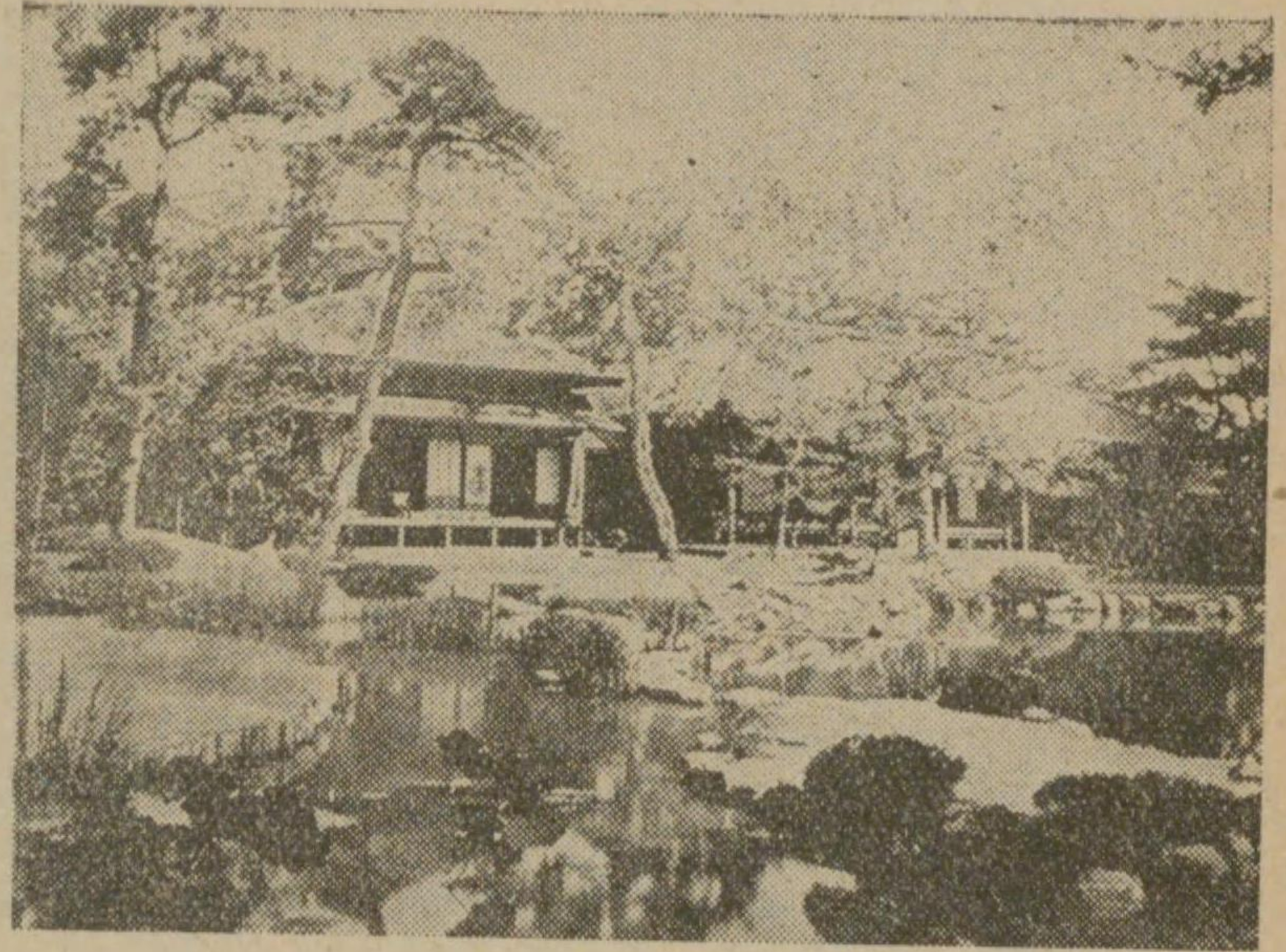
桂 上 枝(譽恕氏弟)

いはむすべたゝへんすべもしらぬみは只
ひたすらに涙ながしつ
父母のながらへあらばいかばかりけうの
みゆきの嬉しからまし

吉 澤 愚(譽恕氏弟)

しなさがる越のくにすら洩さずてわが大
君は行幸ましけり

桂 重 章(譽恕氏弟)



桂家御座所御息の間の

しら雪のつもる越路の野も山も出ます所
みやこなるらむ
くに民の其うきふしを問むとて行幸ます
こそ嬉しかりけれ

桂 民 衛(譽智氏弟)

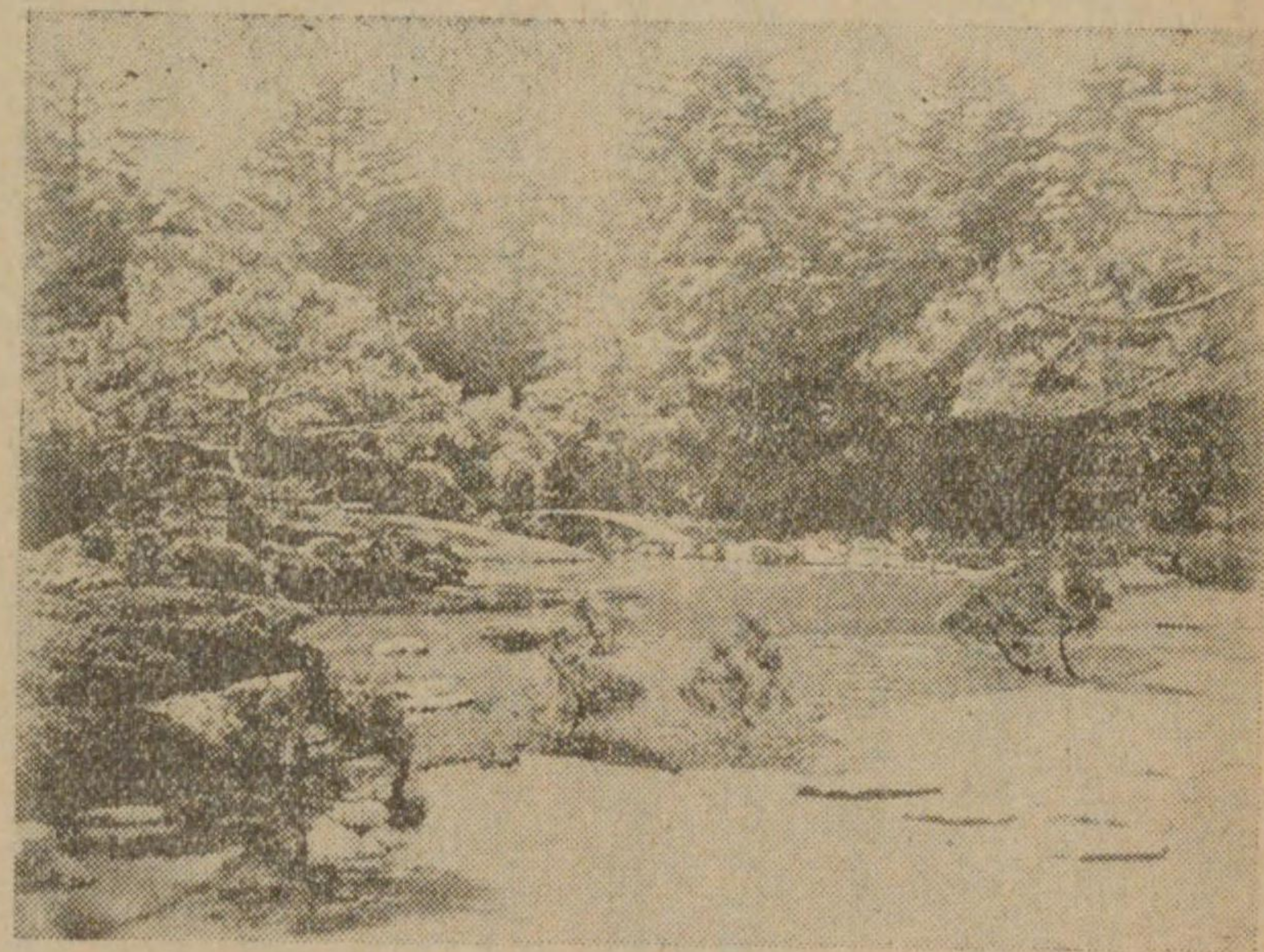
嬉しさにこぼるゝ涙雨となりて賤がたも
ともうるほひにけり

と感泣してゐる。今桂家世代略歴を見るに
桂家の初代譽秀氏は善左衛門と云ひ、始祖
葛原親王の御子高棟王より十三代從三位治
部卿左大辨親輔の三男、從五位上伊勢守秀
行は弘化二年下つて能登國飯田町に移り春日神社神官となり(文久元年九月十三日

卒)、秀行は十五代葛原式部少輔吉政(元祿二年七月一日卒)の男で、寛文二年越後へ
移住したが、臣下の分として葛原の姓を冒すは皇室に對し忌諱に觸ることとし特
に桂原と改めた。しかしその能登にあるものはいまなほ葛原と稱してゐるが、この
譽秀氏は性豪邁にして大度あり、單身赤手郷を出て地を新津に相し、節儉勤勉大に
産を興し、寛文十一年現今の宅地へ家屋を築き子孫千年の本居と定め移住したもの
で、かれは元祿十二年十二月廿五日六十二歳をもつて歿し、二代が譽智氏で六郎左
衛門と稱し、姓桂原を縮めて桂としたのであつた。三代は譽春氏で、氏は新發田藩領
新津組(二十二ヶ村)の庄屋となり、代々世祿を受け、寶曆十一年功勞によつて山林中
の一山を賜はり、秋葉神社を建立して山を秋葉山と稱し、茶種を宇治に採り、隣接
の一山を開墾播種し、新津町に市場を開き、北蒲原郡葛塚(元下興野新田)に不毛の
地を開いたりし、四代譽章氏は長じて京師に遊び、尊王の志篤く、その京師にある
や岩倉恒具卿に謁しひそかに朝權の恢復をはかつたが成らず、郷に歸り牧民の職に

つき窮民を救助し、又財を捐て書を購ひ樓を構へてこれに藏めたりした。かれが購うたのは經史から百家小説に至る數萬卷で、これを藏めたる樓を萬卷樓と呼んでゐる。また彼は碁を好み三段の免許を受け、かつて出府の際江戸の碁客安井某と藩主邸に輸贏を争ひ一局の碁三日を費して遂にこれに勝つたといふ。また五代は成章氏、新發田侯に仕へて代官に任せられ、北蒲原郡池の端陣屋に勤務した。

六代は譽正氏で、長じて皇典を平田篤胤に學び、本居内遠、野々口隆正等と友である、晩年京都に遊び、岩倉具集公に謁し



園庭家桂の時當幸巡御

て桂樹園三十景の詠歌を賜ひ文政二年阿賀、能代兩川の大洪水には七十二人を救助し、天保の凶年には飢民を救ふ等また堤防修築、開墾工事業、備荒貯穀等公務に盡瘁した人であり、七代譽重氏は謹嚴剛直にして國體を重んじ、皇典に精しく、歌詞に長じ農事に心を用ひた人で、著書數部をもつてゐる。戊辰の役には四隣皆賊であつたが獨り敢然として大義を唱ひ、賊の憎むところとなり一家ことく離散し、非常な艱苦を嘗めた。既にして官軍到つた時は家を兵部卿宮の本營にあて、糧米千俵を献じて軍資を助け、賞状を受け、大河津治水には金千兩を献ずる等治水、殖産、賑恤等に金品を投ずること少くなかつた人であつた。

勤王の大義を唱ふ 譽恕氏は桂家の八代で、明治大帝の北巡の砌の當主で戊辰の役には居郷ことごとく賊徒に黨したが、父譽重氏と共に勤王の大義を唱ひ、官軍に投じ、先鋒となつて新津、五泉、村松方面に進撃し、賊徒を逃走せしめ、後新津町庄屋十六區長を命ぜられ、これを辭して郷社秋葉神社祠官となり、加茂の縣社青海

神社祠官となつて辭し、人道教職をして教部省の權少講義から内務省の權中講義まで進級し、明治十一年の車駕北巡に家を擧げて行在所に供したので、累世尊王憂國の志しのあるのを嘉みして拜謁の榮を賜ひ、菊花章三組銀盃一組、菊桐地紋純子二卷、御目錄金拾五圓一包を下賜され、祖先以來所藏の古器、刀劍、書畫の天覽をうけたもので、明治十三年八月には縣會議員となり、翌十四年二月十日逝去したが、大正十三年御成婚の盛儀行はせらるゝや勤王補佐並に公益上の功勞を御追賞あり紀元節の佳辰を卜し特旨をもつて從五位を贈られたのであつた。九代は譽輝氏。忠君愛國の念深く常に楠公を欽仰し、明治三十五年五月二十五日皇太子殿下（大正天皇）有栖川宮殿下と共に北越行啓の際は一家を擧げて御休憩所に充て、特に拜謁を仰せ付られ金帛を賜はり、明治卅七年六月日露戰役には後備歩兵第三旅團後備兵第十六聯隊小隊長として旅順に向ひ二百三高地攻撃に突進奮戰して砲彈に殲れ、勳五等に叙し雙光旭日章並に功五級金鷄勳章を授けられた。年三十二。常に公益事業に金品を投

じ貧民を救恤し、罹災者を賑恤すること數十回に及び十六回賞を受けてゐる。當主恕佑氏は十代で譽輝氏の令弟であり、譽輝氏に嗣子なく、順位によつて家を嗣いでゐる人である。明治二十七年十二月一年志願兵として歩兵第十六聯隊補助大隊に入營し、歩兵少尉となり、同三十六年五月村社秋葉神社々掌に補され、三十七年の日露役には歩兵第十六聯隊小隊長として出征し、令兄譽輝氏と同じく二百三高地攻撃に負傷し、内地に還り、中尉に任じ從七位に叙せられ、戰功に依り勳六等單光旭日章並に功五級金鷄勳章を授けられた。大正五年五月三十一日閑院宮殿下特命檢閲使として本縣下へ御成の際には同家を御書齋所に供し、特に拜謁を仰せ付られ、白縮緬一疋を賜はり、大正十三年八月二十一日には久邇大將宮、同妃殿下、信子女王、東伏見宮妃殿下、邦英王の各殿下福島縣へ御成りの途次御休憩所となり、また拜謁を仰せ付られ御紋付銀盃一個を賜はつてゐる。また氏は新津記念圖書館開館に盡力し、その他各方面の公益事業に孜々として盡してゐられる。

以上は桂家世代の略歴をかいつまむだものであるが、新津桂家は四代皇室の御用を勤め、一家一門なほ益々さかえゆくことはこの上もなき祥事で、まことに目出度き限りと言はざるを得ない。

新津から三條まで

御轍の響に落つる露の玉 初秋の風がさわやかに朝露を宿す草木を静かに吹いて清
新の氣が新津の町に満ち渡る、この朝(九月廿一日)六時戊辰の役、王事につくした近
郷の二十五名に天顔奉拜仰せ付けられ、矢代田に向け駕を進め給ふたのであつた。御
通輦の道は御巡幸道と稱して山裾に沿ふて今も縣道となつてゐる。このあたり一帯は
すぐれた松や、杉の雑木の間交つてゐて特別な風致を添えてゐる。柔かい新芽を出
した百木に春たけなほの感が充ち渡つて吹く風に芳ばしい若芽の香が夢の如く流れて
来る。矢代田の御小休所本多丹吾家の人々は今西ヶ崎といふ丘陵に閑雅な庭園を擁し

て住居してゐる。枯芝のまだ萌えたぬ道を玄關にたどつて刺を通じる。四十五六の
奥さんが氣持好く迎へて家運の衰退と御小休當時の模様を「又聞き」であると前提して
しみじみとした口調で語りつゞける。

御出の時、見られたでせうがこの丘の下の屋敷が巡幸當時御小休を忝うした本多の
舊屋敷です。あの通りの巨木があり、あの通りの廣い屋敷だつたのです。どういふ
時の廻り合せか、遂に人手に渡さねばならない破目に落ち入つたのですが、只今あ
の屋敷は田卷義平太さんの屋敷になつて居ります。田卷さんは田上の田卷さんの分
家である通り立派になつて居りますが、私の舊家屋は早通村の玉井とかいふ家へい
つてをるそうです。榮枯盛衰は世の常とはいひ、今なら人手に渡さなくてもよかつ
たのだそうですがどうも仕方が御座ません。家運が衰いたといつてもまだ御下賜に
なつた御紋付三ツ組木盃も、白羽二重もその儘保存して居ります。只今御目にかけ
ますが精しい事は主人が不在なので申し上げられせん。

しとやかに語り終ると土藏から御小休の札や、木盃などを持つて来て拜觀させてくれる。奥の間の扁額は御巡幸記念として太宰府の宮小路康文が書いたもので「累徳清光」の四字があざやかに記されてある。この家の餘光を物語るものとしてふさわしい感じがした。現戸主は太郎馬氏と稱し、日石の新津油槽所に勤務してゐる。

讀者の聲(その三) 本多太郎馬氏の手東に曰く、

五十年前明治大帝の北陸御巡幸に際し茅屋御駐蹕の光榮を擔ひし往時を回顧し記憶をたどり、その光景の一端を左に録す。

明治十一年九月廿一日、一天微少の雲だになき快晴

早起矢代田小學校生として(その當時十歳の幼童)鳳輦を奉迎すべく、禮服用用(袴は學校にて揃の木綿白地黒堅縞を新調す)奉迎場に赴く途中擔荷夫雲助(方言)の裸體にて何れも文身入墨せる肌を露せし頗る元氣の壯者が異様の掛け聲にて御用度品



本多太郎馬氏

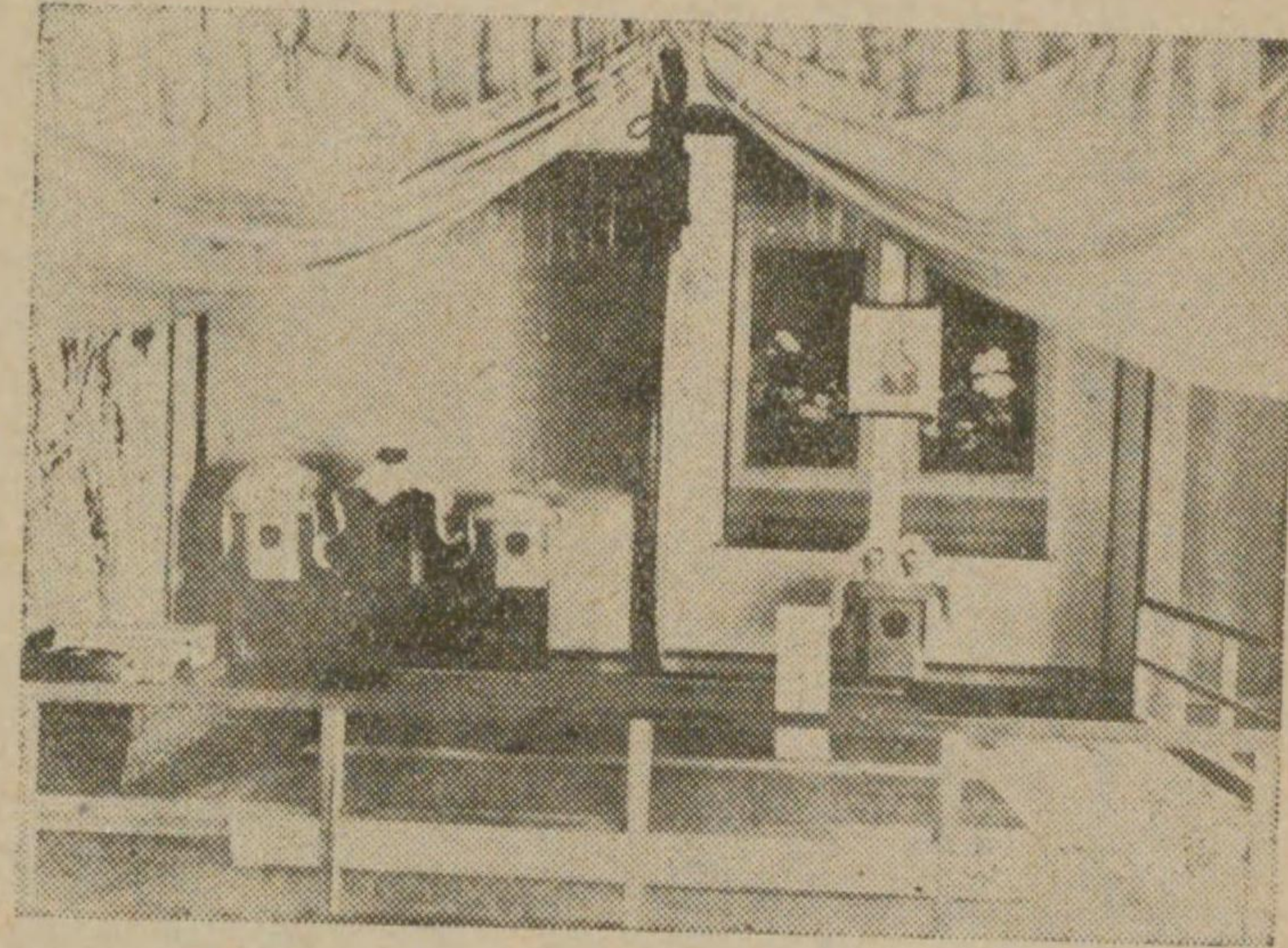
を擔ひしに續々出逢ひ奇異の感に打たれつゝ、奉迎場は地元の事として小字大阪といひ、新津よりせば上りにてかなりの急坂、御座乗の馬車坂路故徐行せざるを得ず、従て奉迎には最も好位置を占む。午前九時頃鳳輦坂路にかゝるを見る。最敬禮奉迎(十數日前より學校にて毎日敬禮の練習を繰返せり)、御通過後學務委員穴澤百七なる者に伴はれ、直様自宅に引揚ぐ、宅地前小堀に石橋架けあるも幅狭きをもつてその上にさらに幅四間程の木橋を架設す、橋上短槍を手にせし衛士四騎程轡を駢べ警衛す。老生はその馬腹下を潜り邸内に入れり。(元來出入共絶對嚴禁のものなるに何ら誰何せざりしは穴澤百七入邸許可証様のものにも持ちをりしにや、去るにても衛士に何ら示せし様子も見受けず、また何ら應對せしとも覺えず、その點今に至るも不審に堪えざるが百七は疾くに死去その由たゞすに途なし)、宅には繼父丹吾、親族男性のみ(未曾有の盛儀故多數の親族前日又は前々日より來りをる)使用人若干の他、室、邸内幾百の人は皆その掛りの官吏(母、祖母、親族女性は邸前に低き棧

敷をこしらひ奉迎す。なか／＼御發輦の御模様なく(仄聞するに御小用御足しの爲かとも拜承せり)。縣令(永山盛輝)、警部清水廣博(後東蒲原郡長奉職)等座席など(帳場にをられた)飛び廻り居りしに、いよ／＼御發輦と聞き庭前家族の出入口前、陛下御出入の玄關口より七八間を隔て蹲り居りしに(如何なる故にや御着輦の際は玄關口まで御乗車の由なりしに御降車後御乗車を六七間御戻し相成りたり、その際御車を押戻せしはその當時の使用人新井田良太郎とて目下七十二歳尙矍鑠として存命陛下の御車を押せしはこの良太郎のみなりと時折誇りをる)何官なるや「もつと」前へ／＼と、しきりに後方より押さるゝ儘三尺とも隔てざるところまで進み所謂咫尺して天顔を拜するを得たり。玉顔御麗はしく御鳳齡小供心にも御二十七、八に御座しますやに拜されたり。御服黒羅紗、御帽子舟型黒地に白の波形ありしと覺ゆ。老生に御目を注がれつゝ六七間御徐々と御徒歩御乗車あそばされたり。御奉送後直に御座所跡へ飛込み幼年何の思慮もなく茶目式發揮、畏れ多くも陛下御倚りの

御椅子に腰掛け(幼少の身體足の疊に届かざる今にも頭に残りをれり)右方庭園の池魚游泳する様など眺め廻し、不圖卓上雪水の洋杯に約半ば程剩り居るものあるを見(二ヶありしと覺ゆ)御口附けのものなるや否不明なるも喉の渴き居りしを幸ひ、早速に一息に頂戴(家族一同と頂戴の事など頓と心附ず)。供物は御茶は供せず、當節と違ひ氷などはなく、數寸大の雪塊に冷水、和三盆と長岡製(大和屋ならん)越の雪とを供す。洋盃の雪水は砂糖混入のものと思ひしに越の雪を御入れありき、雪水の味を覚え、また飛ぶが如くに岩倉公(裏座敷)の席跡へ行きしに洋杯三四個何れも半ば或は三分一程宛剩りをれり、これ亦悉く飲了(この分も越の雪混入のものゝみなりき)廣間の方に來りしに家族親族引揚げ來りをり、その後は拜觀者のため邸内開放拜觀者蝟集なか／＼制し切れざるほどなりき。その際御下賜御盃、外二品永世家寶とす。(六月三十日記)

暑さを忘れると仰せ給ふた百澤家 本多家にしばし憩はせ給ひし陛下には國道を肅

々、田上村へと御わたりの跡をしるし給ふたのであつた。田上の御小休所は吉澤貫一

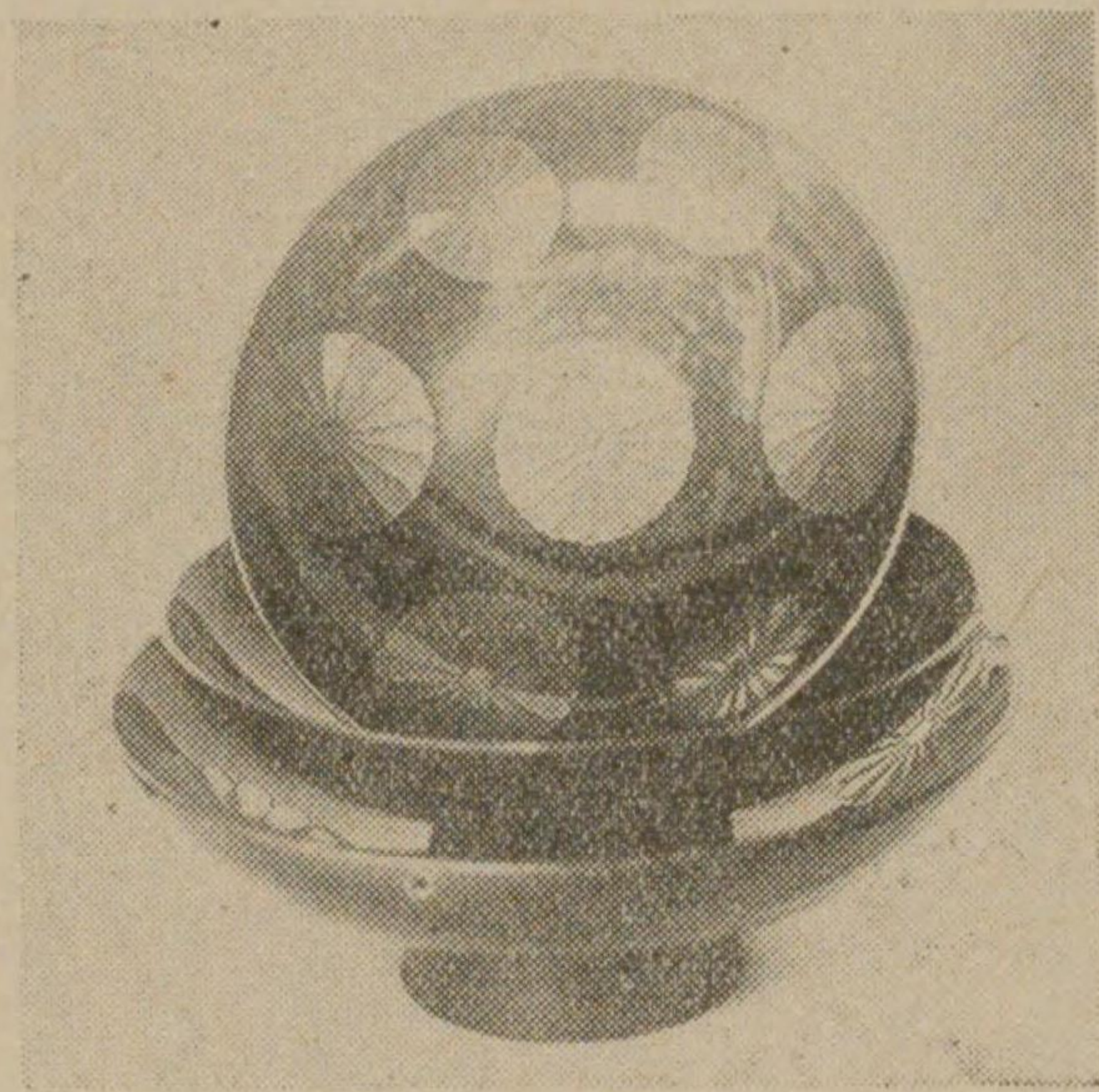


田上御小休所

の宅に變更されたものであるといふ。そこで貫一郎氏は急遽本宅上段の間を修理して

郎氏の宅である。吉澤家は約三百五十年前田上村に土着し、代々庄屋を勤めてゐた舊家である。當時貫一郎氏は御用掛等の職を奉じ、その弟慥爾氏は戊辰の役に戦功があつて賞賜されてゐる。現戸主武氏は温厚な人筆者の來訪を心から喜んで迎へてくれ、色々と話してくれるのであつた。同氏の談話に依ると最初御小休所に選定されたのは、すぐ下の分家吉澤徳平氏の宅であつたが御小休所の上に人家があつては恐れ多いとの理由で遽に貫一郎氏

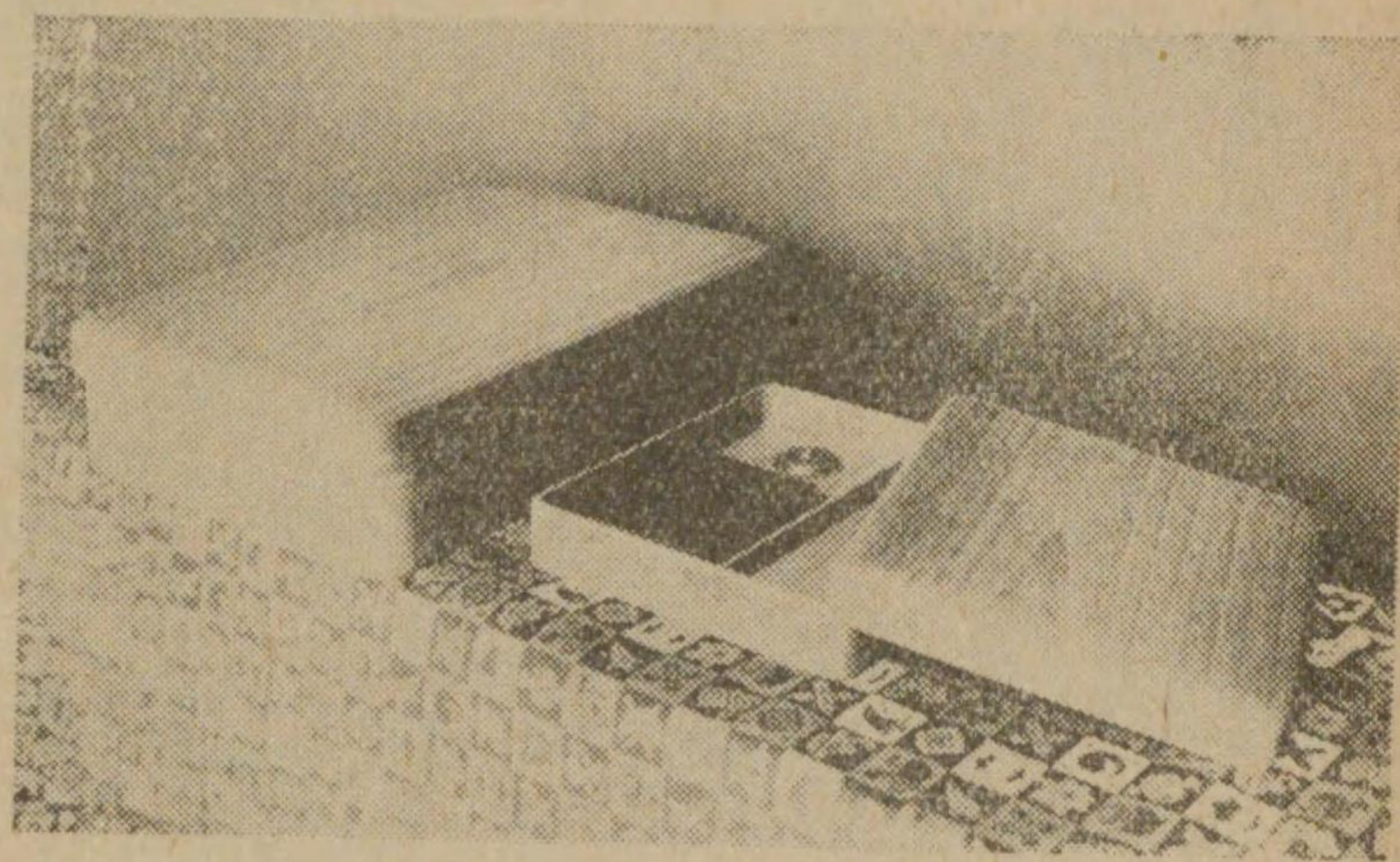
御所とするやら、別に御門を建てるやら、出來得るだけの準備を短時日の間にして歓迎の誠意を表したのであつた。同家は國道から五六十間ばかり登らねばならぬのであるが、陛下には御いとひもなく玉歩を親しく地に印せられ給ふて御座所に入御あらせられたのである。そして椎、柏、松等の大樹が鬱蒼と茂る庭をあかず眺めさせ給ひて「暑さを忘れる」など仰せ給ふたと傳へてゐる。



拜領御紋付三組木盃

その儘で、現在は手摺を廻し七五三繩を張つて鄭重に保存してゐる。御小休當時なる二十一日には御下賜品の御紋付三ツ組木盃、白羽二重等に御側用として提供したてま

る。御飲料水は程遠からぬ所に湧出する清水をまゐらせ、御菓子、葡萄を献じたてまつたのである。同家の御座所奥八疊の間は御小休當時



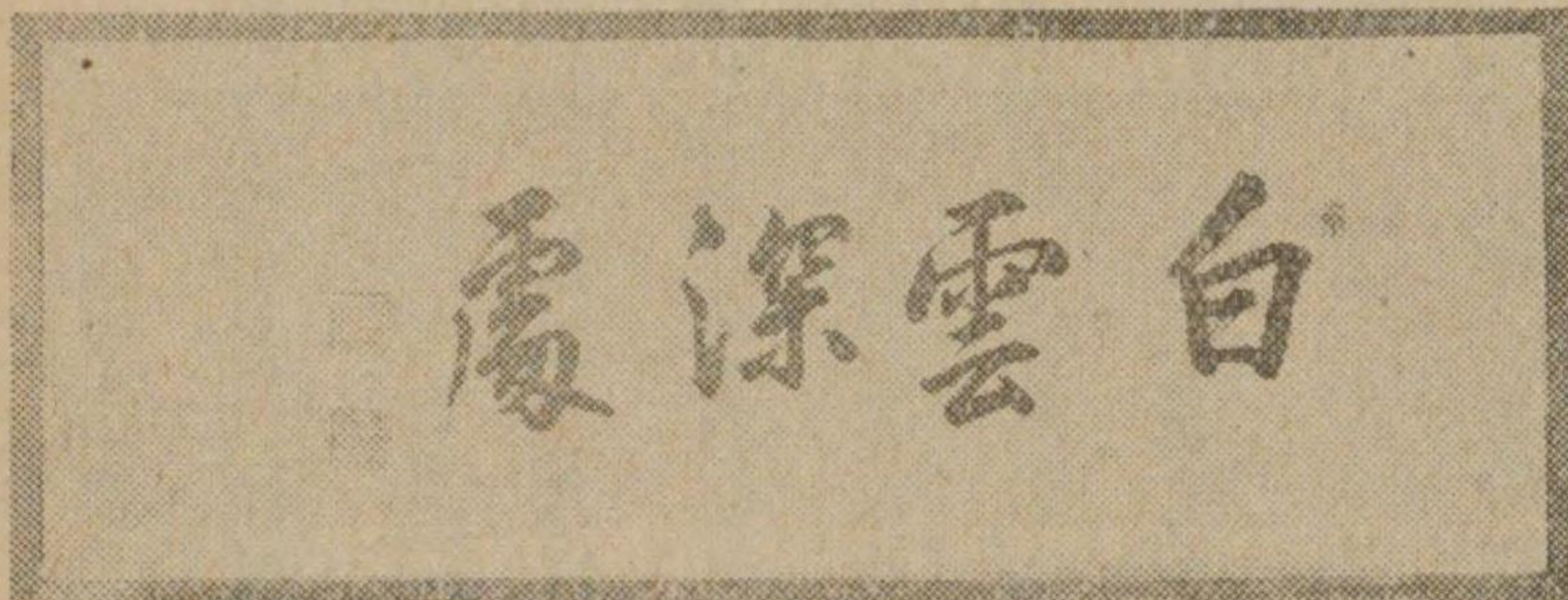
箱硯・紙料御るたれさば遊用使御てに家澤吉

つゝた御料紙、硯箱、茶器等を御座所と共に開放し、記念日として祭典を行つてゐる。當日は田上尋常高等小學校及び横場尋常小學校の生徒が参拜するを例としてゐる。御賞覽の光榮を荷つた同家の庭園は、宏大といふほどのものではないが、巨木多く位置自然の勝を占めて幽邃である。加ふるに樹石には碧苔深くとざして閑雅、幽雅眞に掬すべきの好庭園であり、井上公の「積善之家有餘慶」徳大寺公の「白雲深處」、副島伯の「青天白日以應事」等の書と共に同家の永遠に物語るものである。

玉體を拜して感激の涙 吉澤家の記録にはかく

の如く記されてゐる。明治十一年九月二十一日、御鳳輦新津より三條に向はせらるゝ

日なり。この日は夜來の降雨全く霽れて残暑ことの外甚だしく、新津より田上に至る道路は殊に峻坂多く、御鳳輦千代田より田上に入らせらるゝや五明寺坂外二三坂、いと峻しきため御馬車、人力車共痛く惱みたる様子なりき。午前九時半と覺しき頃永山縣令御先導申し上げ、旭に輝く赤地錦御紋章の御旗を前驅とし近衛騎兵供奉の大臣、参議、勅任官等前後左右に護衛し。麗はしく新潟縣令御先導申し上げ、玉歩を運ばせられ、行在所に御臨幸あらせ給ふ。



徳大寺公筆蹟

○たてまつり、御休憩所なる貫一郎が宅に入らせられたり。御休憩所は國道より上り約五十間位奥まりをり殊に國道入口に大樺あり、御輦入るに覺束なげに見へし爲め供奉の諸官恐懼する折から貫一郎宅より薄べり數十枚を出し、國道より御休憩所まで敷つめしに其間に主上陛下には龍顏

鹵簿を拜觀せんとして老幼男女路傍に伏しゐて御鳳輦の内だにもいと畏きを、御徒歩の御姿を拜したてまつることを尊しとて諸人皆歡びあひをれりといふ。御小休所は御巡幸に付別間に營繕せんとせしに御先發の供人御覽あり、本宅座敷上段の間にてよしと定め、殊に質素を旨とせよと御下命なりしとぞ。御休憩所の庭園には老杉繁茂せしに幽邃閑雅、深山の趣きありとて御満足に思召されたりと拜承せり。御休憩所に入らせらるゝや御菓子(金玉及び加茂産の葡萄)を竹にて編みたるいと清らかなる籠に盛りて捧げたてまつりしに、叡慮麗しくましたるこそ有難き次第なり。御休憩の時間は約一時間にして御休憩中永山縣令を召され、吉澤家の歴史等御下問あり、種々奉答するところありたりかゝる間にも諸準備整へ鹵簿儀仗等整列、永山縣令先驅をうけたまはり加茂に向つて御鳳輦を進めさせ給ふ。吉澤家の先祖は世々甚仁右衛門と稱し、三百五十年前現在の地に移住せり。貫一郎は第八世の孫なり。もと賤野族の茅屋なるにもかかはらず、畏くも至尊駐蹕の光榮をかたじけなうし、かつ優渥なる天恩を拜するは實

に祖宗の遺徳のいたすところにして、感泣やむ能はざるものなり。翌々二十三日貫一郎及び舍弟慥爾長岡行在所において天顏奉拜仰せ付けられたり。此光榮、この名譽は獨り吉澤家のみならず、實に一村の名譽なり。

一、御膳水は宅より一町位東南にある中澤六藏なるものゝ清水なり献上せしに御嘉納あらせられ金二百疋同人に下賜

一、湯呑、茶臺等豫備品として内膳課まで差上げ葡萄を盛りたる竹籠等保存せり

一、御側御用品としては煙草盆、料紙、硯箱とも保存せり

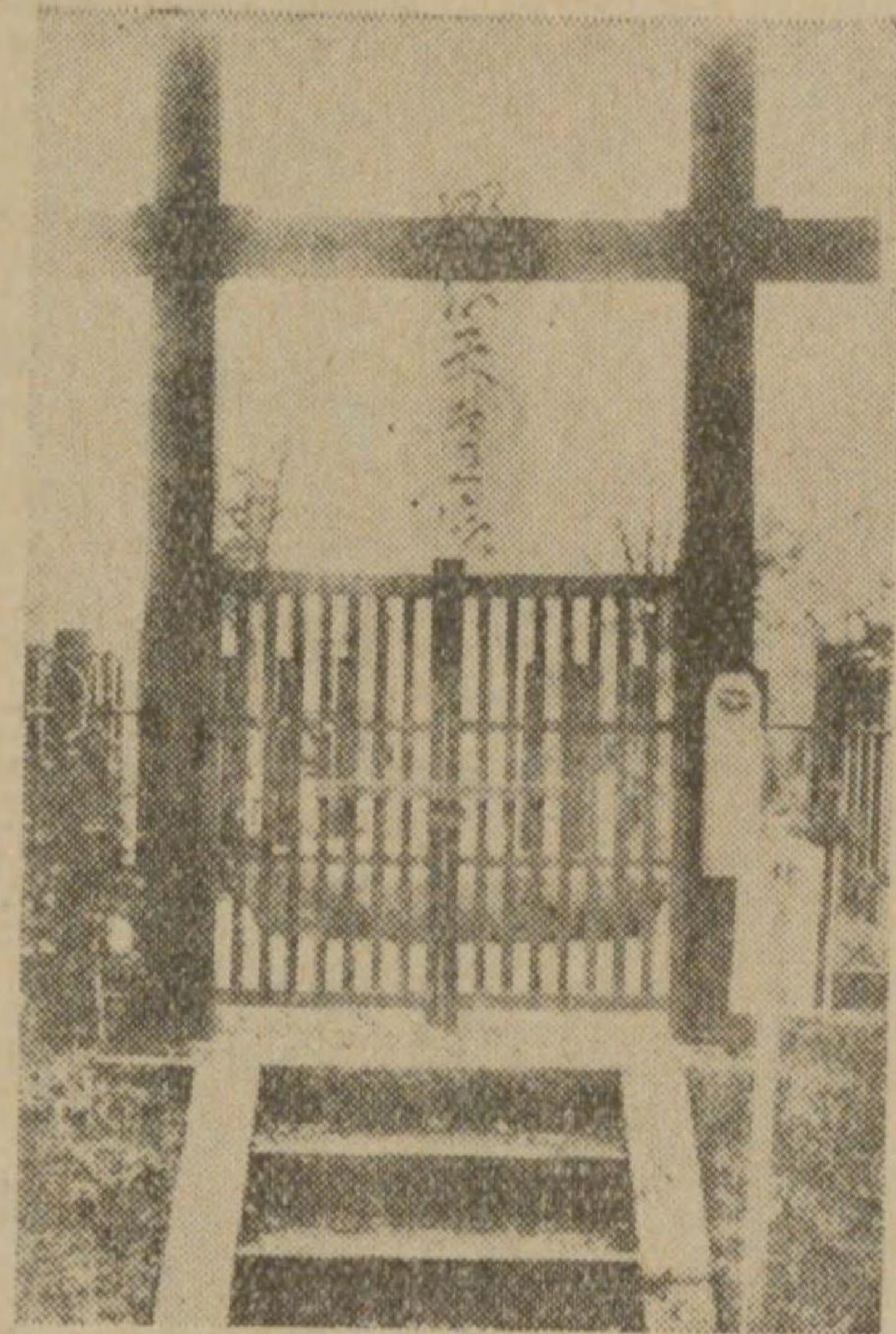
一、手桶、柄杓、手拭かけ保存

一、御下賜品は木盃三ツ組(御紋章入)、金貳拾五圓、白羽二重一疋なり

羽生田の記念碑 吉澤家を辭し去つた筆者は御わだちの跡を逐ふて次の御小休所羽生田へと車を進めたのである。この日も四十九年前の御巡幸當日の如き蒸し暑い日で雨になりはしないかと案じた程であつた。當時の御小休所たる佐藤傳平氏宅は明治十

七年頃取崩され、今その面影を見る由なく、現戸主の峻三郎氏も亦東京に移住して御下賜品等如何に保存されてあるかを聞く事も出来ないが、當時同家は代々庄屋を勤め作徳米三萬二千俵程も有する大地主であつたといふ。御座所は奥十疊の間を用ひたもので庭前の池に瀧を作り、噴水を設け、巨鯉を放ち、釣竿を備ふる等周到な注意を拂

羽生田御小休所記念碑



つたものであるが、後その跡は田上の田卷堅太郎氏の所有地となり、今は羽生田尋常高等小學校の敷地と變つてゐる。大正二年田卷堅太郎氏は五百廿圓を費して碑をその地に建て方二間高さ二尺の土盛をなし柵を繞らし、洗ひ砂利を敷き、前方は東西四間、南北八間の空地を存し、參拜者の便に供し、縣道より幅六尺長サ

三十三間の參拜道を設けたものであつたが、大正十三年現校舎の新築と共に前方に移したのであつた。碑の高サ九尺、幅一尺六寸、厚さ一尺二分、臺石の高サ一尺五寸で表面には伯爵土方久元の書せる「明治天皇御小休舊蹟」の九字を刻し、右側面には大正二年七月建之、左側面には正二位勳一等伯爵土方久元書と記してある。當日は非常の暑さで、ある人のものした日記に依ると

前夜は頗る強風にして旅店の軒を打つ雨の音に數回夢を破られしほどのことにて、本日の天候いかゞあらんと終宵案じあかしたるに、曉方よりは降り止みて御發輦の頃は朝日華やかにさし昇り暑さ堪へがたし。人々の語るを聞けば去る三十日東京御發輦以來の暑氣なりといふ。殊に新津より西大崎までの間は道筋すべて山間にして御馬車を遣るべからざる程の峻坂なしと雖も（御巡幸に付て修繕ありしによる）、登降幾十回といふことを知らず、徒歩の人々は汗も拭ひあへず喘ぎあへり、されども一二丁を隔つるごとに氷水を桶にもりて、供奉の人々を始め、隨行の人に飲まするに

力を得て辛ふじて三條驛に達することを得たり。至尊の聖躬にてすら登穀のために
は暑氣の強きを厭はせ給はぬよし、宣はせしよしは兼てほの承はり置きしことにて
我等の如き者などの露厭ふべきことならねど今日の暑氣には誰も彼も堪へ難き心地
してうめきあへり。

とある程暑さが激しかつたのであつた。かくて子育て地蔵をもつて有名な羽生田を御
發輦、加茂に向つて肅々龍駕を進め給ふたのである。

瀑布作業の天覽 加茂の驛外の上條村で加茂川を通御あり。この時橋畔の河原にて
狭口村坪谷善四郎氏等、瀑布の實況を天覽に供し、のちその製品に瀑布記を添へて奉
獻せしに當日の従業者一同へ金五圓の御下賜ありたりと、明治天皇聖蹟誌に記されて
ある。坪谷善四郎氏が北陸御巡幸史に北越御巡幸の記憶として當時の模様を書いたも
のがあるから左に摘録してみる。

加茂町の地勢は加茂川の流れに沿ひ對岸の上條村との間に所々に橋を架し、川水清

くして兩岸に砂礫の河積多くその清水と河積とを利用し古來木綿を漂白して業とす
るもの多く小生の家も同業者の一なり、陛下御通輦の日地方の産業状態を天覽に供
するには此木綿漂白こそ然るべけれどてさては當日新津町より田上村を経て上條村
より俗に大橋と稱したる加茂川の橋を過ぎさせ給ふとき橋の上流と下流とにて同業
者は木綿漂白の作業を續け當日若し御下問の事あらば小生に御説明申上ぐる様歡迎
の係りのものより命ぜられたりき。元來その頃の木綿漂白法は織りたる儘の木綿を
石灰を混じたる水にて沸騰するまで煮たる後川岸の砂礫上に一列に廿反餘づゝ正し
く並べ展げて日光に暴露しつゝ一日數回清水を長き柄の柄杓に汲みつゝ漉き懸け毎
日朝展げて夕に収め數日の後、その色純白となるを待ち二反づゝ束ねたるを數人に
て調子をそろひつゝ盤上に打ち着け糊と石灰とを去りたる後長く伸して水中に洗ひ
また砂礫の上に展げて乾かし折り疊みて揃ひ重ねて荷造りするを例とす。當日御馬
車は故さらに橋上を徐行し陛下は車窓の御中にて龍顏麗はしく具さに橋畔の木綿漂

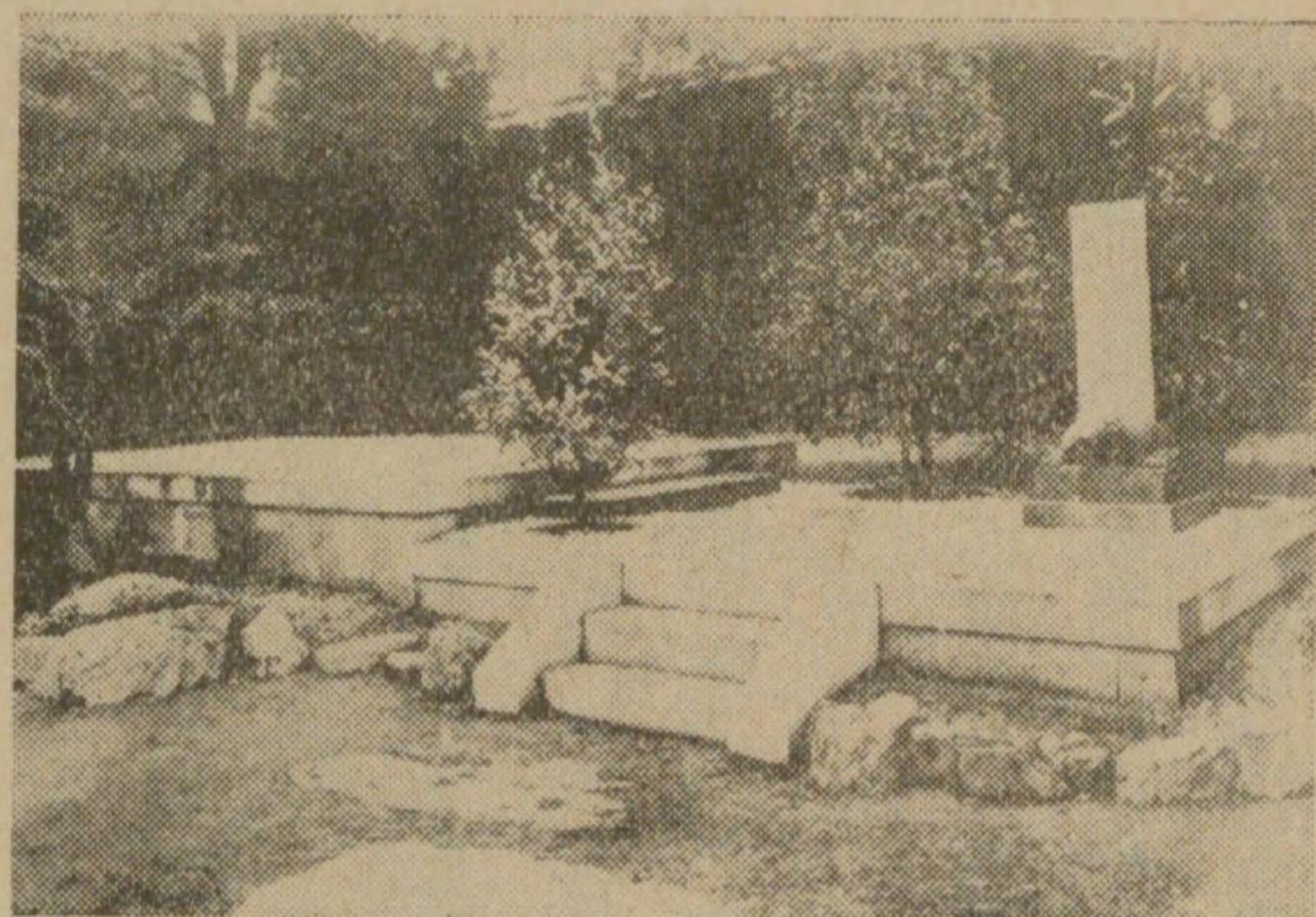
白作業をみそなはし給ひしとうけたまはる。後に當日の木綿漂白業者一同へ若干金の御目錄御下賜となりたり。この日は小生は橋下に立ち作業を指揮しつゝ仰いて御通輦を拜しけるが例年のその頃は冷氣を覺えて袷を着る頃なるもその年は暖かに單衣を着、且つ快晴なりしかば全身に汗しみたることを記憶す。小生の祝詞は當日歡迎委員の手を経てたてまつりしに後日に至り尙一通差出すべしとの御沙汰ありて再び呈出したりと記憶す。

ひかり輝やく市川家 加茂町でも千載一遇の御巡幸とあつて全町歡喜の波に彩られ拜觀の赤子は滿街に滿ちわたつてゐた。當町は御晝食の光榮を荷つたので係りの役員は大官連の宿割やら、鳳輦を歓迎するの準備やらで多忙を極めたものだと言ふ。行在所は市川厚次郎氏の宅である。市川家は地方の名族であつて代々庄屋を勤めてゐたものである。行在所の議が決するや同家は千參百圓をもつて御座所を新築したといふ。玉座を設けたのは十二疊の室であつて次の間は十疊、壯麗を極めたものであつた

らしい。行在所は神聖を瀆さん事を懼れ、御使用に供した翌々日これを取崩し其趾に松を植ゑて記念としたものであつたが、現戸主辰雄氏は聖跡の保存を計り、工學博士伊藤忠太氏に依頼して設計し、玉座の間の跡に高さ二尺五寸の石壇を築き玉石をもつてこれを覆ひ、これに接して當日侍從侍補の室であつた處は一尺五寸の石壇としてその一部に碑を建てをる。そして御座所全部は自然石で圍んである。碑面に西園寺公の謹書した明治天皇御駐蹕所の八字が刻してあり碑陰には同家の親戚古川郁氏の選した左の文が刻されてゐる。

明治十一年九月二十一日車駕北巡駐蹕於加茂驛市川厚次郎家厚次郎豫營築行在所爲二室容十五席是日天霽氣闊厚次郎俯伏奉迎天顏有喜賜紅白絹二疋可謂榮矣後厚次郎撤行在所謹護其趾者有年今茲庚申十一月孫辰雄更運土甕石裁以織草建碑其側乞西園寺公望書以表之又屬余記其由辰雄資性寬厚克繼先業一鄉服德少暇輒俳碑下撫往懷今退而拜觀恩賜物則奉之誠油然而生焉後之爲子孫者能體其意深思寵榮所由益慎其身勤

儉治産則本支百世福祿並臻家道之隆寧可量哉果然則斯碑之建不獨傳恩光於無窮其於補風贊化之功盖非鮮少也乃不辭而謹記之大正九年十一月古川郁謹撰



加茂記念碑

碑のほとりに月桂樹三本、柏數本が植ゑてあり芳香を放つてをる。西園寺公が碑の文字を書いたのは同家と深い因縁のある事で、北越戦争當時同家に宿泊してゐたものだといふ。最初村松方面から來る時、單獨で來たため出迎ひの村役人は、西園寺公と知らず、西園寺様は直御出になるでせうかと聞いたところ俺が西園寺だと答へたなど、頗る民衆的であつたとの噂も残つてゐる。市川家に着くや同家は謹んで二疊臺の厚疊の上に招じ三寶の上に酒肴を乗せて出したと

ころ、西園寺公は、戦地にある身だ、かやうな歡待を受くるはよろしくない、梅干で澤山だ、などいつたといふ事も傳へられてゐる。

古老古川氏の談 大官連の宿割は明かに解つてゐないが、古川良策氏の話に依ると

岩倉右大臣	古川良策氏方
谷森少書記官	同 上
土方久元	古川保吉氏方
香川敬三	同 上
山岡鐵太郎	同 上
徳大寺公	山吉省吾氏方
杉孫七郎	同 上
高崎正風	同 上
大隈參議	田中直次郎氏方

等であつたらしい。岩倉右大臣の中食宿をつとめた古川良策氏は青海神社の社司で、小島吉郎氏と共に御給仕をつとめた人である。同氏は當時を追懐して感慨深げに色々話をしてくれるのであつた。

岩倉さんは私の家で御晝飯を、おすましになつた後、神寶を御覽の上、神社へ参拜せられたのでありました。御歸宅の後にこれ／＼の神寶を奉じ私に隨行して三條行在所に於て乙夜の覽に供せよとの仰せを拜承したのであります。右大臣に隨行して行在所の門の前へ参りますと近衛兵が整列して門を衛つてをりました。右大臣が御出になると「どなた」と掛け聲がありました。すると右大臣の従者が、清和源氏の篋りんどうの紋のついた提灯を高く捧げて「岩倉」と答へたのであります。「御通りなさい」といふので私も右大臣に隨つてその門を通過し行在所の玄關から伺候したのであります。私と高崎正風さんが神寶を捧げて陛下の御次の間に出ました。すると

私の羽織を後からグツ／＼と引くものがありました。私のやうな輕燥のものでありませんでしたが、行在所の事でありますから静かにふり返つて見ますと岩倉さんが片手に杖を携へ（この杖は陛下より御下賜の鳩杖で私方へ御出の時は床の間へ御掛けになりました）そして片手に私の羽織を御引きになつたのであります。黙々の裡に私に元の座敷へ歸れと手をもつて御さしずになつたのであります。私は恐懼措くところを知らず直ちに退いて宮内書記官の間へ控へて居りました。しばらくして神社の御由緒が奏上になつたと見えて青海郷、大和直など申す御言葉が漏れ聞えてまゐりました。そして宮内省の櫻井書記官が私のところへ來て麻筒の銘をすりつつても差支ないかと御問ひがありました。差支ない旨を申し上げると陛下の御前においてすりとられたらしかつたが、先の如くうまくすりとられなかつたと見えて、時々御笑聲が漏れて聞えました。而して後、改めて宮内省へ召され、檀紙に包み水式を掛けた若干金を恭しく三寶に載せ、櫻井書記官より今般天覽に供した由緒、神寶、格

別に思召され、天機殊の外麗はし、依つて御手元金二十圓を下賜する旨承拜して感涙に咽んだのであります。岩倉さんからは御茶代として金三圓拜領し、その後「野草幽花各自香」と書した肉筆を頂戴して今も保存して置きます。

同氏の話は滾々として盡きなかつた。三條行在所に持参した神寶とは麻筒と、同氏所藏の天文年間京都上加茂神社の神主重久卿の御墨附と稱するもの及正三位藤原の量原卿が書いた加茂神社の碑銘だといふ。

由緒深き麻筒 天覽を忝なうした麻筒は神社の境内を取擴げる際發見したもので、二丈有餘も廻つた杉の大木の下石のからとからみつたのである。治承年間のものといふから今より約八百年前のものらしい。この麻筒の事は白川樂翁公の作つた集古十種にも乗つてゐるし、鈴木牧之の曲亭遺稿にもある。現在では國寶の指定申請中であると聞く。なほ同氏は和歌をよくし當時の光榮を左の如く詠んでゐる。

大君のみゆき待ち居て秋の野も千草の露の玉かさるらん

道そえのもみしのにしき折りかさしみさきおい行く前つきみたち

令息郁氏は青海神社の社司をつとめ、漢文の造詣頗る深く、陛下の御料水に用ひた寒濕泉記や、市川家の碑陰記を書いてゐる。

寒 瀑 泉 記

南 涯 古 川 郁

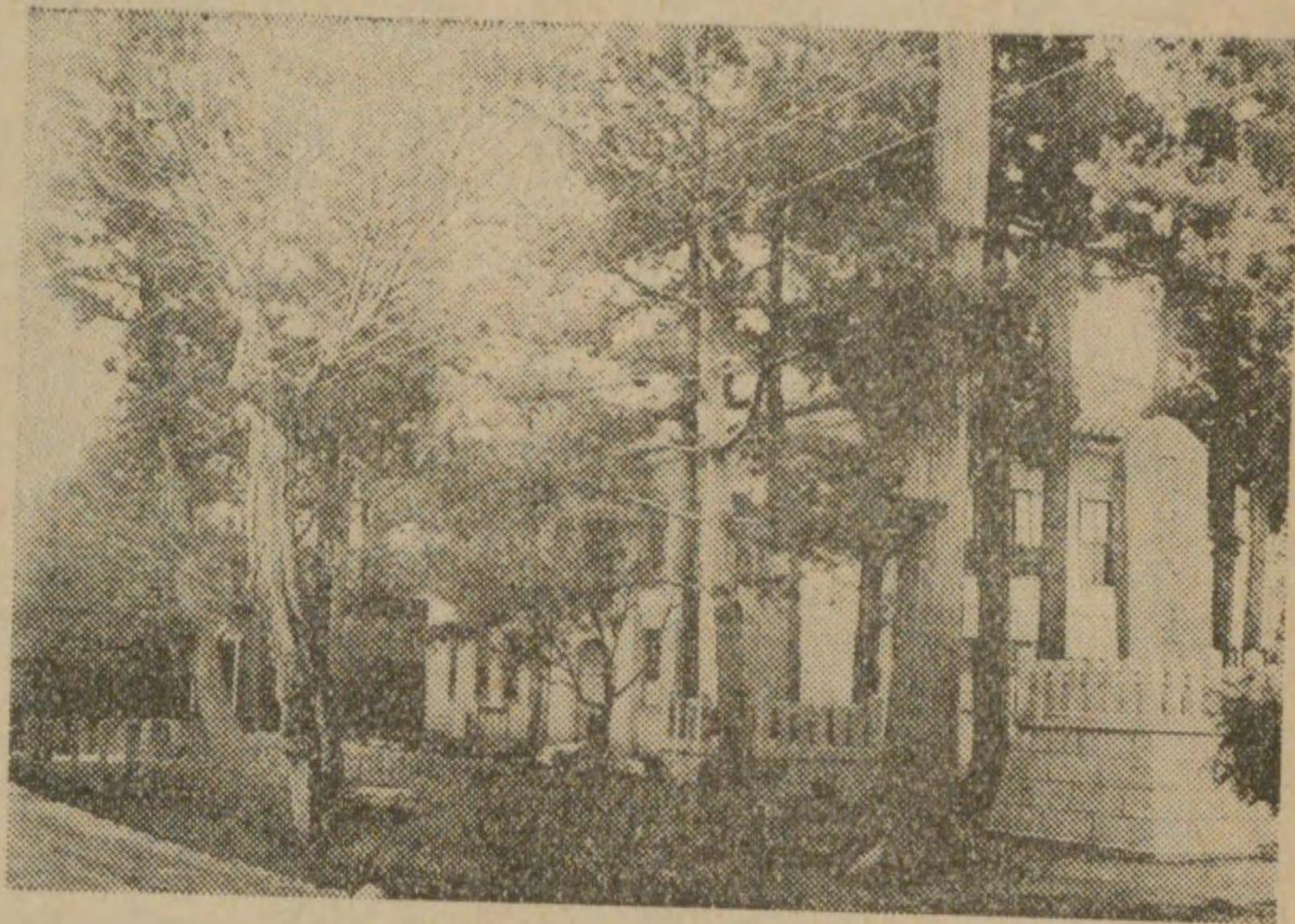
明治十一年九月先帝順狩北越二十一日抵加茂驛時炎熱如熾侍臣汲俗稱寒瀑泉者薦之泉在我神域老樹森鬱中質極清冽上飲而甘之云余忝職祠宰憂其歷年致汚褻乃命工浚渫繩圍之又樹石其側以表之恭惟自先帝承統密勿圖治車駕省方無歲無之其幸北越也掬此泉以醫聖渴鑿和踏々晨發夕宿所至觀風土察民情越洲之氓莫不浴皇恩則此泉餘澤所及可謂普且遠矣而此泉出於神域不獨爲我社榮之亦越洲之幸也哉距泉町餘有寵王祠歲旱掬此泉祈請撤之尤有靈驗云

加茂町の御遺跡を順禮し終つた私は車にゆられながら御巡幸道を下保内にたどつたの

である。赤く萌え出たもみぢの新芽が草葺の農家の庭を彩つてゐる。いくつもの部落を過ぎて下保内の御小休所齋藤家へと赴いたのである。齋藤家の舊屋敷は田圃となつてをり、何等御遺跡の趾として見るべきものが無い。面會してくれた現戸主虎次郎氏の母堂が語るところによると、當時の戸主は孝太郎氏で元の屋敷の離れを御座所とし玉座を入疊の一室に設けたものだといふ。御座所は明治二十五年現在の場所へ移轉する時解體したが、その用材は同村上野原の渡邊定藏氏が買取つて今、改築され神道禊教上野原分院となつてゐる。醫師として活動しつゝある虎次郎氏は生憎不在であつた爲め、御遺跡保存に關しての談話を聞き得なかつたが、巷間傳ふるところに依ると、その趾の湮滅するを憂ひて記念碑を建設しやうとの意嚮があるらしい。

聖跡を不朽に傳へる西大崎 御わだちの跡を慕つて私は南蒲原の西大崎まで來たのである。御小休所栗林家の跡は今大崎尋常高等小學校となつてゐる。車を校門につけた私は刺を通じて校長に面會を求めたのであつたが、生憎校長は三條の壯丁検査場へ

出張してゐて不在。關寛平氏が授業中の多忙にもかゝらず親しく説明の勞をとつてくれた。御小休所栗林家當時の戸主は得太郎氏と稱し、王事に勤め郷黨の範となつた人であつた。栗林氏は舊庄屋の家柄であり、副大區長を勤務してゐたのである。居宅上段の間を修理して御座所にあて六疊の間に玉座を設けたのであつた。御座所に用ゐた金屏風は、長岡銀行松川第四郎氏の嚴父藤陰氏の揮毫したものであつた。御座所に用ひた建物は明治十八年故あつてこれを毀ち、その跡が即ち今の大崎小學校となつてゐるのである。玉座の位置が恰度運動場に當るといふところから明治四十二年同校増築の際、有志松崎熊市、吉川岩太郎、星野平太郎諸氏が前村長横山芳雄氏と相謀つて記念碑を建てたものであつた。その石碑は高さ四尺六寸、幅二尺、碑面に明治十一年行在之趾と刻したものであつたがグラウンドの中央にあつては何かと不敬にわたるおそれがあるといふのでこれを取崩し、栗林氏現戸主五朔氏の援助に依つて保存會が組織され、さらに現在の石碑を大正十三年校舍玄關の南方に建設したものである。石碑は



西大崎記念碑

栗林得太郎氏の頌徳碑と相並んで建設してあるがその高さは丈餘、表面には松室法學博士の書になる「明治天皇御駐蹕之趾」の九字を刻し裏面に

樞密顧問官正三位勳一等

法學博士 松室 致書

明治十一年九月二十一日御駐蹕明治四十二年十二月前村長横山芳雄氏が職中碑を其趾に建つ大正十三年十一月保存會改築と刻されてある。同村には保存會の設けがあつて永久この光榮を傳ふることになつて

あるが、同校でも御駐蹕當日をもつて記念日となし、三大節に准した式典を例年舉行

してゐる。そして校歌にまで聖徳を歌ひこみ尊王の大義を兒童の頭に深く注入せしめてゐる。

一、駐めたまひし輦車の

かしこきみ轍仰ぎつゝ

朝な夕なに學び舎の

高さほこりを偲ぶかな

二、大崎山の一つ松

三冬の雪をしのぎつゝ

操の晚翠空高く

國の柱と聳えばや

三、五十嵐川の水と澄む

心のみ玉みがきつゝ

朝日に翔ける鳳の

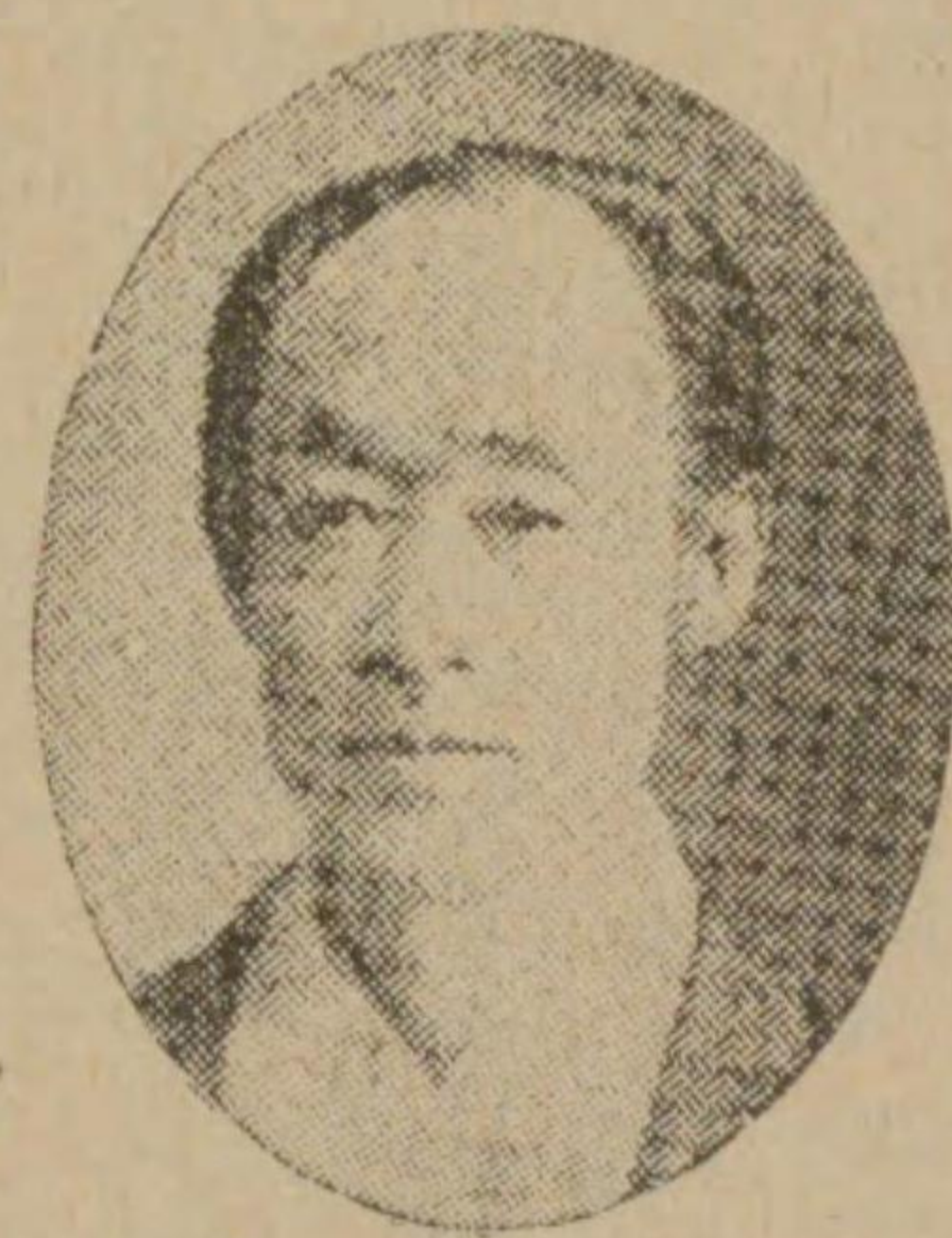
校旗の光を添へむかな

郷黨の先覺者栗林得太郎氏 栗林五朔氏は北海道の室蘭に現在は居を構へ、海運業に従事すると共に、かの有名な登別温泉を經營してゐる實業家である。先年の總選舉の際、逐鹿場裡に立つて目出度月桂冠を得、席を政友本黨に置いてゐた。得太郎氏もつて地下に瞑すべしである。大正十三年明治大帝の記念碑と共に得太郎氏の頌徳碑も亦建設されたが、得太郎氏は三條の人で、弘化三年九月をもつて生れ、安政三年初て西大崎に移つたものである。家は代々高崎領の里正を務むると同時に藩主の御用達、會津藩の御藏宿を兼てゐたものであつた。齡十四歳の時職を襲ひ、領主松平右京太夫から御紋服を賜はり、帶刀及御提灯合印を許可された。明治二年御徒士取扱ひとして新潟縣表商館御取立取締役を仰せつけられ、五年九月第七大區第二小區長、翌年地券規則の發布せらるゝと共に越後東半部事務監督を命ぜられ、九年七月第十八大區副大

區長に進んだのであつた。十二年南蒲原郡を置かるゝや郡書記に拔擢され、九月第六大區第二番中學區取締を兼務してゐた。七年二月十一日病革つて竟に起たず、三十九歳を一期としてこの世を去つたのである。同氏は眉目清秀謹厚にして氣節を尙び夙に勤王の志があつたと云ふ。

百虫帖を献じた畫伯松川藤陰 關君の親切を感謝しつゝ再び車にゆられてこの日の行在所三條町東本願寺別院にと赴いたのであつた。折柄看經中であつた輪番江部法龍師は勤經後自室に筆者を招して語つてくれるのであつた。行在所は奥庭の池に面した地點に新築したもので當時三條町の有力者笠原文平、源川萬吉、廣川長八、石田吉次郎、小師次七等の諸氏が據金して造營し、奥十疊の間に玉座を設けたのであつた。不幸にして明治十三年五月、同町の大火で類焼し、當時の記録等一切烏有に歸したので詳細知る由もないが、非常御立退場として本成寺が選定されてゐたらしく、翌日御發輦に先だつて金壹百圓を別院へ、金貳拾五圓を本成寺に下賜された點からみて本成寺が選

定された事は事實らしい。従つて大官連中がどの部屋に宿つたか、町内の何家に宿泊したかも明瞭でない。同行在所において天覽の光榮を荷つたもの、前記加茂の青海神社の神寶の外加藤新一郎氏出品の雪舟筆菅公像、石田吉次郎氏出品の曾蕭白筆蘆生之圖、加子島五造氏出品の谷文晁四季之圖、松川藤陰氏出品の百虫之圖等であつたが、内青海神社の由緒一通及び松川氏の百虫之圖は御手許に留られ藤陰氏に金貳拾五圓御下賜遊ばされたとうけたまはる、なほ同町において天覽を乞はんとした歸山徳太郎(雲崖)はかねて東京の新聞にも噂のあつた程天朝を遵奉するの心厚い人であつたが、北越



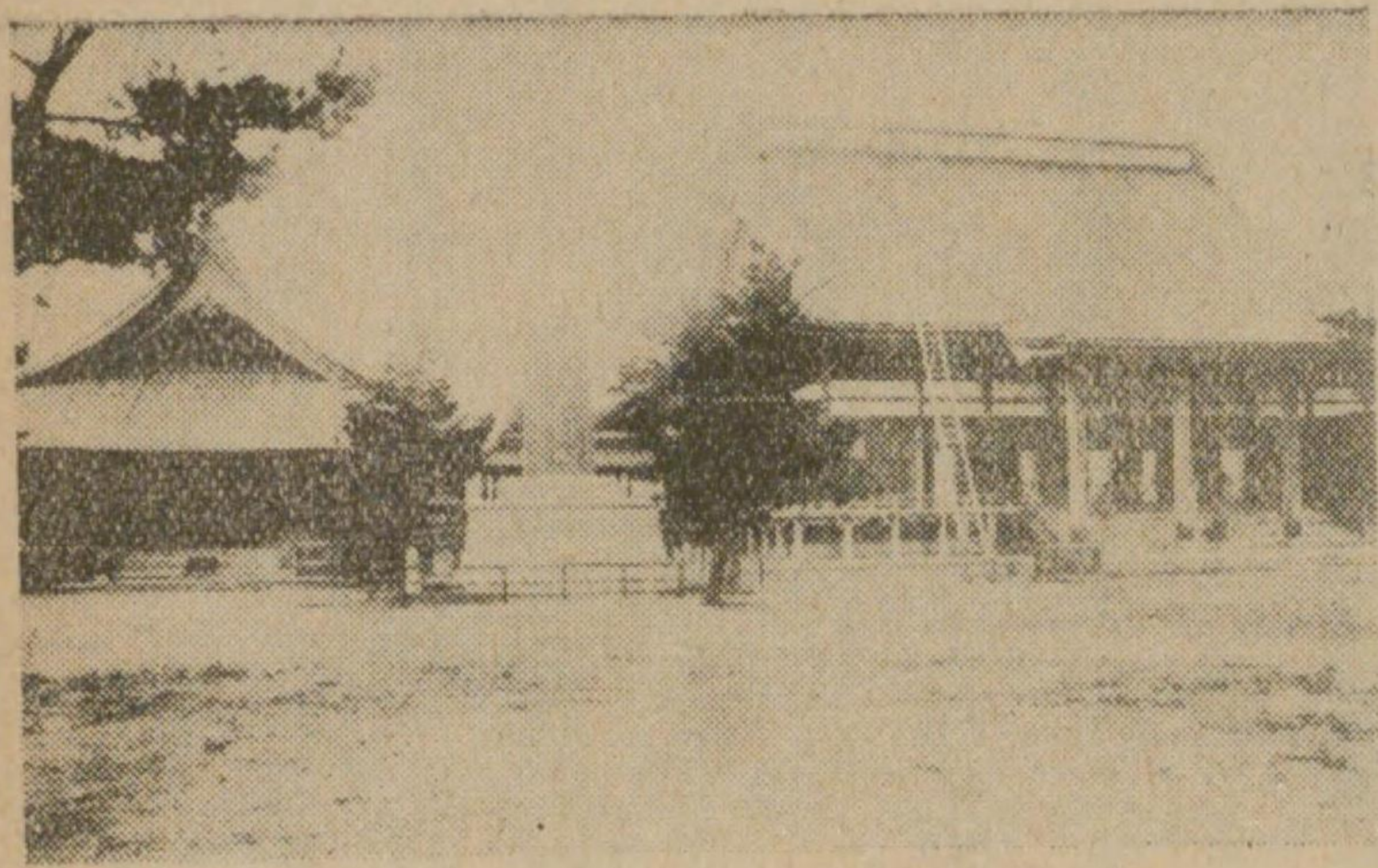
松川藤陰畫伯

百二十景を描いて天覽に供しやうと、先づ御順路關川より漸次循環して國境に至る西頸城市振までの眞景を絹地幅六寸に入寸のもの六十七枚に模寫せんと、先づ御巡幸に先だつて目撃した宿驛を縮寫するうち、風雨を冒して山川を跋涉せし故にや直江津に

至りて病に罹りしために故郷三條の行在所に作品差し出す事が出来なかつた。がこれ

三條別院記念碑

を完成して献上し金壹百圓賜はつたといふ。行在所たる光榮を荷ふた東本願寺別院は、大正元年中當時の輪番竹山得界師の發議に依つて御遺徳を不朽に傳へんため建碑計畫を立て、審議の結果門徒末寺の寄附を募り、三條町會よりも五拾圓の寄附を受けて工事に着手し、工費千四百餘圓をもつて大正二年竣功を見たのであつた。碑の高さは十尺、幅九尺、臺石幅二間、黒花崗岩をもつてその面に佐藤友右衛門氏や、大谷光瑩伯の奔走によつて得た公爵徳大寺實則書「明治天皇駐蹕遺跡碑」の十字を刻したのが今嚴然



建つてゐる。尙石橋仁四郎氏の控になる三條行在所内膳課御献立書といふものを見る
と左の如く記されてゐる。

九月二十二日御夜食

一、附焼鮎、一、御汁、一、筍子、雪の上

御鉢盛

一、煎揚炙鯛、丸煮茄子、一、鹽焼奥津新薑、一、鯉煮里芋外に、一、葛引胡蘿蔔
一、砂糖煮粒小豆

九月二十二日御朝膳

一、下鹽鯛、一、御汁、一、鮎焼、茄子、一、いり上鮭、一、鯉煮大根、

御辨當

一、味噌漬鮭、一、鹽焼鱸、一、かぶ、百合根、一、握御飯、

三條別院沿革 畏くも先帝の行在所を奉仕した東本願寺三條別院は、今を距る二百

五十年前即ち元祿三年に創立されたものである。當時越後は宗意の統一みだれ、時に
安心不心得なる三業歸命宗義の紛擾を醸成してゐた。心ある僧俗は憂慮措く能はず、
これが統一を期すべき別院の創設を希ふも幕府は寺院の増設を許さず、ために同別院
の創設は實に困難を極めたものらしい。今の境内は村上の領主榊原家より四間に百十
八間の地境を寄附したのが始めて、漸次取擴げ今や三千六百七十坪の地域を有するに
及んでゐる。本山は役僧を派遣し、専ら宗義の統一に努め、進んで勤學布教に盡瘁し
たので歸依する者日に／＼加はり、従つて末寺院は増設され、十八間四面の大伽藍は
建立せられ、年を追ふて食堂、御殿、庫裡、寶藏といふ具合に建設されて莊嚴味を加
へて來たのであつた。しかし文政十一年の大火災に類焼し、再建されたものも亦明治
十三年に灰燼と化してしまつた。今の本堂は焼失後二十年を経て明治三十三年四月一
日工を起し、營造六年、三十九年に上棟式を擧げ、四十一年七月三十日入佛の大典を
執行したものである。同別院は全國中においても成績優良の別院で米北の末寺五百五

十七ヶ寺、檀徒は實に七萬五千戸の多きを示してゐる。従つて宗務の便を計るために米北を十組より二十二組に區劃し、各組に組長を置き、所屬の宗務を司どらしめてゐる。別院は別に住職を置かず、本山の住職がこれを兼務してゐる。故に輪番役僧を置き法要を代理せしめ、又別に権限を定めてその事務を取扱はしめてゐる。現在の輪番は本縣出身の江部法龍師であるが、未だ嘗て本縣出身の輪番はなかつたのである。

三條から長岡まで

志士村山半牧 三條行在所御發輦の朝(二十二日)同町の有志笠原文平、源川萬吉の兩氏及戊辰の役の功勞者、坂井村の前田尙純、新潟村の田代虎次郎、三條町の山内松造、下興屋新田小柳正平、村山半牧の相續人村山恒次郎の諸氏に拜謁仰せ付けられ、恒次郎氏には特に祭糶料として金十五圓を下賜された由である。同日の三條町は歡喜の色に包まれ近郷近在よりの拜觀者をもつて充滿したと傳へられてゐるが、當時風輦

を迎ひて喜びの餘り詩歌をもした者は左の如くてあつた。

杉之森村 高橋喜一郎

越山草木忽生春、光被君王鑾輅塵、一遊一預眞恩澤、永使斯民歌戊寅。

天神林村 日野田文山

今日ばかり世にもうれしきことはあらしなびく錦のみはた仰ぎて

中村 小柳卯三郎

高光る君の御稜威に青雲のたなびくきはみ照渡るらん

三條 歸山雲崖

山若迎兮河若導、龍車無恙轉晨昏、乾坤畫一民千萬、雨集雲屯拜至尊。

同 歸山廉子

かしてしやかゝる御幸を賤の女の家のうちなから拜み奉るは

同 木戸登利(九十才)

百年にちかきよはひのかひありてけふのみゆきに逢ぞ嬉しき

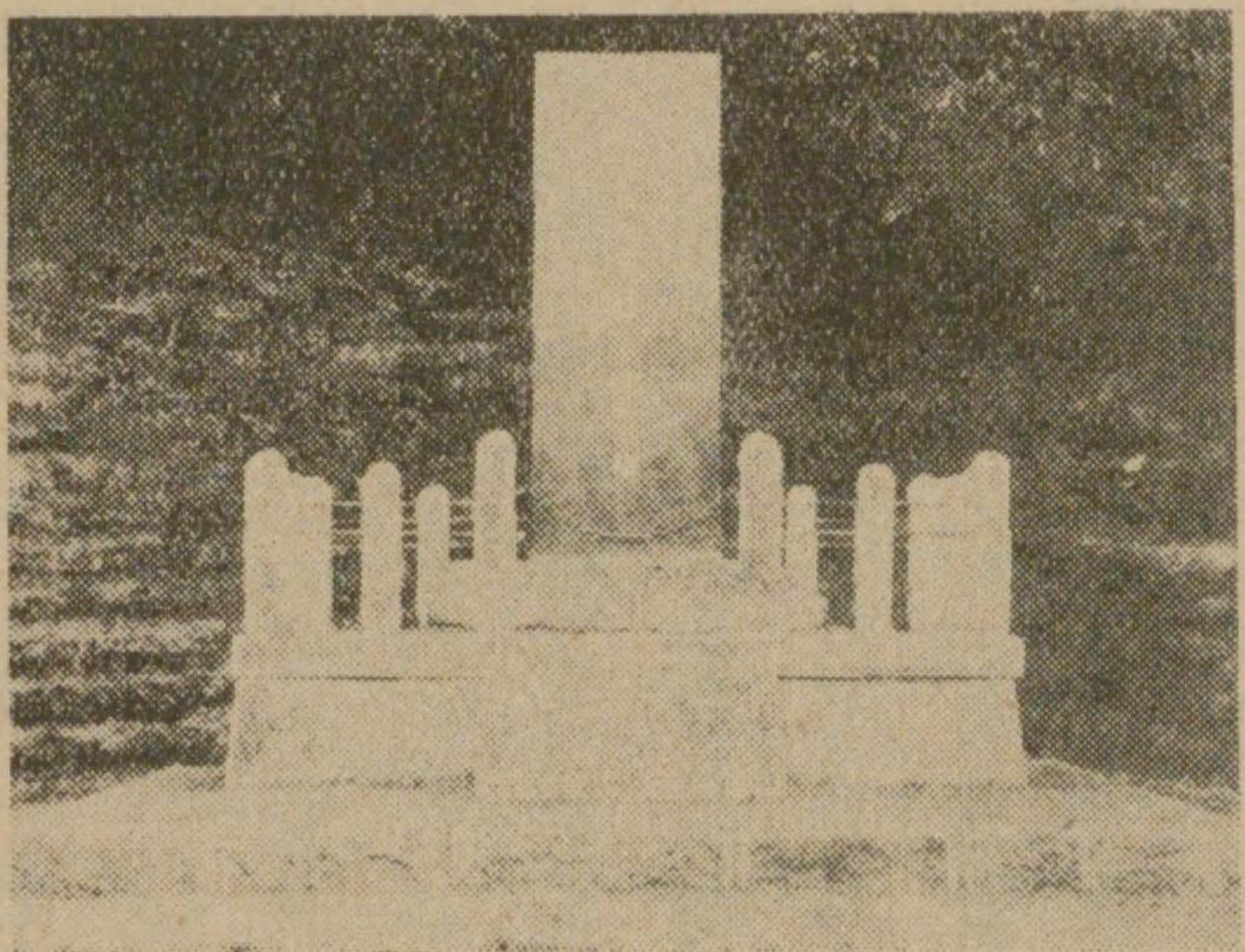
かたじけなくも祭糝料を賜まつた村松秀一郎は半牧と號し、越後の生んだ武士の一人である。今越佐維新志士事略を見ると左の如く記されてゐる。村山半牧、初の名は通字は仲宣、荷汀と號す。後號を椒、字を其馨と改む、通稱秀一郎。半牧は後に號するところ。南蒲原郡三條の人、性書を好み、初め郷人長谷川嵐溪に従ふて學ぶ、後京師に入り藤本鐵石、山中靜逸、江馬天江と交りて好し。山陽山陰を跋渉し、鎮西に遊び、長崎に留まる數十年、その間遍く天下の奇勝を探り、博く古今の名蹟を觀て技大に進み、別に一機軸を成す。文久癸亥の秋、松本奎堂、藤本鐵石等義を唱ひ、中山忠光を奉して兵を大和に擧ぐ、事成らずして死す。半牧時に播州にあり、變を聞いて馳せ歸り、京に入り門生筒井香山をして鐵石の妻をその郷里備前に護送し禍を避けしむ。この時に當り幕府の吏、義徒を搜索する甚だ嚴なり。半牧復播州に走り、赤穂前川家に潜匿す。翌年甲子の夏遂に播州を去り、姓名を變じ、香山と俱に間道を國に歸る。半

牧既に郷に歸り、弟の家に寓する半歳、乙丑の春柏崎に遊び、後家を三條に卜し、門をとどて閑居し、書を索むるものあるも、適意にあらざれば敢て作らず、吟詠自ら遣り、密に小柳春堤、籬田松溪、星野藤兵衛、笠原新吾等と往來し、尊攘の大義を論ず。藤田東湖、吉田松陰の遺文を抄し、梓に上せ、同志に頒ち、義氣を鼓舞す、戊辰の春伏見の戦ひあり、尋いて東北征討の師を起す、先づ鎮撫使を各道に發し、高倉卿北陸鎮撫として加越を犒ふ。三月越に入ると聞き半牧大に喜び、乃ち春堤、松溪、藤兵衛等と平定の策を建て、春堤、香山と共に高田に赴きこれを鎮撫使に上る。征討軍越に來り山海兩道に兵を進め、長岡城陥り、東軍加茂に走り、假本營を置く。こゝにおいて半牧等の機密を漏すを疑ひ、先づ松溪、春堤を捕へ獄に下す。時に霖雨連旬、信濃川水漲り堤防殆んど潰へんとす。半牧水を避けて片口村松尾の家に在り、適ち松溪等縛せらると聞き、内町村近藤某の家に匿る。某兵燹を避け、家具を山中に運び、半牧に請ふてこれを守らしむ。會ち半牧の弟來り東兵の物色急なるを告げ去る。この時

東軍長岡城を回復し勢ひ甚だ熾んにして訛傳あり、松溪、春堤斬に處せらると。半牧慨然としていふ、生て縲紲の辱を受け、賊手に死せんより寧ろ引決して身を潔ようするに若かず、况んや義獨り逃るべからざるに於ておやと。よつて兄弟に遺書を留め、從容死に城山の麓に就く。實に戊辰六月十四日、年四十一。半牧兄を柳苑と號し、弟善治、隨泉又遯軒と號し、鳳池をもつて知らる。妻子なし、善治の子恆二を嗣となす、幾ばくもなく亂平ぎ東京鎮臺府の徵書至る。兄弟これがために悼惜措かず。明治二年朝廷其の死節を憫れみ恒二に三人口を賜ひ、これを旌表し、十一年聖駕北巡祭糝料を賜ひ、二十四年九月靈を靖國神社に祭り、三十一年七月正五位を贈らる。

一千金を投じた如法寺の記念碑 午前七時三條東本願寺別院の行在所を御發輦遊ばされた陛下には、如法寺村松尾與十郎氏が自分の所有地に自費をもつて四間に六間の假殿を營みたる御小休所に御休憩遊ばされたのであつた。松尾與十郎氏は當時小一區受持の副大區長の職をつとめてゐたが、五十嵐川の堤防道路延長三千五百間を開いて

御通輦に使したものであつた。御小休所の跡には大正二年本成寺村において金壹千圓



如法寺御小休所記念碑

を投じた記念碑が建つてゐる。その敷地は五十二坪で周圍に杉樹を植ゑ管理人を置いてゐる。碑石の高さは八尺五寸、幅三尺、長さ七尺で、周圍には石の玉垣がある。碑面に徳大寺公の書になる「明治天皇御駐輦遺跡之碑」とある。與十郎氏は天保三年をもつて生れ、里正として牧民の事に當つてゐたが、四日町郷の水害を除いてその荒蕪地を美田に改めやうと治水策を立て月岡から西本願寺に至る間の築堤を計畫して苦心の結果、漸く明治七年に

至り地方費の補助を得、家産を傾けて五十嵐川西岸一里二十町に堤防を築いて郷民を

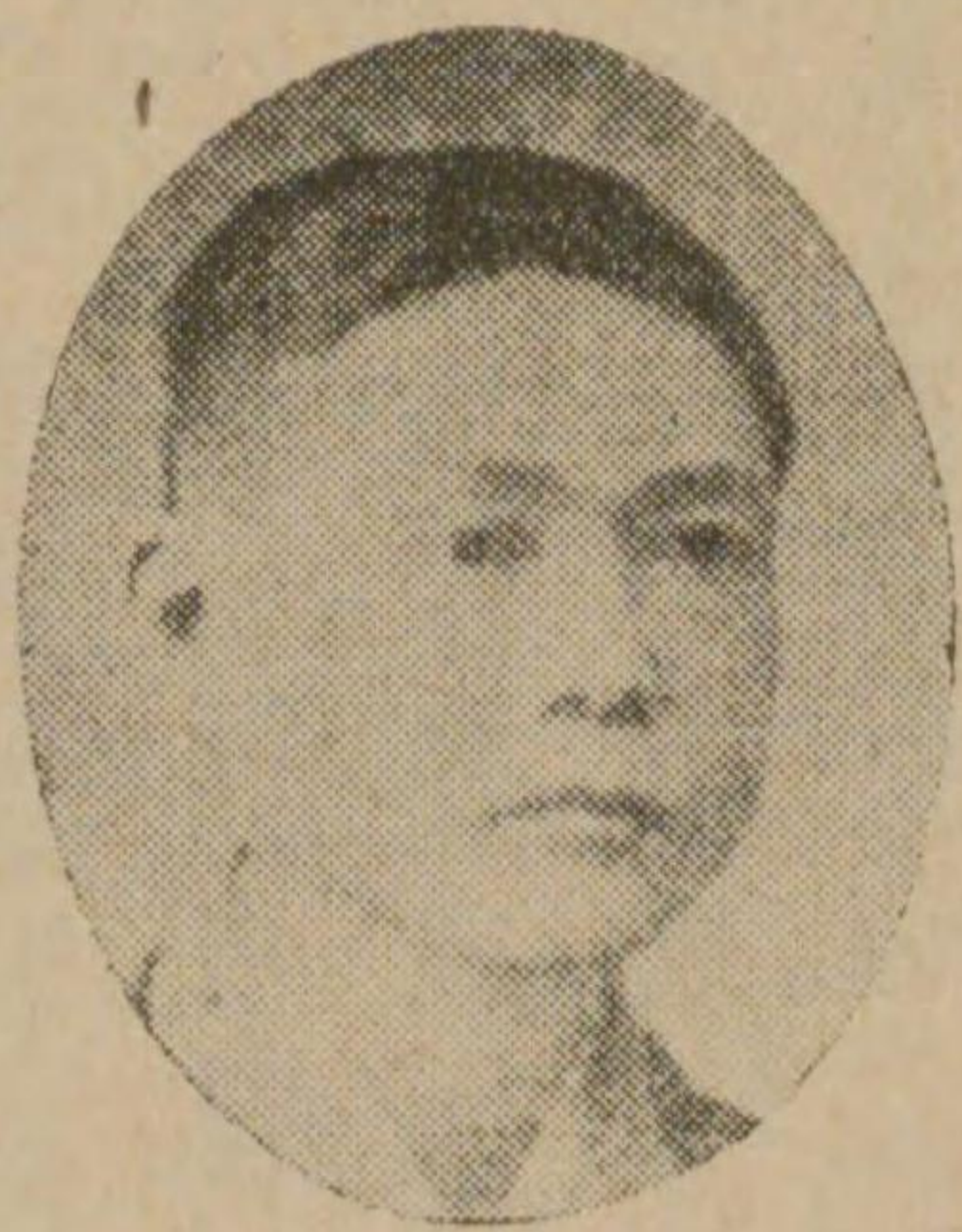
安堵せしめたのである。その外明治十四年私財を投じて三條、四日町間に橋を架け、橋側より四日町に至る道路三百間を開かしめ、また私財をもつて四日町、五明間約一千間の道路を開いたのであつた。不幸病に犯されて明治十五年に死亡したが、田川の水路を遺言して没したなど専心民福を計り、地方のために産を傾けて顧みず、實に同郷の大恩人である。明治二十二年に郷人がその功績を永久に傳へるため四日町水害豫防組合費をもつて五十嵐川の新堤に追頌の碑を建て、毎年御巡幸の日をもつて祭典を執行してゐる。大正十三年東宮御成婚に際し與十郎氏の公共事業に盡した功績を御追賞あつて従五位を贈られてゐる。松尾氏の現戸主は泰治氏である。如法寺の御小休所をいてたゞせ給ひし御鳳輦は沿道塔の如き拜觀、歡迎の民草の中を大面驛に向つて進んだのであつた。大面驛の御小休所は眞宗本願寺派の長念寺である。同寺は書院をもつて御座所となし、玉座を十疊敷の一間に設け、越の雪と松風を献じたのであつた。玉座は今も保存されてあり、御嘉賞を賜はつたと傳ふる木槿も庭園の一隅に青い葉を

見せてゐた。同寺の住職山之内登之師はこの光榮を千載に傳ふるがため、工費四百圓をもつて大正三年十月碑を境内に建設した。碑の高さが七尺一寸、幅三尺一寸、厚さ五寸、臺石は高さ一尺三寸、幅三尺、長さ六尺、玉垣をめぐらし其碑面には久我通久侯爵の謹書で「明治天皇御駐輦之遺跡」と刻されてある。暫し同寺にいこわせ給ひし陛下には再び御行列を整へさせ給ひて見附驛へと向はせ給ふたのであつた。筆者も亦順路に従つて見附町へと車を走らす。

銀製馬輿を天覽に供した澁谷初次郎氏 若草の吐息が春の陽の中に夢の如く流れるのを心逝くまで味ひつゝ私は東山寺の樓門を左に眺めて裾を廻り池のほとりを過ぎ、機の町見附へとは入つたのであつた。西に傾きかけた夕陽はこゝ智徳寺の杉の森、新田公園の松の林に赤々と燃えていひ得ぬ風情を呈してゐた。私は先づ支局の佐藤民雄君を訪れて大帝の印し給へるみわたらの跡を同君同道で調べ初めたのであつた。行在所の舊小學校に校長を訪へば、新校へ行つてゐて不在とあるので、直に新校

へと赴き刺を通じたがこゝでも不在とのこと、やむを得ず首席の訓導某氏に面會して來意を告げ、同校の沿革誌を見せて貰つたのであつたが、只明治十一年九月二十二日明治天皇北巡あらせられ當校において中餐を召させ給まふといふ、意味の簡単なものが僅に記されてあるのみで参考となるべき何物もなかつた。聞けば同校では近く御聖跡誌を單行本として刊行するための準備に、某氏へこの編纂方を依頼し、記録一切をその人の手許へやつてあるといふことであつた。それから道を轉じて當時の古老島田桂藏氏を訪ひ、さらに山谷一治氏を訪ふたのであつた。行在所の御座所は當時新築した別棟であつて、上段八疊の間に玉座を設けたものであると傳ふ。その後校舎は増築のため移動したが玉座の間は御眞影奉置所として原形の儘保存せられてゐる。當日玉座の床の間に飾りつけた、銀製馬輿に松竹梅を活たものは、傍所の澁谷初次郎氏（澁谷善作氏の本家）が出品したもので、行在所建築經費は當日學校が建築中であつたからその一部に包含されたものらしい。御厠は長谷川長四郎、宮島與四郎、小坂傳七

三氏の寄附したもので、現に寄附願書が残つてゐる。献上物としては生鮎若干尾であつたが、陛下には殊の外鮎を御嗜好あらせられ、同所の外柿崎行在所においても黒川に産した生鮎を賞味あらせ給へしと傳へてゐる。陛下には行在所に御中饌の後、この地方の物産左記數點及び結城縞五點を天覽あらせられたといふ。



澁谷初次郎氏

木綿	縞	二反	見附	長谷川長四郎
小倉袴	地	二反	同	松本藤四郎
桐油	雨合羽	二枚	同	山谷角平
眞綿	二把		嶺崎	金子猪之松
製茶	一瓶		見附	金井誠一郎

當日の御行程中大面、見附兩驛の間に小栗山村があり、その地内岩の坂は道が甚だけ

はしかつたので同村の戸長佐藤寛吾氏は、其他の人々と共に苦心して開鑿し、もつて御通輦に便した事も特筆すべき事項である。見附町を御發輦遊ばさるゝに先だつて、陛下には、見附校へ金五拾圓、見附町へ金貳拾五圓を下賜遊ばされたのであつた。同所はこの光榮を永遠に傳ふるがため、大正六年以來御駐輦當日には全町國旗、球燈を掲げ、町の事業として行在所記念祭典を行ひ、學校の事業として行在所記念式を擧げてをる。

報義隊志士金井松洲翁

同所の宿割は記録にもなく役場、學校でも不明と云つてゐるが島田氏の談に依ると、徳大寺公が金井清一郎氏宅、岩倉公が大野源呂久氏宅、井上參議が山谷一治氏宅、川路大警視が羽賀仁七氏宅、橋本實梁が島田桂藏氏宅であつたらしく、この外大隈參議や、大山巖少將、杉孫七郎、土方久元、香川敬三、山岡鐵太郎等の大官連が休憩した宿があつたに相違ないのである。金井松洲翁のものした當時の日記に依ると



岸田吟香氏

九月二十二日をもつて龍駕吾越後の國蒲原郡見附驛を過ぐ、この日幸ひ快晴午前十時頃暫時小雨あるも直に快晴、同十一時頃龍駕過ぐる處謹縮、龍駕の内奉拜天顏舞蹈雀躍に堪へず、即ち當町行在所へ御着輦、而して儀衛拜觀の老少原野に充滿し、實に立錫

の地なきに至る。億兆の庶民皆萬歳を唱ふる聲巷に滿つ、而して徳大寺宮内卿及び杉宮内大輔以下の諸君家へ御着、御晝、同午後一時三十分頃御とごほりなく當驛御發輦、一同大賀す。
とあるから杉孫七郎氏も亦金井氏方

衣垢不洩器缺不補對
人猶有慚色行垢不洩
德缺不補對天豈無
愧心

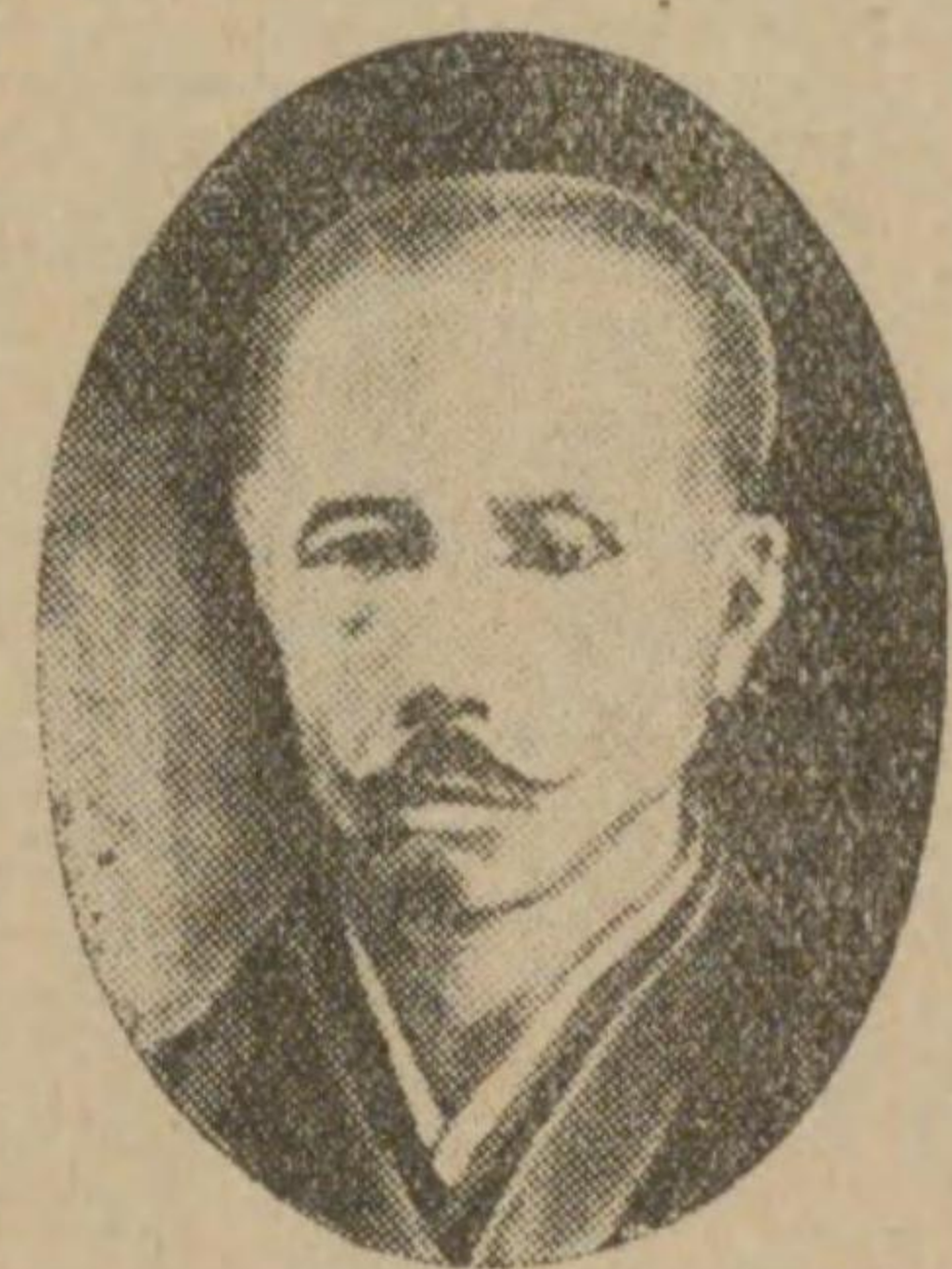
癸卯仲秋吟香

岸田吟香氏書

に休憩したものらしい。尙ほ新聞記者として令聞のあつた岸田吟香氏、當時近藤芳樹氏の従者として金井氏の宅に休憩した事も同氏の日記に依つて明かであるが、同氏とはこの時既に知己の間柄であつたらしくその日記に左の如く手記されてある。

過般出府中知己相成居り候當時東京日々新聞社中岸田吟香氏宮内省御用掛近藤芳樹殿従者として來越一別以後久々にて面謁山海及懇談而して徳大寺實則公及び杉孫七郎以下の諸君より詩歌御揮毫相願ふ。

とある。そして同氏の宅において右の諸氏が越後を題材とした詩歌を揮毫して同氏に與へたものであつた。金井松洲氏は直平氏の嚴父で、敬神の念厚く、

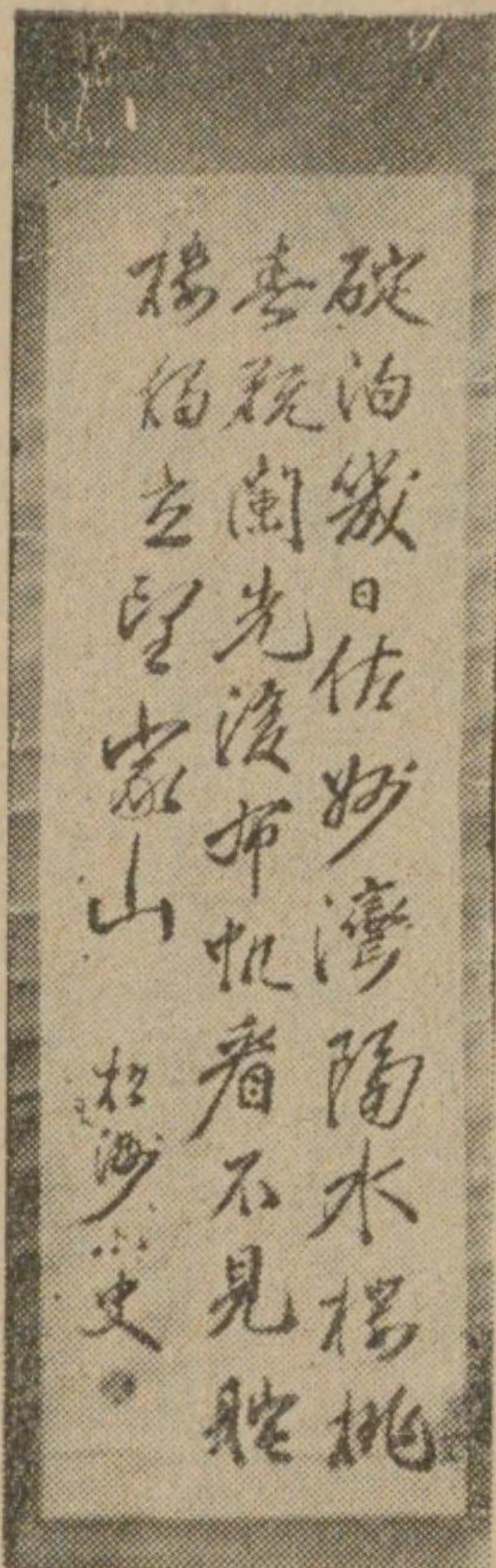


金井松洲氏

勤王愛國の志氣に富んでゐた人であると傳ふ。今その傳記を見るに、氏は名を善方と呼び、通稱慎次郎、後武男と改めたもので、松翁はその號であつた。天保十四年十月十日見附町金井朋善の二男として生まれたものである。資性謹肅、幼にして果斷力行

に富み、廉潔にして敢て私なしとあるから直情徑行の人であつたらしい。長岡藩の儒山田到處及び庄川松雲氏に就て文學を修め、武道は高島流を修めてゐた。氏は幼少より日誌を書くをもつて無上の樂みとし、「天日下惠」として最も周密を極め、一家の出來事は勿論、一郡一村の事から國家の重要事項は必ずこれを書き置いたものである。その家には今なほ元治元年から松洲の晩年、即ち明治三十五年までの繼續的な日誌が

金井松洲氏書



藏されてゐる。特に庭訓は甚だ嚴肅で尊王の念に厚く、維新當時同志と共に國事に奔走し、長岡を中心として見附附近一帯に

導いたものであるといふ。戊辰五月二十一日報義隊の同志と共に官軍の本營に赴いて山縣狂介、黒田良介以下の參謀連に會見し、朝廷からは御下賜品があつたと直平氏は

語つてゐた。

善美を盡した筒場御小休所 見附行在所を午後一時半頃御發輦當日の行在所長岡市表町小學校に入らせらるゝ前、古志郡新組村大字福島、俗に筒場と稱するところの安藤林泉氏宅に御小休遊ばされたのであつた。堀に架した橋を渡つて同家を訪れ、現戸主仁太郎氏に面會して色々の記録を拜見してもらつたのである。安藤氏は地方の豪農であつて長岡藩の士分であつた。御小休の議が決すると林泉氏は嗣子虎五郎氏と謀つて立派な御殿風の御座所を新築し、庭園道路、橋梁及び室外に小者の憩ふ家屋に至るまでことごとく修繕したものであつた。御座所は地形を三尺五寸高くしその地形の上に建築したものであるが、床下の如きは七尺もあつて、三方ことごとく開放され、雨戸は皆下におろしたものであつたから、宛然二階の如き感があつたといふ。これに二間の大玄關を附し、三尺の廻し廊下は全部杉の赤柱を使用した、大がかりな御小休所であつたといふ。惣門の外、さらに御座所に通ずる道へ門を設け、當時としては珍

しい白ペンキを塗つたものが建てられたのであつたが、その門は後年石内の某が買ひ現在は文治町の堺樓に移されてあると聞く。御座所はその後故あつて解體したが、用材は現在でも同家に保存されてをる。同家の家運はその後不順調をたどり、加ふるに鐵道敷設し同時に屋敷は二分され、昔日の面影を見る由も無いが、記録等の完全に残つてゐる事は縣下稀に見るところである。小者の休憩所に當られた家は、門藏、林藏彌五郎、清次郎の四軒で水は筒場校のものを用ひたとある。山田錫氏が書いた安藤家の記録は左の如くである。

山田錫氏の書いた御小休の記 明治十一年秋九月御北巡ありて新潟縣に至る越て二十二日見附午膳、長岡宿御の間古志郡福島村字筒場の行閣に御小休あり他に比すれば時間甚だ長しと供奉の人々いふ閣は安藤林泉之がため新に設けし所にしてその宅内にあり、直に家に接すこれより數月前縣吏車駕沿道休宿の所をもつて林泉の宅を佳としてこれを命じて御小休の所とす林泉の家舊高崇輪奐たりしも戊辰の兵燹に罹

りて當閣の御座を設くるに足るものなく且大臣侍從各位の所に乏しきをもつて一閣を新に構へんとす即ちこれを虎五郎に謀りその日よりこれを經營するの工匠人夫を用ふる日に百人、時日も亦百餘日にして始めて竣を告ぐこれ獨り閣而已ならず道路、橋梁庭園より宅外借るゝ所の家屋に至るまで遍く作業修繕すれば也、本日閣上兩邊に盆栽、插花、數種を列し中央に家藏の金盃硯箱を陳じもつて覽觀に供す盃は豊太閣桃山茶讎に用ゆる所箱は東照公雅會に供する所南天燭の一木をもつて十箱を製せし也別記ありその所由を録す。献ぜし蓮實、葡萄は皆これを園中に採り他に求めざるは敬慎の至り也、菊章の銀盃三個、紅白の縮緬三疋、金二十圓を賜ふ、縣令永山盛輝これを授くこの日や秋熱焼くが如し故に宅外供奉の人々より車夫馬卒に至るまでとくく茶菓、冰糖、葛水に飽くこれ皆林泉が皇上を崇敬する至情の波及せる所也林泉の家舊長岡藩の財政に與りて力あり故にその家章三柏葉及び五級梯子を用ひしめこれを本支に準す、舊藩主忠訓の卒するや廟を家に設け之に事ふる生時の如し、

蓋しその忠厚天性なる宜なる哉この寵榮を蒙るや、その必ず長く報ずる所あらん、故に記して後日を俟つ。

天覽の天目茶碗と記念碑 天覽を賜はつた黄金天目茶碗及び南天の硯箱は山田錫氏が書いた同家の記録にもある通り、豊臣秀吉が用ひたもので妙徳尼の遺物である。妙徳尼は上杉氏の將本莊清七郎の娘で徳川家康に仕へた老女であつた。家光の時請うて尼となり故郷である藏王に歸つて庵を結び、佗びしく住居してゐた者であつたが、その勤務中賜はつた重器の中一つがこの黄金天目茶碗と南天の硯箱である。それが安藤家に移つて同家の重寶となつたものである。同家では御小休の光榮を永遠に記念するため明治十三年頃から建碑の計畫を建て、明治十六年に當時長岡區裁判所の判事をしてゐた某が大阪に轉勤したのに依頼して、石材を船に積んで新潟港へ送つてもらふ様と送金したのであつたが、如何なる手違ひか遂に石材は新潟へ來なかつたのである。其石材に關する手紙の寫が記録となつて今も同家に保存されてゐる。従つて石材を注文

した程であつたから碑の篆額はこの時既に同氏の手許にあつたものである。かうした
具合に建碑の儀はその儘となつてゐたので、現戸主仁太郎氏は頗るこれを遺憾とし、
何とかしてこの殊恩を永久に傳へやうと更に計畫を建て、古志郡尙武會の助力を得、
苦心の結果大正三年に建碑除幕の式典を舉行するに至つたものである。篆額は故右大
臣従一位勳一等公爵岩倉具視、銘文は故正四位勳三等文學博士島田重禮の撰で、野村
素介男爵がこれを書いてゐる。碑の高さは九尺五寸、幅三尺七寸、厚さ九寸で天然石
をもつて臺としてゐる。銘文は左の如くである。

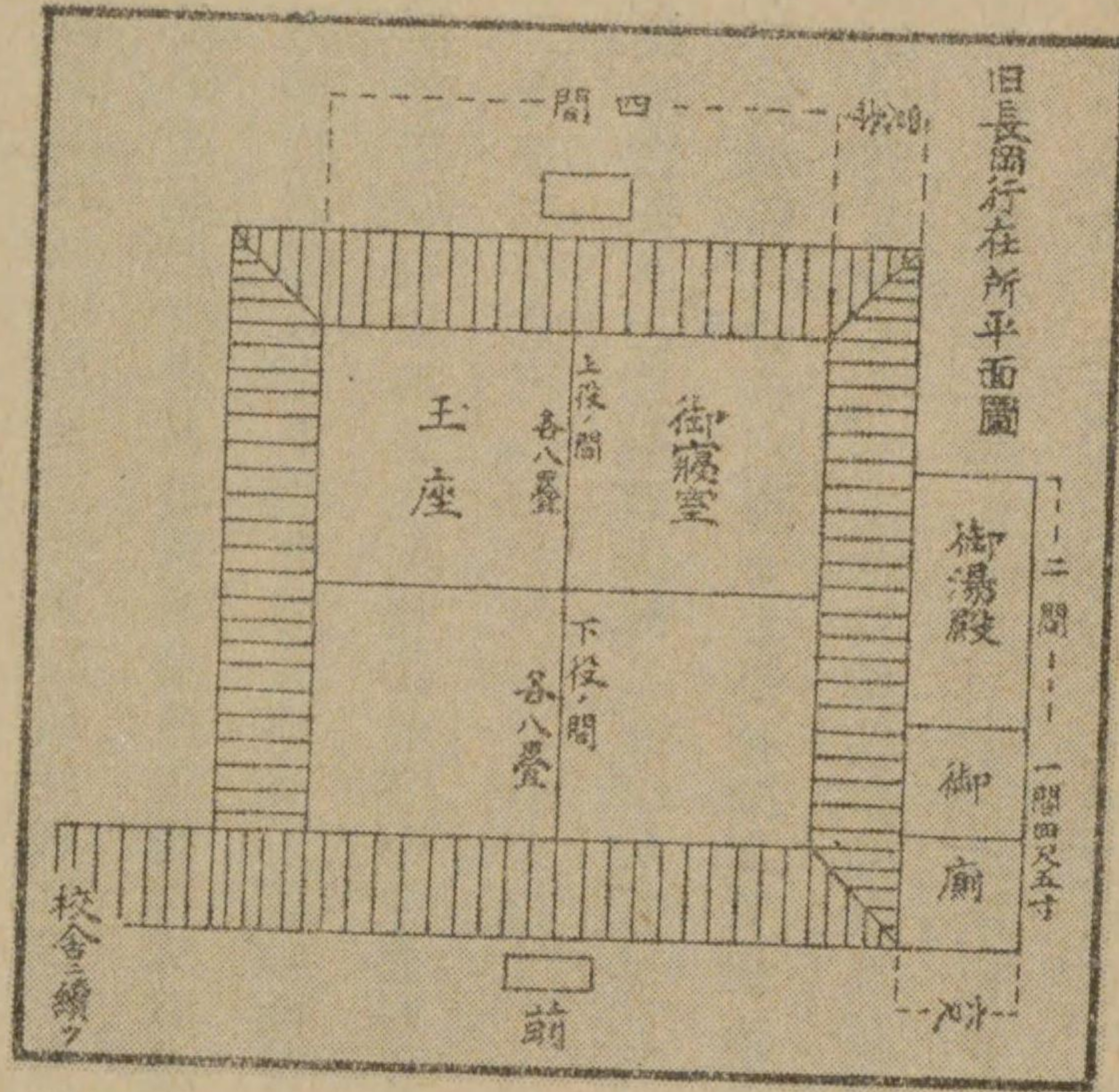
明治十一年秋九月車駕北巡、二十二日至越後長岡憩於福島村安藤林泉家從官擲蓮實
以獻又其家所藏金盃及髹漆硯箱以供睿覽天顏素悅之賜銀杯三、紅白穀三四金二十兩
士民跪迎者數萬人咸咨嗟歎息以爲希覩盛事矣、林泉既榮上賜又懼其久而湮替也乃欲
建石記其事以示孫使人來請文於嶋田重禮按福島距長岡里餘爲新潟孔道林泉家此數百
年世以善行稱戊辰之役以其當要衝兵馬充斥礮震肉飛人々惴恐其身且不能自保何況池

館竹樹既已蕩爲瓦礫而委榛莽矣爾來十有餘年海寓奠安纖塵不驚稍復故業而今又逢□
方盛典奉鑾輿於葭室拜天顏於咫尺此洵一方生靈無窮之厚幸豈特一家之榮云爾哉然自
長岡而北數十村其爲著姓亦多矣燭林泉得蒙此榮寵此豈無所自而然耶自今而往子孫益
力穡行善頌太平祝聖祚於億載時出賜物而展之拜觀之下如望屬車之塵而聞清蹕之音退
而思其所自則奉上之忱將必油然而生而繼迷之道亦於是乎得矣乃不辭而記之

大正二年六月

長岡行在所と雪山の失敗 惠まれたこの日——明治十一年九月二十二日——鳳輦肅
々、筒場の御小休所よりわが長岡に入御あらされたのであつた。光榮、歡喜、兜城下
全街に滿ち渡つて町民の喜悅譬ふるにもなく一同滿腔の赤心を吐露して御歡迎申上
げたのである。これより先、御行在所たるの光榮に浴すと聞くや區長、戸長、各區總
代有志等は、しばしば會合して協議を遂げ野本松次郎氏始め當時長岡町の助役であつ
た佐藤新二氏等は御行在所新築係りとして奔走し、大工惣吉等を督勵して造營したの

であつた。行在所の位置は表町校の敷地内西南隅(現在の唱歌室邊)といはれ表町通り



長岡行在所平面圖

り、各室を白木柱縁白張の襖をもつて仕切り、外方はことごとく白木柱縁の障子戸を

仕付けたのである。而して上段の左室を玉座とし、右室を御寢間に宛てたてまつり、下段は拜謁の間となしたものであつた。この外御湯殿、御廁を付し、この坪數四十二坪五合、學校の教室廊下等の模様替及び周圍に高塀を新設した。總經費は壹千餘圓であつたといふ。この經費はことごとく長岡町の有志者から寄附されたものであつた。また殿前には涼氣を取り參らすため富士山形の雪山を築き、且つ木石を配置し、東南北三面に松の植ゑ込みをなし、中庭には秋の草花を移植して慰めたてまつらんとしたのであつた。ところがこの雪山は前夜(二十一日夜)より徹夜にて多數の人夫を雇ひ築いたものであるが、當日は非常な暑氣であつたため御着輦になつた夕方には見る影もなき態となり、折角の苦心も水の泡に歸し、大失敗に終つたのである。然るに夜に入つて夕立雨があり、翌朝はメッキリ冷氣を覺えたが、旭日昇天と共に暑氣は前日と同様はげしく、係りの人々も季節のひにはなすところを知らず、只遺憾千萬を連發するのみであつたといふ。當日表町校に對し金參百圓の御下賜があつたとうけたまは

に向つて建設されたのであつた。最善を盡したといふにあらねど入念に材料を吟味して白木造りとなしたものである。本殿は四間四方高さ十尺柿苜破風造りの御殿風の建築で、周圍に七尺三寸の庇を繞らし、それに四尺五寸の總廻り椽及び總雨戸を仕付けたものであつた。内部は模様紙の張天井で、八疊四間に仕切り、奥の二間は上段として下段より五寸上

る。

同夜の警戒と古器珍器陳列 長岡では當日表町校の東教室を古器珍器の陳列所となし平田金治、園城安太郎兩氏これを擔任して數十日前から縣下の有名なる物品を借り集め、非常なる丹精をもつて數百點陳列し天覽を仰ひだが、その室の風窓外見を憚つて段幕を張り廻したため空氣の流通を妨げ普通人にても堪へ得ぬ程、むし暑くこれらのためか竟に天覽の榮を蒙らずに終つたといふ。只目黒十郎氏が奉迎の誠意を表せんため新に編んだ地方有志の書畫集陳觀帖と、山本村桂澤鈴木義順氏(訥叟氏の事)方よりの出品物(品名不詳)のみが天覽の光榮に浴したるだけであると傳へてゐる。當日陳列された主なる古器珍寶は

後醍醐天皇宸筆、後小松天皇宸筆、後柏原天皇宸筆

後陽成天皇宸筆 本成寺村 本成寺 小千谷 後藤清佐宇

猫の天目 中山興庵

天正五年作製四升櫛、菅公自作の像 大野八木市郎右衛門

八幡太郎義家陣扇 星名新田星名保

古代高麗犬 魚沼神社

古鏡釋迦 塚谷喜三郎

馱鳥の卵 表四ノ町覺張治平

火浣布 鹽澤鈴木牧之

火浣糸 同 同上

白縮緬縫方 岡てい

黒縮緬縫方 小熊みせ

白或は格子の甲斐絹 女紅場生徒

生糸 田屋村 島家逸二

其他であつた。小野塚氏のものした記録によると校舎は侍補、侍従、庶務課、内膳課近衛士官等の詰所に充てられ、出入共校門において衛士により門監の有無をもつて嚴重に取締られたとある。供奉員の宿舎は町家及寺院に夫々宿割し、五十二軒を宿所に充てたが、御一行の人数は大凡

奏任官以上の人々

約 四十九人

判任官の人々

約 百十八人

等外、雇、従者

約 四百七十人

小者 車 夫

約 百七十八人

合 計

八百十五人

外に乗馬百十六頭、縣官、新聞記者

約 八十人

であつたが、御一泊の際町内警備のことは防火夫をもつてこれに充て、大工町及び裏

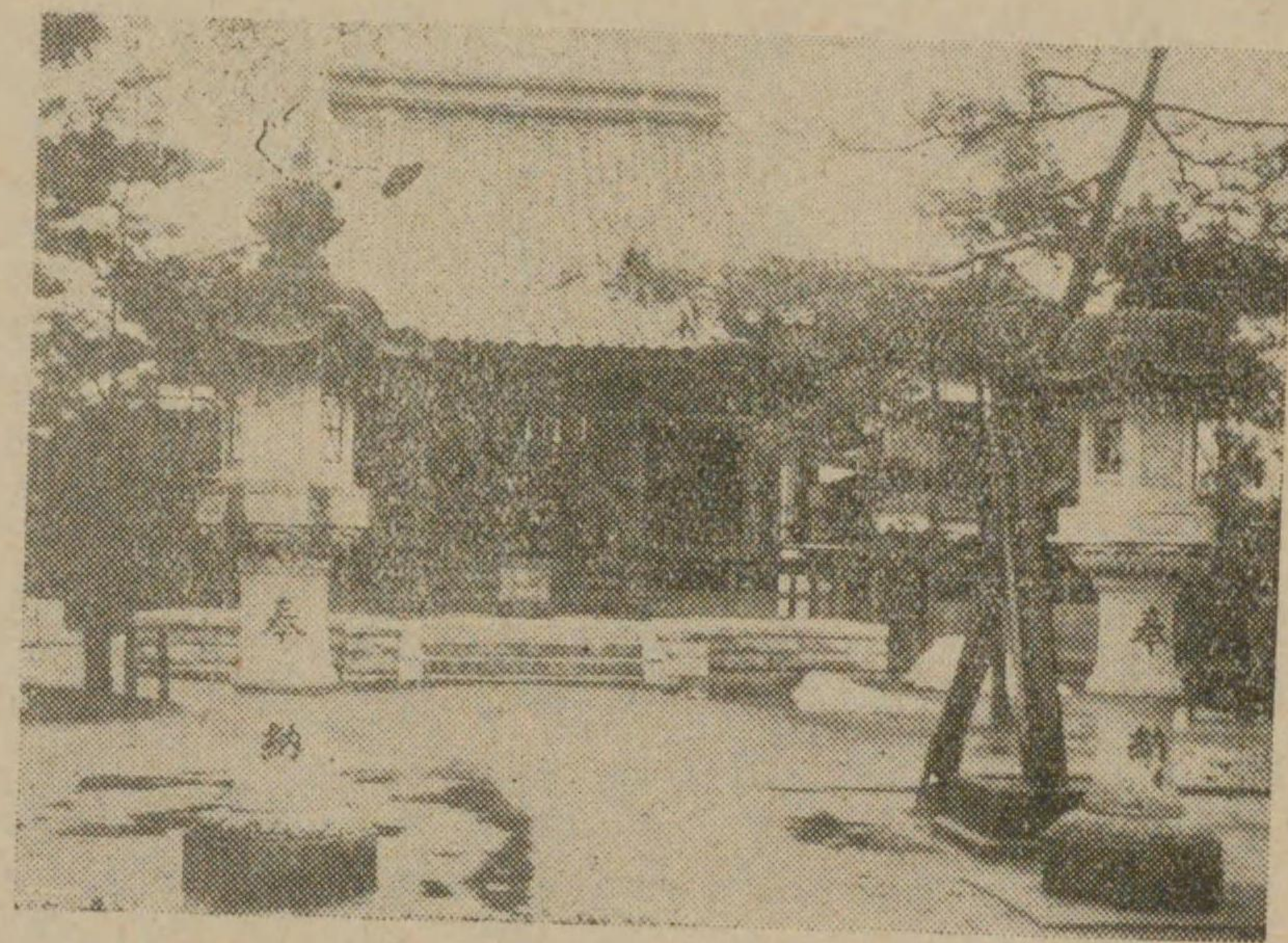
四ノ町を本部とし各部とも防火用具を取揃ひ防火各組順番に出張て警戒に怠りはなかつたといふ。同夜は殊の外暑熱が甚だしかつたので聖上におかせられても天然の雪と越の雪を御賞翫遊ばされ、越の雪は御買上げの光榮に浴したと傳ふ。この地方の風土人情、殖産工業等の状況は豫め調査せしめらるゝこのことであるが、同夜には特に戊辰當時を御追懷あらせられて種々御下命などあり、供奉の人々より調査の上、左の事柄などを奉答しまゐらせたところが深く感慨あらせられた様に拜察されたと傳へてゐる。

戊辰戦争の實跡及史跡等、河井繼之助の人物及施設の事、三島億二郎等有識者の戦後における長岡經營の状況

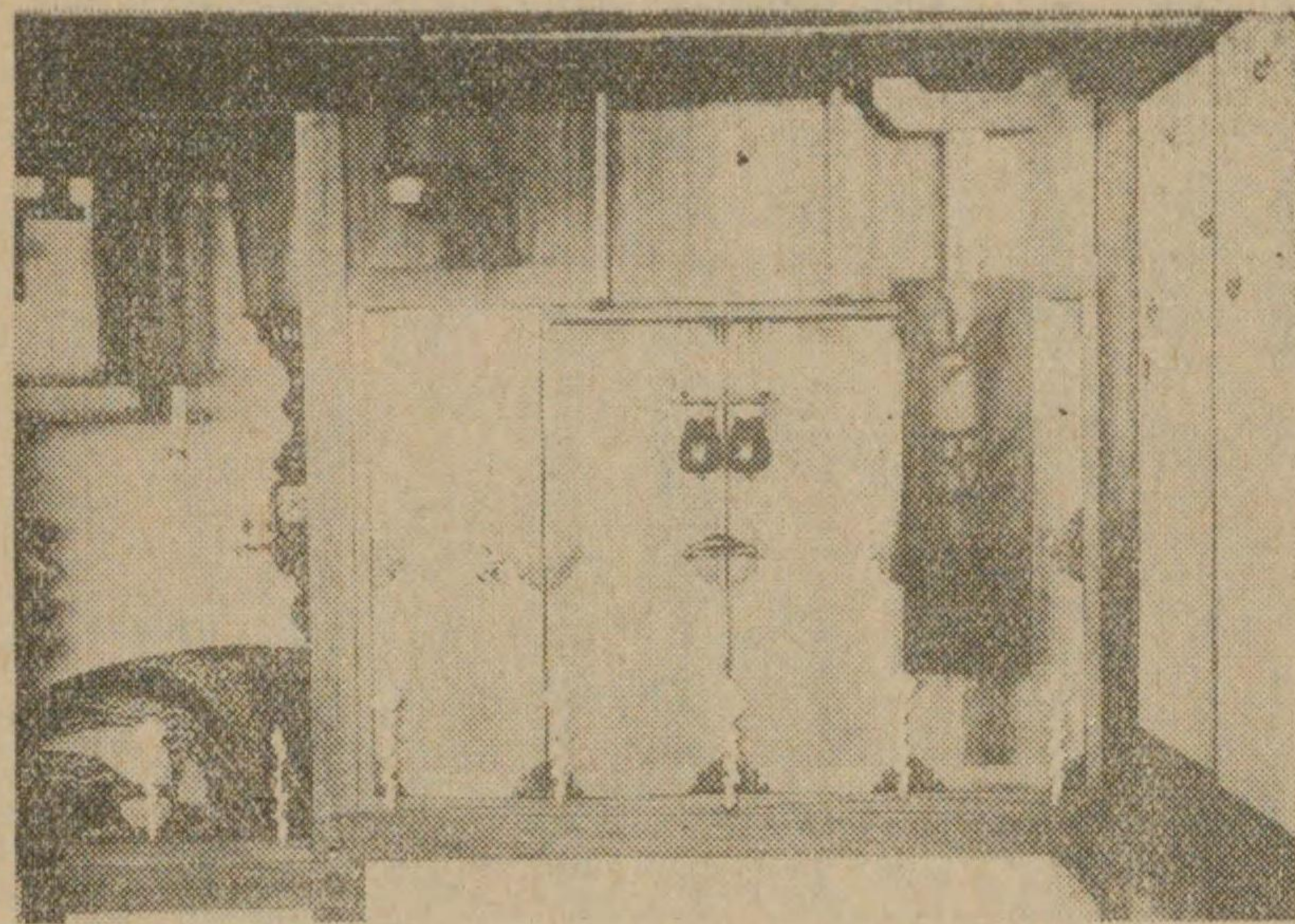
聖上日夕の御用具は悉皆用意されたるものであつて、御賄は校舎内の内膳課にて調理し、御膳水は當時表三ノ町小村屋の井水(現今覺張氏宅内)を用ゐられたものと稱せられ、養老賑恤の御典として満八十歳以上の老人に御下賜金あり、長岡としてこの御恩澤に浴したる者三十八人を算したといふが、二十五日をもつて町會所から御下賜金を

下げ渡しになつた。最高年齢が九十三歳の坂下町高橋とね、九十二歳の神田三ノ町丸山みき、八十歳以上男十人、女二十八人、合計三十八人がこの恩澤に浴したのであつた。

行在所遺蹟と記念祭の執行 行在所の敷地は今や全く表町校新築校舎の敷地となり跡をとくめず、獨り建物のみは神田町鎮守少彦名神社々殿に奉移して現存してゐる。始め同神社の社殿は甚だ壯麗であつたが、戊辰の際兵火にかゝつて烏有に歸し、爾來假殿を建て祭祀して來たものであつたが、神威を穢してはならぬと、明治十五年神田



少彦名神社々殿



少彦名神社行在所

町の町民が相謀つて社殿の再建を起企し、たま／＼想ひを舊行在所にいたしてみると、明治十一年以來御影を掲げたてまつて保存につとめてゐるが、追年不敬にわたらんことを慮りつゝあり、また表町小學校造補の必要に迫つて遂に舊行在所を取拂はんとするの已むなきに際會したのである。かゝる貴重な御遺跡を徒らに失ふは甚だ遺憾の極みであつて、恐懼措く能はざるところであるとなし、また神祠の如きも決してゆるがせにすべくもあらず、聖恩の厚き亦忘るべからざるものなれば舊行在所を以て神祠とすれば一は神靈に答ひ、一は永遠に

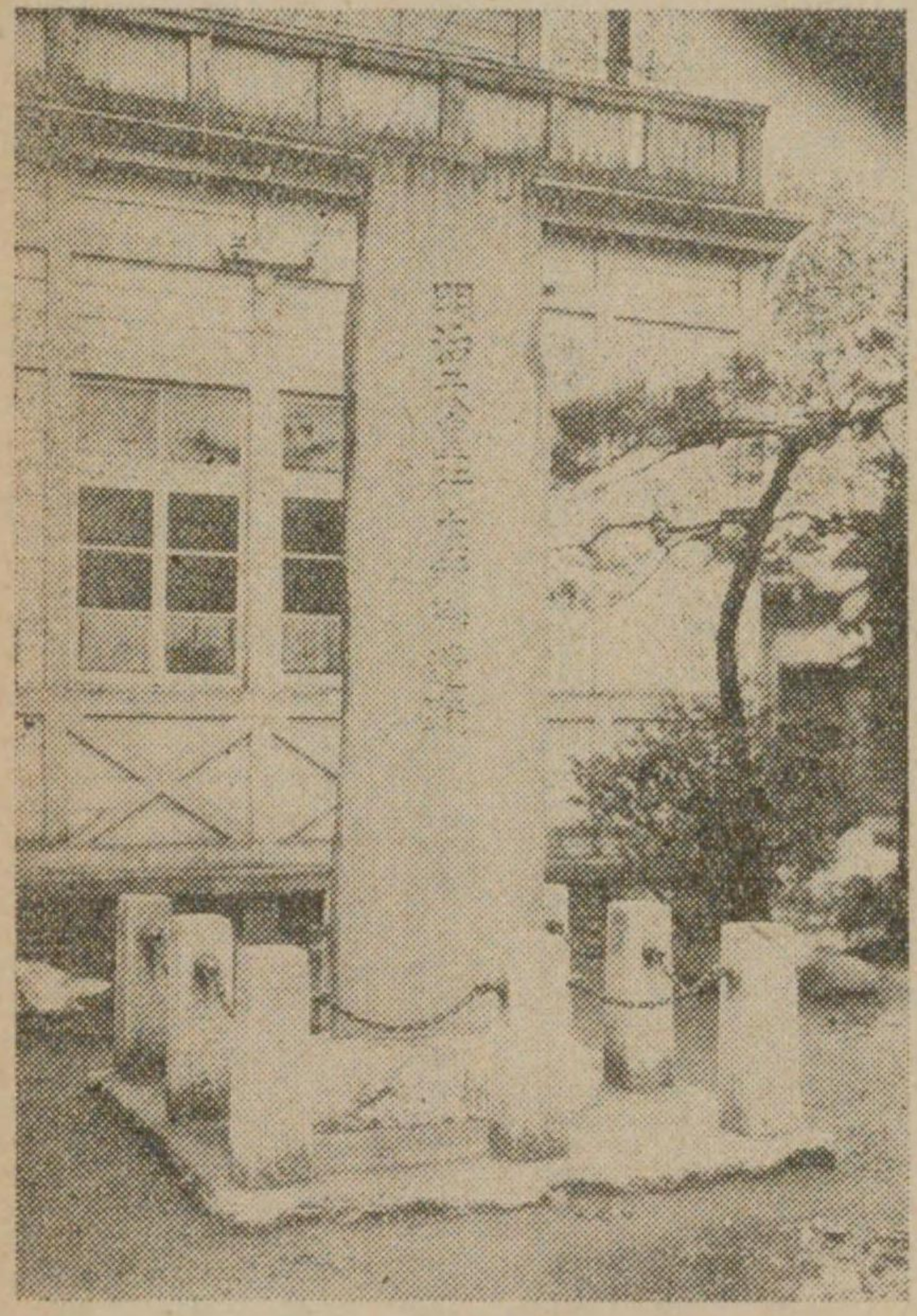
記念して明治大帝の御聖徳をしのびたてまつるを得んとて、遂ひに當局に請ふて同神社の神殿として移すことになつたものである。すなはち明治十五年四月一日之が移轉にかゝり、同年六月十五日上棟式を擧げ、七月十三日遷宮式を行つたのであつた。建物は内部の模様替等多少の改造は免れなかつたが殆んど原形の儘を存してゐる。明治四十三年に至り保存を全からしむるため屋上を瓦葺となした。なほ同神社は奉移以來永く景福を祈るところとなすと共に、當時に掲げたてまつた御影を奉安して皇室を遙拜し、毎歲特に御休泊の當日をもつて記念祭を執行し、先帝陛下の御鴻業御聖徳を仰ぎたてまつてゐる。當時使用した附屬品の同神社に現存してゐるものは左の如くである。

- 白木杉柁椽襖(白地張) 四間半
- 同 障子戸 二間
- 同 窓障子 四枚

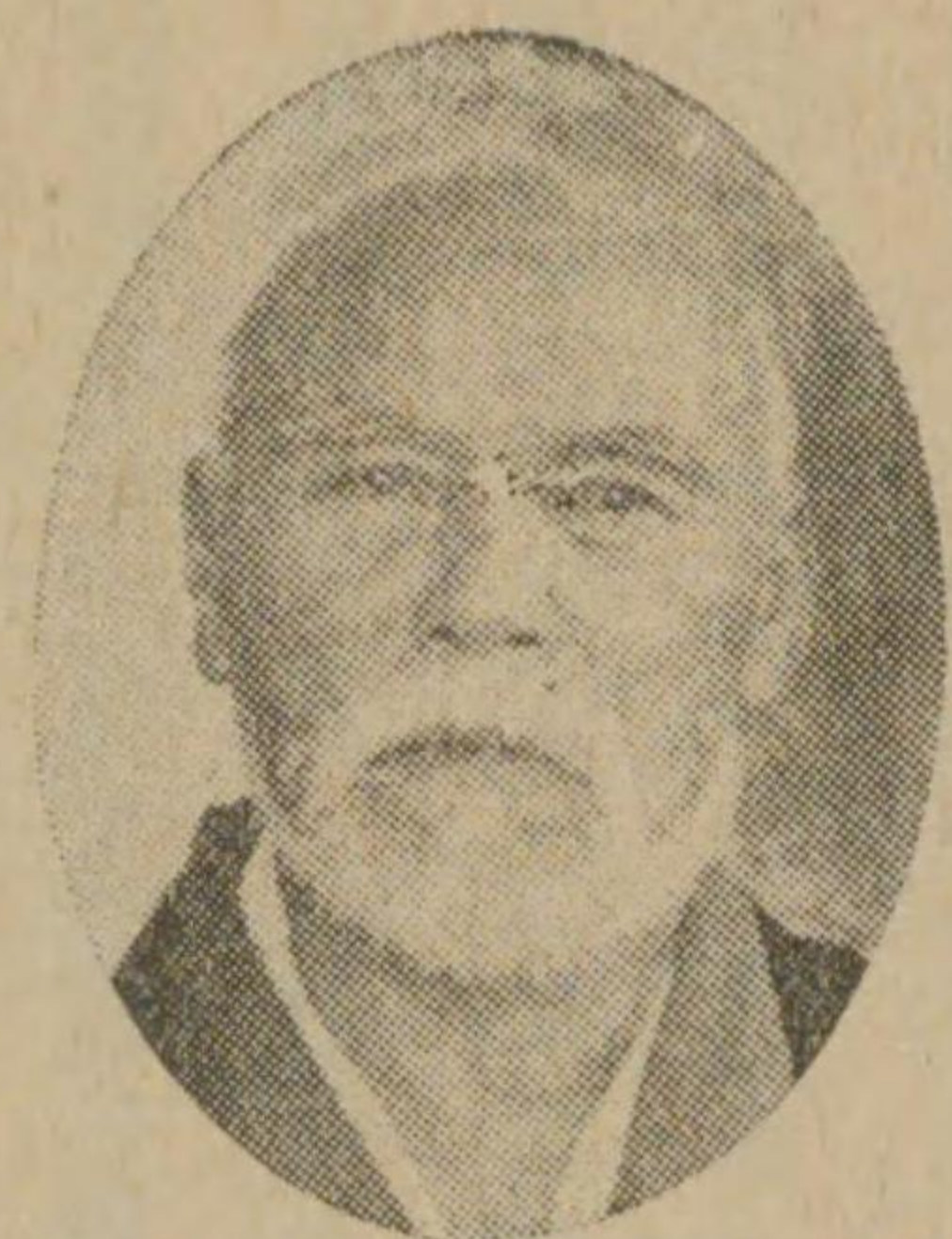
- 雨 戸 二間
- 真鍮製蚊帳釣手環 三枚
- 行在所標札 一枚
- 御下賜御影 一枚

なほ蚊帳釣手は御寢室の四隅に打ち付けたもので一旦打込めば再び抜けず、蚊帳をつる時は環が廻轉して釣り上げるものである。同神社境内には明治卅七年六月渡邊多四郎氏が伊勢内宮の荒木田神主に書を依頼して「明治十一年九月廿二日、行在所記念碑、北越御巡幸

- 表 町校記念碑 二間
- 三 枚
- 一 枚
- 一 枚



御遺跡」の碑を建て拜殿の由來を明かにしてゐる。また行在所趾なる表町小學校では玄關前に碑を建て、舊藩主子爵牧野忠篤氏謹書「明治十一年九月二十二日、明治天皇行在所御遺蹟、子爵牧野忠篤謹書」の文字を刻した記念碑を建設してゐる。



野本互尊翁

大官連の宿割と野本互尊翁の懷舊談 御巡幸當時の古老、互尊翁野本恭八郎氏をその邸に訪ひ、當時の模様をうけたまはるべく今朝白への道をたどる。折柄風邪氣味に臥つてゐた同氏も、事先帝に關するものであるとして起床、こころよく會談してくれられる。

陛下御駐蹕の日は太陽曆の九月二十二日、舊曆にすると八月の三日に當る。すなはち月は異つてゐるが陛下御降誕の目出度い日に長岡で御休泊なされた譯である。何しろ北陸地方開闢以來のことであるから、その騒ぎといふものは想像以外で、上を下への大騒ぎを呈してゐた。長岡の學校は勿論、附近の各小學校は校名を記した小

旗を立て、城岡の土堤、長生橋附近の道側といつた具合の各所で整列歡迎申し上げ町では道の兩端にゴザを敷き、竹垣を造つて町民はそこへ座りながら奉迎したものだ。町民の外、附近の村落からは泊りがけに、或は朝まだきからなだれを打つて拜觀に出たもので、身じろさも出来ぬ有様であつた。雲助などは随分吟味したもので、しいが長い道中であるから純然たる雲助でないと勤まるまいといふところから、仕方なく本職を雇つて來たものだそうだ。であるからその昔、東海道を股にかけた時代の氣風そのまま受けついで荒くれもので、これだけは特別恩典と見え、殆ど身に一糸もつけないといふ裸体であつた。私の家はその當時渡里町にあつたもので、參議の大隈さんの宿をつとめたものである。大隈さんの外小泉書記官も泊つたが何分あの當時は大久保卿の暗殺事件があつただけに、大官連の護衛が頗る嚴重で、大隈さんには二十四人程兵士巡查が護衛として配屬されてゐた、大隈さんは陛下よりも約二時間程前に着岡して直ぐ私の家に御着きになつた。そして極めて平民的に何處

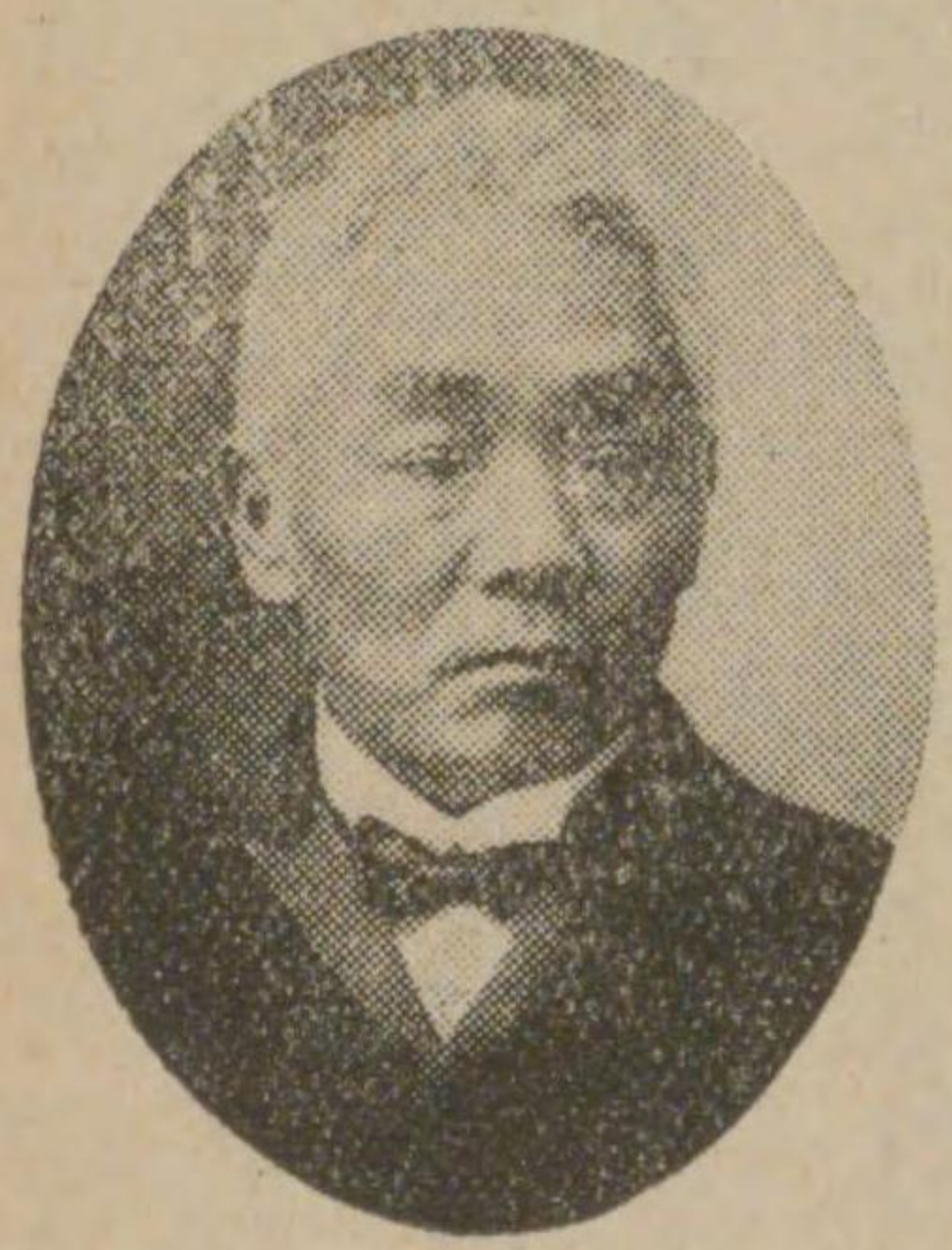
にても構はぬ、一晚とめてくれと民衆的な態度をとられたので、家のものは大隈参議とは思はなかつた程であつた。そして夜遊びに來た川路大警視や、三島億二郎さんなど盛んに氣焰を吐かれたものである。私は大隈さんに揮毫して貰ひたいと料紙を出したところ、よし／＼と氣嫌よく承知して持つて歸られたが、後になつて長崎あたりの産で書をよくする池原日南といふものに書かして送つてよこされた。當時大官連の宿割はしつかり解つてゐないが

岩倉右大臣	寺町	妙宗寺方
大隈参議	渡里町	野本恭八郎氏方
井上参議	上田町	星野芳次郎氏方
川路大警視	渡里町	西入寺方
徳大寺實則	表三ノ町	小村屋方
品川彌二郎	渡里町	品田平三郎氏方

大山巖	表二ノ町	鈴木半次郎氏方
土方久元	表三ノ町	渡邊清松氏方
高崎正風	同	同
山口正定	同	同
杉孫七郎	裏三ノ町	小林善藏氏方
長三洲	同	同上

大体以上の如くてこの外、大里、榊星、大竹屋、つるがや、美濃屋、小熊屋等に分宿したものらしい。

土方伯の訓誡と渡邊六松翁の宮城拜觀 さらに當時の古老渡邊六松氏を表三ノ町の邸に訪ふ。翁の家には一等侍補の土方久元、二等侍補の高崎正風、三等侍補の山口正定等三氏が宿つたのである。話は先



翁松六邊渡

づこれ等の人々より始まる。

高崎氏や、土方さんが何時頃來られたかは記憶してゐない。兎に角高崎さんは乗馬で來られたやうである。私の家は當時入口を改造しなかつたので外見あまり立派なものではなかつた。そのためか土方さんは、こんな家が我々の宿かと驚かれたらしい

土方秦山伯書

(その一)

そして幾分不氣嫌の様子であつた奥へ案内したところ稍立派なので、さらに二度びつくり、こんな上等の衣類があるとは思はなかつたと忽ち機嫌が直り、氣持

よく酒を飲みながら快談されたものであつた。土方さんは私にお前のところは江洲商人の家のやうだ。前は質素で奥は甚だゆかしい造りである。何事もかうあらねばならぬものである。徒らに虚勢を張るより内容の充實したやり方が最も正しく、そ

して最後の勝利を得る事になる

同

(その二)

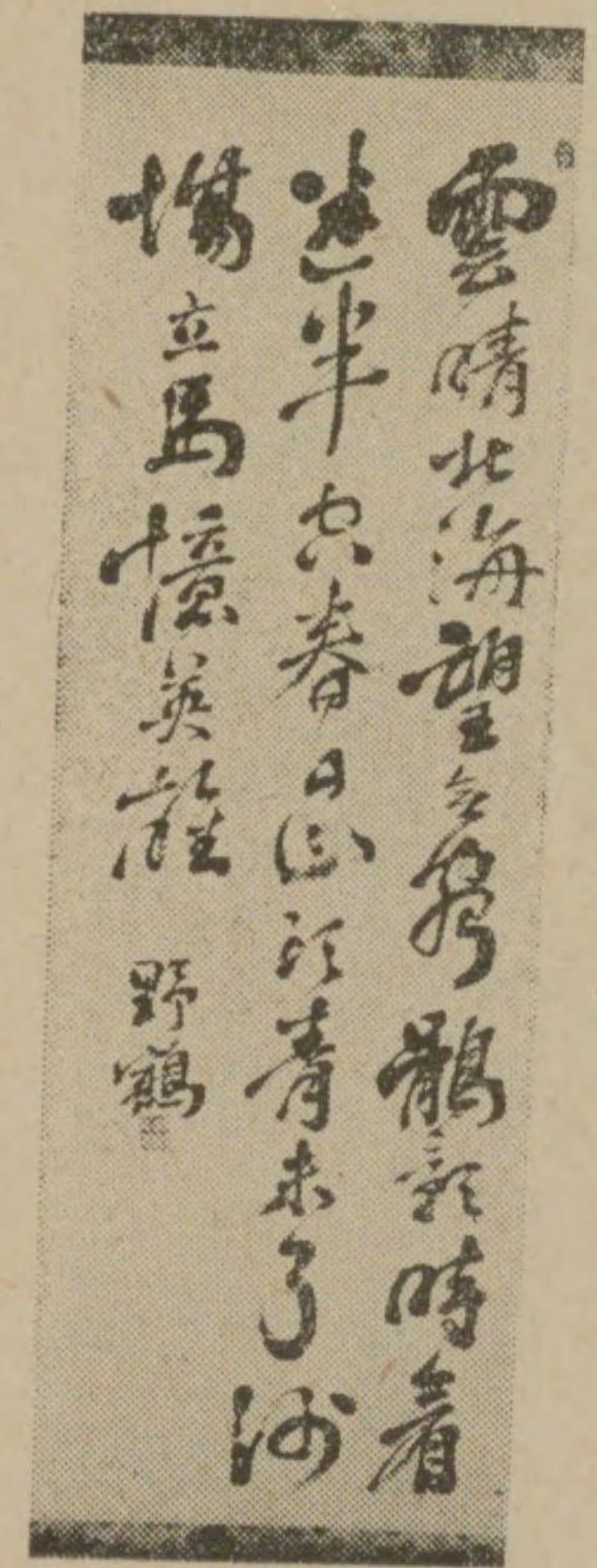
私も土佐の貧乏士族の家に生れたものだが、この主義をやつて來たため、どうやら今は一人前になつた。お互に今後共この主

義で勉強して行かうと訓誡された事を今も深く記憶にとどめて置く。それから陳觀帖を目黒十郎さんと二人で四冊携へ土方さんに一冊、高崎さんに一冊山口さんに一冊差上げ是非陛下の天覽に供したい旨を申述べると高崎さんは本來なら縣官の手を経て差し出すべきであるが、特別を以て私が献上してやらうと直接御手許へ献上して下さつた。その後上京して高崎さんの御屋敷へ御巡幸の折、御宿をして戴いた御禮を述べると高崎さんも大變に喜んで下され、宮城内の吹上の庭園を拜觀させてやるとして添書を下された。宮内省に赴いて添書を示すと許可になつたので一人でかゝ

るところを拜観するは恐れ多いと上京中の覺張さんを誘つて兩人で拜観させて戴いたとがあつた。現在は青年團やその他も手續きを履めば拜観が出来るけれども、その當時にあつては破格の事で兩人ともその特別な御取計らひに感泣したものであつた。そうして御宿をした時夕飯後何か記念にと御揮毫を御頼みした處ろ、土方さんは

皇澤流如潤雨多、民情和似惠風加、重々信越青山上、幾處炊烟斷續家。 秦山
 突戰何須抗賊兵、關門累月守孤營、養將精銳保全勝、功業高於陷數城。 秦山
 山口さんは

野鶴
 雲晴北海望無窮、鵬影時
 看迷半空、春日山頭青未
 了、沙場立馬憶英雄。



山口野鶴氏書

と書いて下され高崎さんも亦

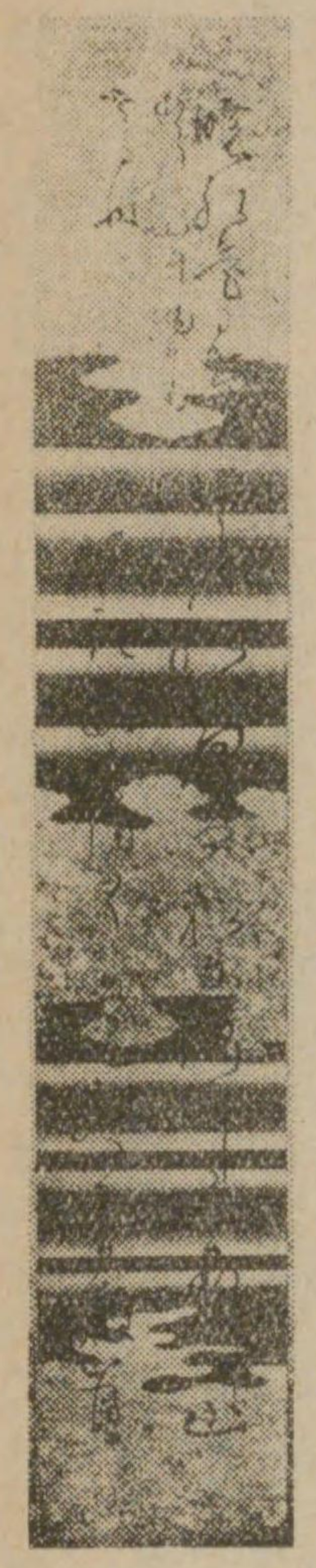
龍駕長岡に泊りける夜宿の主歌を乞ひけるに
 長岡の長さ世までに残るらん一夜とぞめしみ車の跡
 あかつきの花見に嵐山にまかりけるとさ
 春の夜はまつに残して嵐山ひとりあはゆく花の色かな

高崎正風男短冊 (その一)



同

(その二)



と短冊に染筆して下されたのであつたが土方さんと山口さんの合作は、私の最も珍重して居るものゝ一つで、土方さんが花瓶にかけたシダレ

梅を御書になると山口さんがそれに賛をなされたのであつた。土方さんの雅號は泰山、山口さんは野鶴と號されて

土方伯・山口氏合作

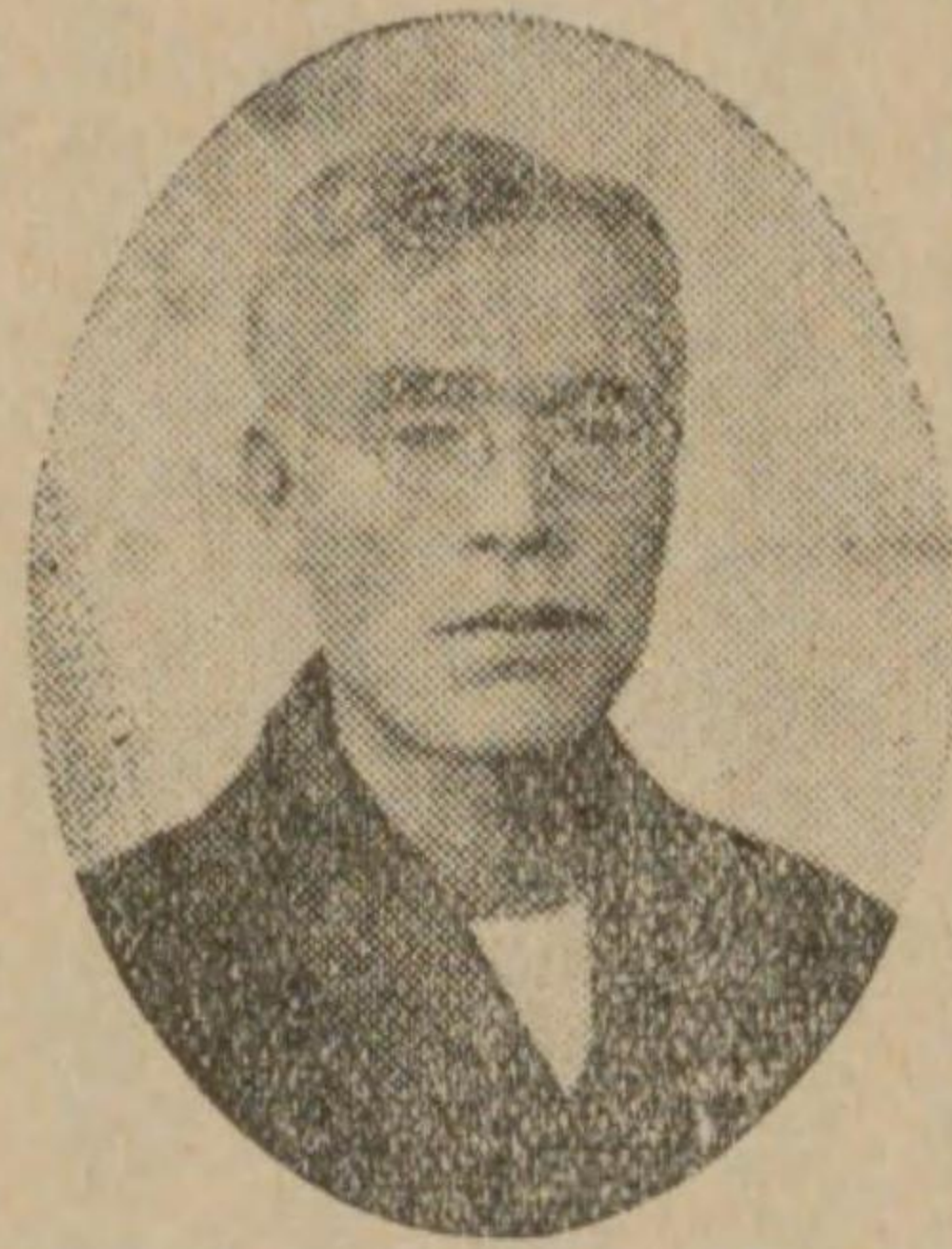
その畫の下に泰山醉揮と御署名があり、山口さんはこれに「斷魂只有明月知」と賛をしたものである。現に手許に保存してゐるが、あの機會でなければあつた合作を得る事は到底不可能で、他にこれを求められないものと思つてゐる。



わが社廣井社長の談 明治十一年九月明治大帝北陸御巡幸の際、小生は古志郡中

瀧村(新六日市村の一部)なる姻戚の塚越家に寄寓し、六日市小學校教員の助手をしてをつた。叔父の塚越七郎氏が教員として萬端世話をしてをられたので、小生も教授を受けたり生徒を教へたりして助手を勤めてをつた時であつた。當時上組で優良

學校として評判高き片田校の生徒も御巡幸當日には長岡へ出て盛儀を拜觀する計畫がある。と聞き傳へたから、六日市校生徒の上級生男女二十名ほどを引率して長岡へ



廣井一氏

出向くことになつた。塚越七郎氏は宿割その他準備のため先に出勤し、小生は生徒と共に二十二日午後から出掛けたが、炎天焼くが如き日、三里餘の道を十才前後の小學生に徒歩出岡せしむるのだから遅々としてはかどらない。女學生の如きは今か

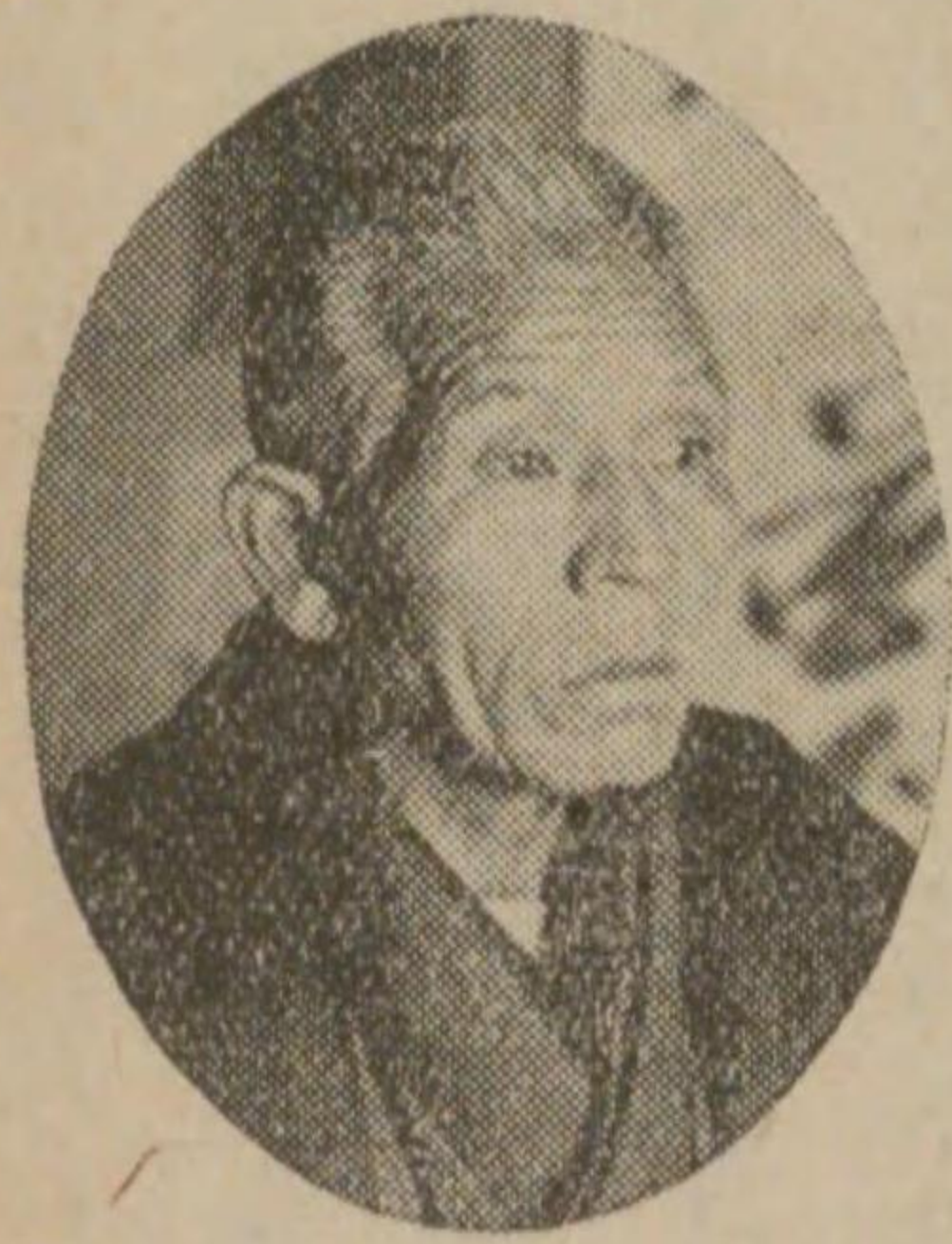
ら思ふと氣の毒の感が深い。道草を取る、足は重くなる、後れるばかりで氣の揉めること甚だしい。頻りに後からせきたて、進行を督勵する、中には泣き出す許りに弱つたものもあつたが、一人の落伍者もなく、五時頃にかねて宿泊所と定めたる大工町法藏寺に安着した。湯に入り晚餐をとり、行在所なる表町校の附近や、市中の盛況などを見物し、早く一同と共に寝に就き、翌朝即ち二十三日は午前四時頃から

起き仕度に取り掛り早朝から龍顔拜觀の指定場所たる大長生橋と小長生橋の間に通ずる中洲の北側に場所を取り、こゝへ出掛けたものだ。天氣は日本晴れとなり、人出は時々刻々に増し、市中の般賑は何とも名狀出来ない程であつた。御巡幸の次第書を何枚續きかの色刷繪紙として聲高く読み上げ、これはこの度御巡幸の次第を詳しく書いた刷りものであります、一枚御求めになれば天皇陛下の御姿から供奉員の方々までことごとく判ります。家に歸つてからの御話の種、何より結構の御土産三枚續きが「タツタ拾錢」とか、何とかいふて読み賣りながら往來して購買心をそゝるもあれば、身體に龍虎の刺紋か何か施した骨格たくましさ雲助連が眞裸になつて、軽く鉢巻を結び、杖を片手にエンサカホイの掛聲勇しく通る。かれこれする内に御行列が近づいて來た。警蹕の聲が掛る、沿道は鳴を鎮め水を打つたやうに靜肅になつた。新潟縣の警部さんが騎馬にて先驅をうけたまわつた。それから騎兵、それから天皇旗を奉じた近衛兵が見えた。この時は我々の頭は次第に下に垂れた。彌よ聖

上御召の鳳輦が近くに拜された。侍従方の禮帽と金ピカの禮装の姿に先づ敬禮を表し、少し上向となつて龍顔を拜する瞬間に鳳輦は徐々と御通行になつた。續いて徳大寺宮内卿、岩倉右大臣、大隈、井上兩參議、川路大警視その他書記官、騎兵士官騎兵といふ順次にて如何にも莊嚴靜肅の鹵簿にて、畏れ多くも天顏に咫尺して御巡幸を拜するの光榮を得た、五十年前の出來事ではあるが、當時十四才の小生の頭腦にも今日なほあり／＼と印象が残つてをる。十才以下の男女學生の頭腦にも必ず深き印象が存して明治大帝の御盛徳を謳歌してをることゝ信ずる。

高長さんの回顧談 長岡人力車業の鼻祖ともい

ふべき高桑長太郎老を寺町の家に訪問して御巡幸當時の模様を聞く。本年七十九歳の同老は當時三十歳の働き盛りであつたが、あの時程疲れた事は無いと往時を追懐しながら語つてくれる。



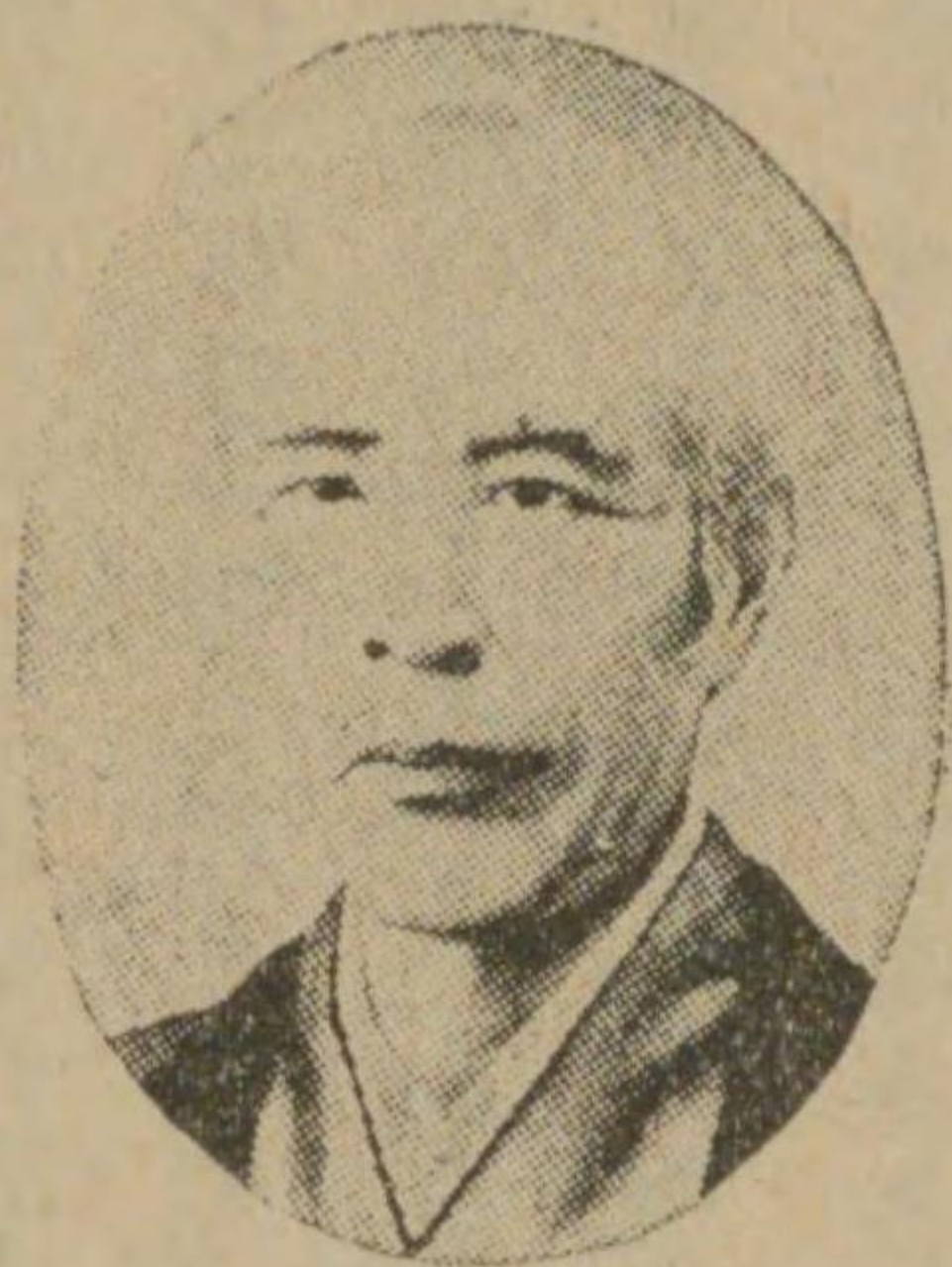
高桑長太郎老

あの當時の事は、みんな二人乗りで一人乗りなどはめつたに見られなかつたものですが、御巡幸があるといふので天子様の御出になる少し前に、新潟と長岡で五十臺程の一人乗りが造られたものでした。そして私は縣廳の御構え同様に道路の修繕を視察する人に乗せてそれからそれへと、駆け廻つたり打合せのために奔走される縣官を乗せて走つたものです。さる夜通しといふ有様で身體が綿の様につかれたものです。長岡へ御鳳輦の着いた夜などは町中の警戒は頗る嚴重を極めたもので、樹屋を宿としてゐた縣官連のために、私は十人からの挽子を出してゐましたが、終夜眠る事の出来ない多忙でありました。それにあの時は人力車夫が少なかつたので、尙更困つたといふ譯でした。それから彌彦において比志島少佐が奏上した大河津の騒動については二つあるので、どちらを陛下に言上したのか私は知りませんが、あの當時の騒動なら恰度私が寺泊にゐた時なのですから、よく存じてをります。そうでしたね、たしか明治五六年頃の事だつたでせう。大河津分水を造られては蒲原方面の百

姓が困るといふ淺はかな原因から柏崎縣廳だか、新潟縣廳だかに嘆願するのだといつて百姓一揆を起したのが一つと、いま一つはその後の事、既に工事が開始せられた時の事で、多くの土方が越中の方や、關東の方から來てゐたものです。そして越中者は越中部屋、關東のものは關東部屋といつた具合に勢力を争つてゐたものです。大きい部屋になると一部屋に三四十人もゐたものでした。ところがある時寺泊の料理屋で越中部屋の者と、關東部屋の者が襖一重で酒を飲んでゐたのです。酒が廻るにつれて大聲を出してお互に悪口をいひ出したのが喧嘩の口火で、さては大喧嘩になり、その晩のうちに關東部屋では各部屋を廻つて出動する様命じ繩だすきに、うしろ鉢巻といふ活動寫眞に見る俠客同志の喧嘩よろしく、越中部屋の者と戦ひ死傷者を出したのでありました。そのために工事を四五日も休むし目黒、難波の親方連が入獄するといつた調子で一段落をつけましたが、仲々の騒ぎでこれが、大評判になつたのです。比志島さんが御調査なすつて奏上されたのは前の百姓一揆で

はないかと思はれます。それから神田のお醫者様(小山松濤)が暑氣拂ひとして琵琶葉湯を一萬貼、拜觀人に施されたそうで、その入費は當時で四百五十圓もかゝつたとの事です。

大隈侯永山縣令の案内で 陛下には翌朝大隈參議を産業獎勵の思召から三島億二郎氏が創設した女紅場へ御差遣あると共に侍従の一人を戊辰の役に討ち死にした墳墓のある小千谷の船岡山へ差遣あらせられたのであつた。これより先主上陛下が長岡に御駐蹕あらせられると聞いた三島翁は、女紅場の一同に對し、又とない所謂千載一遇



三島億二郎氏

の機會であるから出來得るだけ澤山、皆んなが入念に織上げて、御買上げの光榮を得るやうにせねばならぬと申渡し、熱心に督勵された儲當日は長岡全市湧きかへるやうな騒ぎであつたが、翁は竹垣權六氏に扈從の大官連が製品を見たいといふ依頼があるか

ら誰かに持たせて隨いて行つてもらひたいといつたので、竹垣氏は澤山な各種製品を小使に持たせて行つたところ、何れも出て来て、賣れる、賣れる、殆どみんな賣れて大變評判がよかつたとの事である。また夜の明けない中に聖上に扈從して來た時の參議大隈侯が永山縣令の案内で女紅場を參觀に來たのであつた。その時分の縣令といへば仲々威張つたものであるが、然し參議にかけられては頭が上らぬ。大臣や參議などになると眞に飛ぶ鳥を落す勢ひのものであつた。永山縣令みづからが提灯持で、この大隈參議が見えたのであるから、通常ならば大騒ぎな譯であるのに、翁は平然として事務室の眞中に在る火鉢の傍の椅子に腰掛けてゐた。大隈侯がイヤ三島さん觀に來ましたといふと、翁は翁一流の態度で、これはくよくよく御出で、どうやらこうやら授産が出來ましたからどうぞ御覽になつて下さいといつて、恰も友達同志の應對ぶりであつた。その際驚いたのは脇に見てゐた連中で、ハ、ハなどといつて羨い切れぬやうな挨拶をし、お茶ばかり呑んで小便ばかりしてゐる人が、この有様を見ると並みくゝの人

でない事が解るといつて敬服したそうである。とに角御巡幸の事があつてから女紅場の評判はいちどるしく高くなり、その後名古屋あたりから夜具縞百何十四といふやうな大口の注文さへ來たとの事である。當日御獎勵の思召をもつて金二十五圓を御下賜相成り、又右大臣の名をもつて三島億二郎氏に褒狀を賜ふたのであつた。

長岡女紅場の沿革 御獎勵金をかたじけなふした女紅場は三島億二郎氏が戦後の長岡の復興策として創設したもので、累代藩からもらつた食祿で衣食してゐた舊藩士連が、金祿公債の下付を得たからとて、まさかに徒食は出來ぬ。農業は力業で到底出來ないからとて、商賣を始めても所謂士族の商法で十中の八九までは肝腎の資本金まで喰ひ込んで仕舞ふ。さればといつて何とか生活の道を立ねばならぬ。家族も出來るだけの内職をして主人公の手助けをせねばならぬ、といふやうな實際問題が雜然としてこれが解決を迫つて來た。解剖學の世界的學者たる東大醫科の教授であつた小金井博士なども、一時は生活問題に迫られて足袋職人になつた一人である。かゝる次第であ

るから三島翁は長岡の地に機業を起し、主として舊士族の婦女子をして内職を得させやうといふ考へから、この女紅場を設立されたのである。その創設は明治九年の六月で翁はこれを設立すべく先づ上京して大隈侯や、前島男と懇談し、その同意を得、次で歸岡の後、出縣して縣令永山盛輝氏に懇談し、資本金として四千圓、これは借用といふものゝ無期無利息でつまりもらつたものである。それに年額一千圓宛の見込で四千圓の補助金を得た。當時は未だ税法が整備してゐなかつたから随分妙な金があつたもので、女郎屋とか、料理屋とかいふものから納める税金は一名不淨金といつて、主として授産事業とか、慈善事業とか、または橋梁の架設等に使ふことになつて居つて然もその金は縣令一箇の量見で自由に使ひ得たものであつたさうだ。この女紅場の資本金も補助金もその金であつたといふことである。かくて長岡の女紅場は創設されたのであつた。

天顏奉拜の人々 陛下にはこの朝(二十三日)午前六時維新前後王事に勤めた廉によ

り左記六十九名を長岡行在所に召させられ、御發輦の際天顔奉拜仰せ付られた。

三島郡瓜生村
魚沼郡並柳村
蒲原郡安田村
同 郡加茂町
三島郡瓜生村
同 郡同 村
同 郡同 村
古志郡稻葉村
同 郡福道村
同 郡小貫村
同 郡長岡町

金子清一郎
關矢孫左衛門
松田秀二郎
二階堂保則
金子弘毅
中村勇造
近藤市太郎
日下部壯太郎
田所正義
外山平次郎
佐藤貞三郎

古志郡芹川村
同 郡寺寶村
蒲原郡今町
同 郡同町
同 郡同町
同 郡下關新田
同 郡小古瀬村
同 郡中之島村
同 郡同 村
同 郡同 村
同 郡大曲戸村
同 郡同 村

若月保造
長部謙一郎
星野次郎
武石富八
鈴木新吉
押野見周
長井直太郎
江口岩吉
野村佐久治
眞島幸藏
村越長五郎
高橋甚八

蒲原郡杉野森村
 同 郡大曲戸村
 同 郡同 村
 同 郡灰島新田
 同 郡關根村
 同 郡中條新田
 同 郡小沼新田
 同 郡三條町
 同 郡田上村
 同 郡同 村
 同 郡同 村
 同 郡同 村

高橋喜一郎
 曾我唯治
 曾我得十郎
 入澤廣重
 大竹萃
 星野享
 西榮作
 小師治七
 吉澤慥爾
 田卷久七郎
 小柳清吉
 江部補作

蒲原郡田上村
 同 郡沙押新田
 三島郡瓜生村
 蒲原郡大保村
 同 郡前須田村
 同 郡庄瀬村
 同 郡同 村
 同 郡同 村
 同 郡同 村
 同 郡同 村
 同 郡同 村
 同 郡同 村

渡邊隆平
 水口修造
 金子溪三
 池田音藏
 捧健三郎
 川又丑松
 牛腸啓次郎
 川又秀四郎
 和田二八
 佐藤吉藏
 吉澤澤吉
 吉澤孫七

蒲原郡田上村
 同 郡横場新田
 同 郡同 村
 同 郡庄瀬村
 同 郡同 村
 同 郡大沼新田
 同 郡田中村
 同 郡高井興野
 同 郡松橋村
 同 郡庄瀬村
 魚沼郡小千谷町
 同 郡同 町

吉澤貫一郎
 阿部駒藏
 小柳俊平
 船越次郎作
 眞保清松
 吉原由太郎
 笹川又平
 樋口要吉
 田中友治
 眞保鴻三
 東 徳右衛門
 渡邊 太左衛門

魚沼郡小千谷町
 同 郡同 町
 同 郡同 町
 同 郡同 町
 古志郡半藏金村
 魚沼郡小千谷町
 同 郡同 町
 蒲原郡五反田町
 同 郡安田興野
 三島郡脇野町

野澤 小左衛門
 田中 松兵衛
 野口 休兵衛
 山本 徳右衛門
 諸橋 歸一
 佐藤 半左衛門
 西脇 清一郎
 鹽原 文吉
 清水 東作
 横田 喜之七

又士族興産の途に着眼し、協心戮力、第二十五大區小七區大場澤村の開墾に従事した
 廉によつて、舊新發田藩士の左記九名に金二十五圓下賜遊ばされた。

溝口甚太郎、加藤鋼太郎、高山守善、板倉兵太郎、辻澤代右衛門、辻澤加左衛門、
四澤政五郎、西澤確三郎、辻澤政吉

當時の縣治報知 御巡幸前に發せられた縣治報知を保存して置く人は餘りみないが
その當時の報知を所有してゐる畑山氏のものを見ると、御巡幸に關する注意やら心得
方やら、大官連の宿泊料やら色々面白いものがあるから左にそれを摘録してみる。
縣廳布達(第七十三號)

這般御巡幸被仰出候に付いては該時に至り候はゞ各自御道筋へ參拜として罷出で夫
が爲自然村落に居殘る者は少々に相成り其際失火又は此處に乘じ窃盜等徘徊何等の
所業を爲すべくも難計に付夫々取締りすべき等なれども尙一層戸毎に自警嚴重注意
致すべく此旨及達候事

明治十一年七月二十日

新潟縣令 永山盛輝

乙番外(第四號)

御巡幸に付人馬繼立の示達、遠近に應じ左の額を手當とし繼立賃、外別段下付相成
べく候事

一、一里以内より徵集の人馬は地元に於て徵集同様と見做し手當支給これ無き事

一、一里以上二里までの間より右同斷

人足一人 金 五 錢 馬 一 匹 金七錢五厘

一、二里以上三里迄の間右同斷

人足一人 金 七 錢 馬 一 匹 金十錢五厘

一、三里以上は一里に付

人足一人 金二錢五厘づゝ 馬 一 匹 金三錢七厘五毛

一、一里以上よりの徵集にして前夜より泊り込ませし者は旅籠料として

人足一人 金 十 錢 馬 一 匹 金十五錢

旅籠料受授概則

一、晝並に泊の旅籠料は之が證券を製し晝泊の二類として其内容各定價を三等に區別する事左の如し

晝 之 部

上等 一人十五錢 勅任官

中等 一人十二錢 奏任、判任

下等 一人七錢 一般

夜 之 部

上等 一人三十五錢 勅任官

中等 一人二十五錢 奏任、判任

下等 一人十三錢 一般

但しこの證券は當日供奉の者に限る

長岡から柏崎まで

飴賣萬助の光榮 かくて陛下には午前七時長岡の行在所表町小學校を御發輦遊ばされ長生橋へと向はせ給ふたのであつた。これより先千手、草生津、中島の三小學校生徒は近郷の學校生徒と共に橋外で奉送しまゐらせんとひたすら御通輦を待ちたてまつたのである。そのうちに雲助が通る。御巡幸の次第書を木版にした繪紙を賣るものが通る。かれこれするうちに御行列が近づいて警蹕の聲がかゝる。奉拜者の一般は最敬礼をして奉送したのである。何たる嚴肅の光景であつたらう、實に四十九年後の今日と雖も當時の小學生の腦裡には深く先帝陛下の御英姿が印象されてゐる事であらう。陛下はこゝにて御板輿に乗御遊ばさるため以前船待小屋で、その頃は飴賣小屋になつた、とまぶきの土間の壁の破れたところへ菊の御紋章を染め出した紫の幔幕を張り詰め、そこに入御遊ばされたのである。そしてこゝより御輿に召されて橋上を通御、

曾地峠への路をたどらせ給ふたのであつた。當日畏れ多くも入御の光榮を蒙つた飴賣小屋の萬助老爺に一朱銀三兩と、御茶四半斤御下賜遊ばされたとうけたまはる。その後水勢の變遷に依つて川移り、瀬は轉じて幾度か橋は延長され、いつしかこの光榮ある小屋も跡を絶つに至つたのであるが、かゝる御遺跡の絶ゆるといふ事は自然力の然らしむるところとはいへ、誠に惜むべきである。なほ又た御巡幸を祝ひて詠ぜし諸氏の歌を掲げむ。

三 芳野千春

虫の音を枕にゆひて鹿の聲いくよかたしきみねましぬらん

大 塚 益 郎

料さかる越路も君の出ませはみやこ大路のこゝろこそすれ

佐 藤 柳 吉

おもひかけぬ行幸ときことりあへすこゝろつくして君にさゝけむ

五 十 嵐 麗 景

草も木もつかへまつろふみ世なれやしゝに玉しく今朝の御幸路

鈴 木 訥 叟

又やみん越の浦なみ立ちかへりけふのみゆきの君かよそひを

讀者の聲(その四) 長岡市山田町高橋長七老人からの來翰に曰く、

(前略)明治大帝にをかせられては越後をば御恙なく御巡幸あそばされ九月二十二日筒場の安藤家を御發輦、いよ／＼長岡へ着御あらせられ表町小學校へ御宿泊、翌二十三日は長生橋渡御の上、川西より宮本に向せらるゝので、その沿道は龍顔を拜さんものと集まるもの人垣を作り、その騒ぎは想像以上で實にそれは／＼大變なものであります。殊に當日は炎熱やくが如く、その中を鳳駕を御待ち申してをつたのであります。これに先だち大帝御渡橋に際し萬一の事あつてはとの御懸念と、御馬車を御板輿に御乗替へのためとより長生橋詰の西東兩方に御休息所の御小屋が出来

紫に白く菊花の御紋章を染抜いたる幔幕を張りめぐらし、嚴重なる御警戒にて夜中などは幾度となく提灯を點して見廻りに御出でになりました。いよ／＼當日御行列が静々と通御になり、東橋詰なる御休憩御小屋に御立寄り御休息の御事と思ふてをると俄に御模様替にて附近の私の隣家金子音藏といふ漁師の家に一時家内のものに立退きを命ぜられて、洋服を着たる御供の方々が急にトンカン／＼と大工仕事を始められ忽ちの中に臨時御休憩所が出来、そこに用意の新らしき薄べりを敷かれ、大帝には暫く御腰を打ちかけさせられ御休息あそばされたのであります。各大官方も共々御休憩の後こゝまでは御馬車にて御進行あり、こゝにて御板輿に御乗り替ひあそばされ橋上は御輿にて渡御その鹵簿の靜肅さ、大官方の禮裝、眞裸なる雲助連の勇ましさ、なんとも申上げやうなき光景でありました。橋向ひなる西詰御休息所へも東同様御立寄りなく萬助といふ飴賣りの家へ御立寄りの後、御鳳輦は西に關原街道を一路御進行になりました。そして金子音藏、萬助兩人へは一朱銀にて金參兩、及

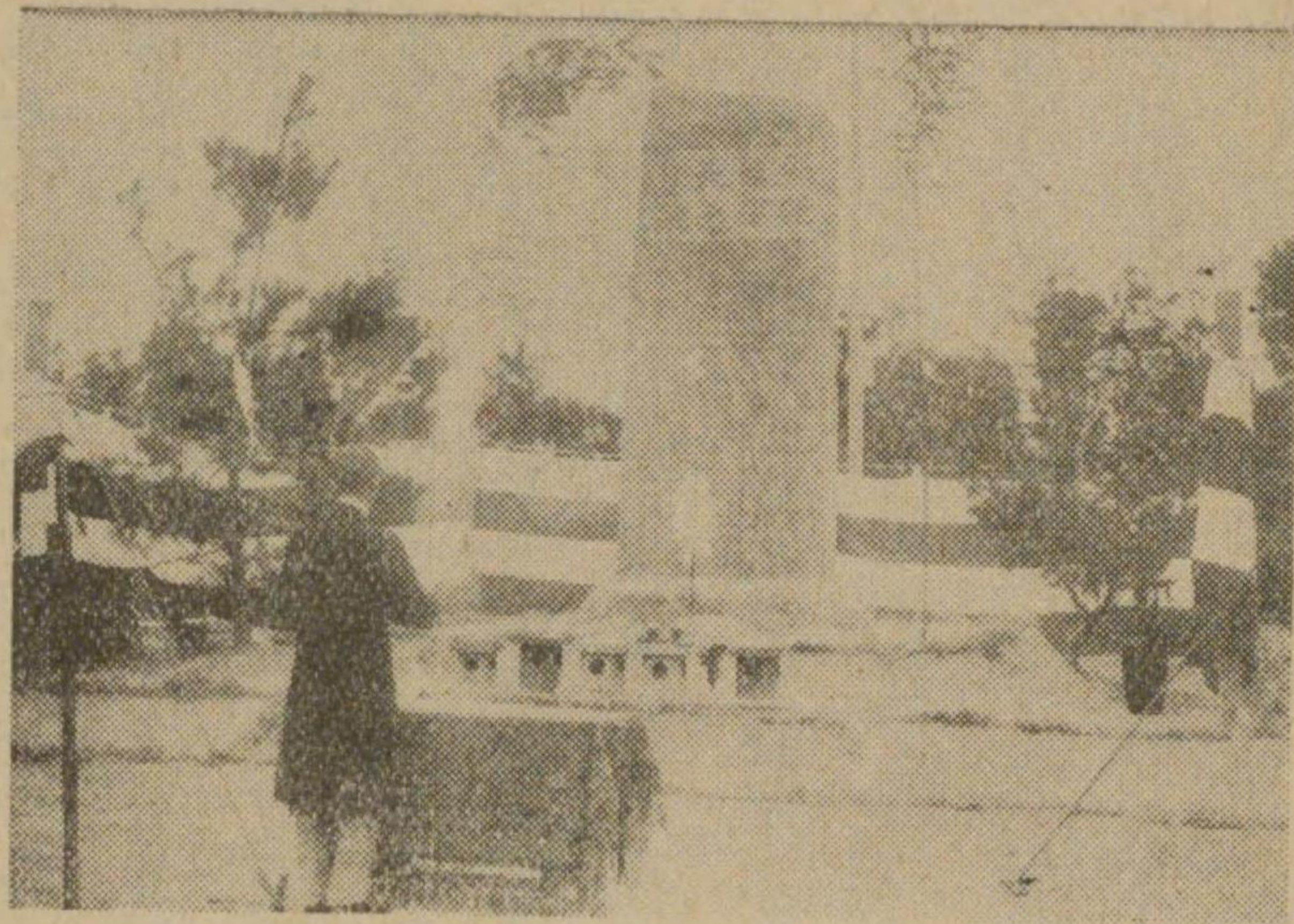
御茶四半斤御下賜に相成りました。今から當時を考へますと、かゝる賤が伏家に大帝を迎へたてまつりたること畏れ多きの極みにて、只々感涙にむせぶの外はありません。洋服を着て御休息所を急造せる方々は後で聞くと御供の中に加はつてゐた大工さんだとの事でありました。

喜多御小休所 午前七時長岡行在所を御發輦、柏崎街道を一路肅々行列を進め給ふた陛下には、三島郡日越村大字喜多木村壽氏宅に御小休遊ばされたのであつた。木村氏は地方の舊家で苗字帶刀御免、代々割元の家柄で壽氏はその當時副大區長をつとめてゐたものである。御小休所として上段八疊の二間を御使用に供したのであつたが、その家は故あつて解體し、今その趾は畑地となつてゐる。御駐蹕遊ばされた十一年より四十五年後の大正十一年九月二十三日、その趾に記念碑を建立し、思ひ出多き御駐輦當日を卜して除幕式を舉行し、その遺蹟を不朽に傳ふる事となつたのであつた。建設者は壽氏の令孫喜傳次氏で、敷地は同村田中氏の寄附であるといふ。木村氏の宅は當

時、濠を廻らした門構への宏壯な邸宅で郡内の通路にはその比を見ないのであつた。

清楚たる御小休所はこの邸内に設けられたものであるが、明治三十何年頃かに取崩されたものらしい。同家は一朝厄に遭ひ、一町餘歩の邸内もあはれ荒廢するに至り、僅に同村の田中五市郎氏や、早川總藏氏、丸山卯八氏等の盡力に依つて木標を建て、駐蹕の記念としてゐたものであつたが、同村の有志は當主喜傳次氏と共に深くこれを憂ひ屢々建碑のことを企圖した結果、漸く機熟して大正十一年建碑さるゝに至つたのであつた。

餘光を語る喜多記念碑 除幕式當日本社の



喜多御小休所記念碑

記者も參列して詳細にその模様を紙上に發表したが、それによると當日は午前曇天にて午後より小雨を催したるはあだかも四十五年前のその日と同様で、奇しきことである。早朝より煙火を打揚げ來賓を迎へ知事代理、牧野子爵代理を始め郡の内外有力者續々來場したのである。やがて午前十時を過ぐる頃、八田神官の修祓に依つて式は開始され、木村喜傳次氏は式辭として建碑の來歴を述べて曰く、當時自分は幼少であつたが、家人のいふところによると、陛下には門前に御下車遊ばされ家人等の御出迎へを受けさせ給ひ行在所へ玉歩を運ばせ給ふた。その折邸内の松間より東山を御遠望遊ばされ畏れ多くも「壽が邸は風光佳なり」との御詠を給はつたと拜承した。その際御紋章入の御杯羽二重並に金拾五圓を賜はる光榮に浴した。かゝる光榮ある御遺蹟を荒廢するは畏れ多きことであるから保存方を村内の有力者と共に圖つたのであるとその經過を述べ、なほ語を繼いで、偶々八月十二日牧野子爵邸において前の松方宮相に謁するを得、志を述べて碑の篆額を乞ひ、それより金子子爵の邸に至り撰文を乞ふたとこ

ろ、いづれも他事ならぬ御駐蹕碑なればと快諾され、ここにおいて急遽工を起し、しかも今日記念すべき日に當り、各位の御來會を得除幕式を擧ぐるに至れるは感謝に堪へず、と頗る謙讓の辭をもつて述べた。碑の高さ一丈五寸、幅四尺二寸の仙臺石にて花崗石の臺の上に建てられ、松方公の「明治天皇御駐蹕之碑」の篆額の下に左の全文が刻されてゐる。

正二位大勳位侯爵松方正義隸額

明治十一年九月二十三日明治天皇北巡駐蹕於木村壽之家壽舉族奉迎得親拜天顏之榮乃恭獻茶菓以表獻芹微衷天皇移玉步干庭內顧眄以嘉賞風光賜菊花章杯及帛壽感泣聖恩優渥襲藏以爲傳家寶其後家門遭厄舊屋皆壞頃日其孫喜傳次君深憂此遺跡歸堙滅欲建碑宅址以永紀恩榮村民亦僊通焉因屬文余、余甚嘉其志乃記其顛末大正十一年九月二十三日

樞密顧問官從二位勳一等子爵

金子堅太郎撰

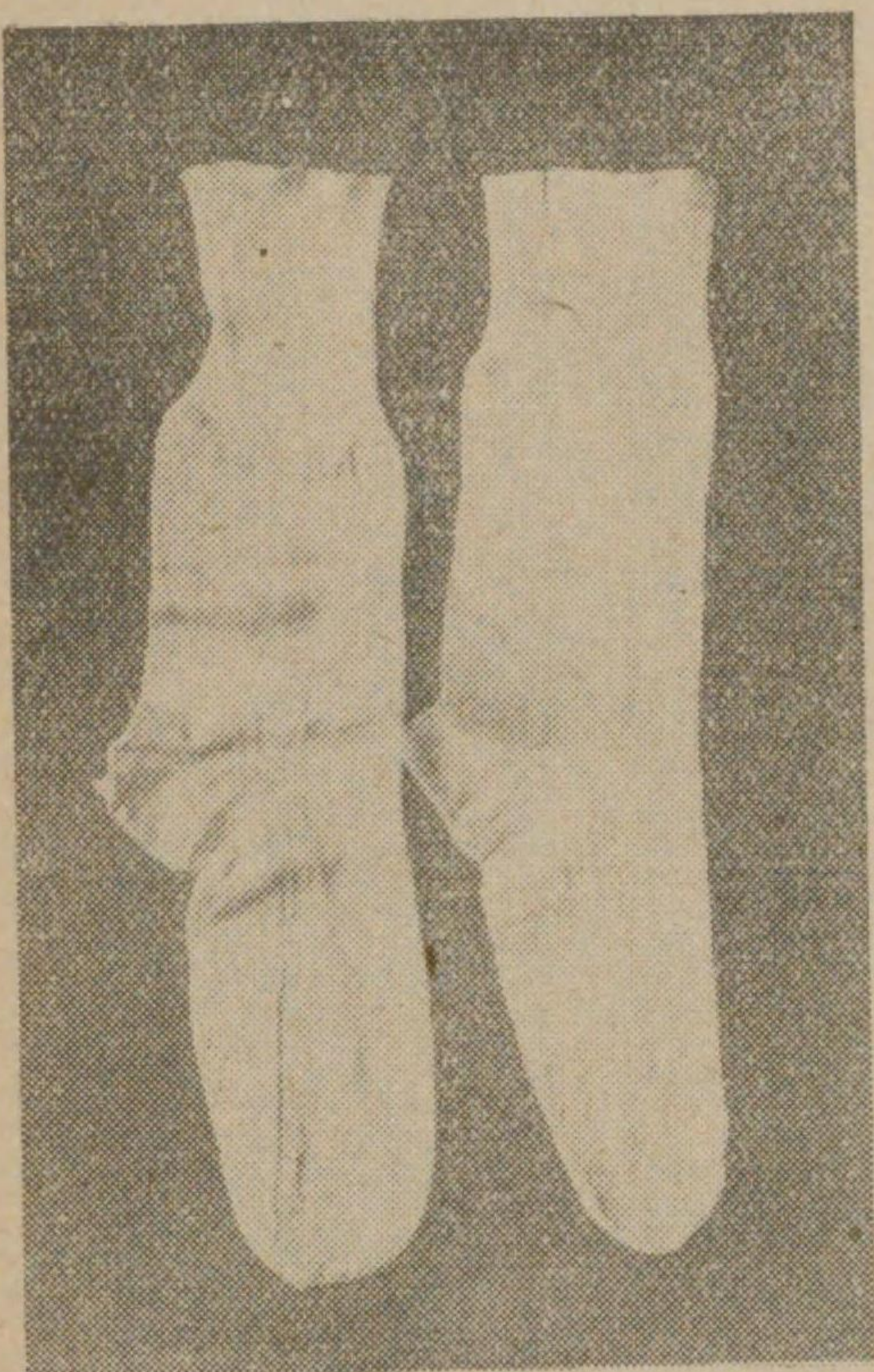
山口彦 總書

木村家二十九世之孫 喜傳 次建之

聖上の沓下を有する田中家 この附近、深才村上富岡に田中貞次郎氏の宅がある。

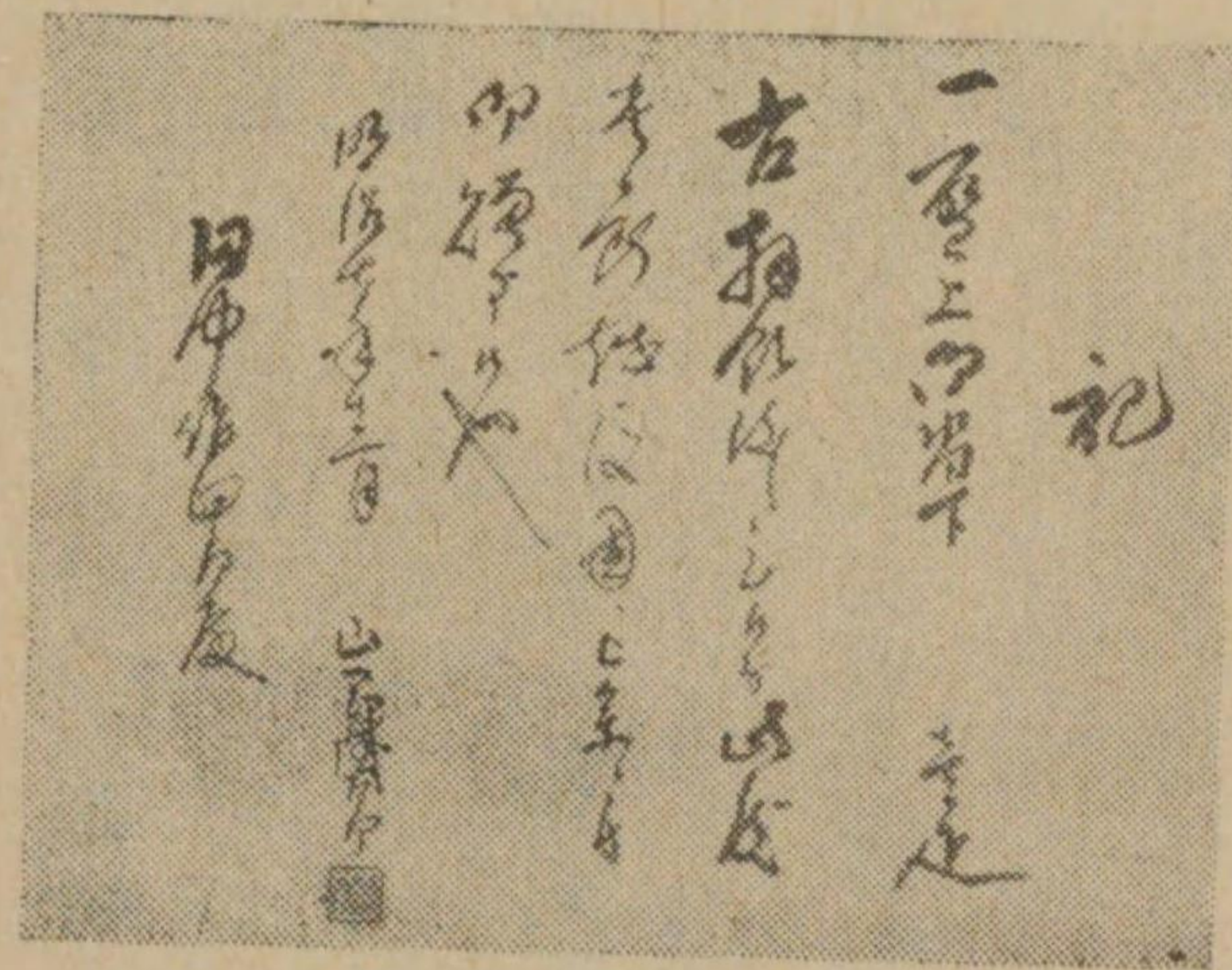
同氏の家には明治大帝の御召になつた沓下が一足保存されてある。これは山岡鐵舟氏

陛下御召の沓下



(鐵太郎)が同家の出身作四郎氏に賜つたもので、山岡氏筆の贈狀が保存されてある事に依つて明瞭である。沓下は極めて質素な白メリヤスのものである。勿論一日一足のものであらうが、大帝の御質素にまませし御有様がこの沓下によつてもうかゞひ知る事が出来る

同家ではこの得難き珍寶を二重の桐箱に納め大切に保存しておくが、聞くところによるとこの沓下を貰ひ受けた作四郎氏は、天保七年同家の小左衛門といふ人の二男に生れた人で、体軀巨大、偉人の風貌を備へてゐたといふ。十六歳の折、江戸に上り刀劍家に奉公して廣く武家の家に入出し、刀劍の事から山岡鐵太郎氏などと懇意になつたものらしい。山岡氏とは殊の外、氣があつたものと見えて彰義隊の探查が厳しく、流石の山岡氏も一時、身の置きところがなく同氏の宅に隠れてゐた事もあつた。その隠れ家も發見せられて敵にその家を包圍せられ、如何ともなし難かつたので、同氏は無理に山岡氏を味噌桶の中に隠しその危急を救つたと傳へてゐる。山岡氏は作四郎氏と同年月の生れて常に作四郎氏を命の恩人と稱してゐた



山岡鐵舟の束手

といふ。同氏が石坂周造氏と共に郷國越後の尼瀬に石油を開掘するため明治七年歸國の途に上るべく暇乞ひに赴いた際、山岡氏が贈狀を書いて聖上の沓下を贈つたものである。贈狀の文面は左の如くである。

記

一、聖上御沓下

一 足

右拜領致し置き候分此度貴所越後の國へ參られ候につき御送り申上候也

明治七年十二月

山岡鐵太郎 印

田中作四郎殿

同氏はその後如何なる方面に活躍されたか不明であるが、大正三年中蒲原郡の金津で逝去され、高巖寺に埋葬されたことだけは解つてゐる。現戸主の貞次郎氏は三島郡憲派の雄將をもつて認められてゐる人である。

宮本の行在所 木村家を御發輦遊ばされた陛下には、山裾に沿ふた柏崎街道に駕を

進め給ひ、宮本村の安達雄司氏宅において中餐を召させ給ふたのであつた。同所に着御あらせられた時は未だ晝食に早かつたのであるが、柏崎在の橋場までは御巡幸に付いて開鑿した新道で御膳をたてまつるべき場所もないためにこゝを御晝饌所と定めさせ給ふたのであつた。安達家は脇本陣の家柄で、戊辰の役には仁和寺宮の御晝食所を奉仕したこともあつたのである。行在所は小十區の經費、すなはち山田權左衛門、廣川莊二、安達雄司氏外二十六名が贖金して造營したものである。玉座は八疊二間を用ひ、三方に椽を廻らした平家建のもので、總經費貳百七拾壹圓五拾六錢を要したとある。明治十一年解體して舊態を存しないが、通御遊ばされた御門は同字の法明院に寄附されて現に保存せられてゐる。御使用に供した、銀杏の木で作つた卓子及び桶等は同家に存し、雄司氏がものした當時の記録三冊は得難き好資料である。この日有志へ百圓、雄司氏へ貳拾五圓下賜遊ばされたのであつた。雄司氏は當時二十六歳で陛下より一つ年下であり、當日は自分一人家に留まり家族は全部親戚へ赴いてゐたといふ。

同氏の談によると行在所の總取締は當時の副大區長であつた廣川莊二(雄司氏の令兄)氏で、事務所には堀貞右衛門、武藤嘉吉等の諸氏が詰めて準備おさく怠りなかつたのである。この外人馬繼立所、供奉官員宿割掛詰所、同御賄仕出所、諸道具備用品備置所といつた具合に、萬端の用意が整へられてゐたものである。當日の大官連の宿割及び前記の事務を取扱つた家は左の如くである。

岩倉右大臣	野中常吉氏方
品川彌二郎	野中權六氏方
大隈參議	櫻井勇藏氏方
谷森少書記官	櫻井丑太郎氏方
櫻井少書記官	同上
徳大寺實則	田村七藏氏方
杉孫七郎	同上

近藤芳樹
 川路大警視
 山岡鐵太郎
 香川敬三
 土方久元
 高崎正風
 山口正定
 大山巖
 井上參議
 事務所
 人馬繼立所
 宿割掛詰所

田村七藏氏方
 荒木三四郎氏方
 武内文吉氏方
 同 上
 安達三平氏方
 同 上
 同 上
 山田巳久治氏方
 安達重吉氏方
 野中八五郎氏方
 河内長八氏方
 櫻井彌五郎氏方

御賄仕立所
 諸道具備置所

安達傳八氏方
 加藤新平氏方

御買上の泥龜と獻立の模様

當日行在所詰として山田權左衛門氏や、久須美秀三郎氏、廣川莊二氏等が書記大平傳七郎、高橋周左右、山本伊織の諸氏及び調度方の堀廣三郎、安達雄司氏と共に東奔西走、萬遺憾なきを期したものであつた。雄司氏の宅より行在所に通ずる廊下に泥龜(すつぽんの事)、矢ノ根石、大山百合その他數十點を陳列して天覽に供し、山田氏の出品たる泥龜は二枚調理を命ぜられ残りの四十六枚は全部御買上げの光榮に浴したのである。雄司氏が目撃した話によつてみると、陛下の御膳でも、御椀でも、御粗末なもので、とても上御一人の御使用品と思はれないものであつたといふ。そして煮焼をする料理人はすべて覆面して一品毎に秤にかけて調製し參らせ、米の如きは精白をといた上蔭干にしたものを御使用になつたもので、同氏の宅で焚かれた量は二升位程だつたといふ。それを差上げて残りをもすびとなし、重箱

に二重つくつて御持参になつたが、或は俗にいふ「こべり」として御召上りになるものかもしれない。その残りは随行の人達が食べたが、この様な面倒な米はどこにもなく、雄司氏の宅でも精白をさらに一粒づゝもんで仕上げたものであつたけれど御用ひにならなかつたといふ。御膳水は同家のものであつたなれどその水は水源地と異り、途中で他の水が混るので試験の結果こさねばならぬ事となつて二回程こしたものを使用したものであつた。陛下の御料理に使用した品は泥龜二枚、鯉尺五寸のもの一本、甘鯛二枚、鯛二枚、きす二十本、大百合、間引菜、茄子、豆腐、玉子等で大官連及び小物に至る上、中、下の献立は左の如くであつた。

△上 等

- 一、皿 大小鯛鹽焼、ゆず
- 一、平 鮭、めんとり大根、玉子やき
- 一、小皿 かぶな、ならづけ、みそづけ、あかづけ、千葉づけ

一、吸物 鯛の鹽煮(凡そ十人前)

△中 等(折詰)

- 小鯛の鹽焼、蓮根、かまぼこ、玉子やき、椎茸、味噌づけ、ならづけ、大根淺づけ
- 赤づけ、茄子づけ(百七十人前)

△下 等(折詰)

- 小鯛のうま煮、蓮根、かまぼこ、椎茸、里芋、味噌漬、ならづけ、赤づけ、らつき
- よ(七百七十人前)

蛇に戯れさせ給へる陛下(雄司翁の追想談)

安達雄司氏はなほも當時の記憶をたどつて語つてくれたのである。陛下御着輦の一時間前に全部の準備が整つたので、先發の役人が雄司氏に、家族のものだけに拜觀を許すから呼んで來いとあつた。雄司氏は大に喜んで家族を呼び、折よく來合せた同氏の令妹(内藤久寛氏夫人)や、内藤父子と共に親しく拜觀したが、上段の間には絨緞が敷き詰られ、椅子の前の机には赤地の金

欄が掛けてある上に、銀製の御煙草入及灰落しが置かれてあり、横の机には萌黄色の金欄が掛けてあつたといふ。それから一時間ほどして御着駕あらせられたのであつたが、御出立の時間が來ても陛下には御出ましがなく、供奉の人達は大いに氣をもみ如何遊ばしたのであらうと侍従が伺候してみると陛下は蛇に戯れて餘念あらせられず、出發の時間が三十分以上も遅れたとの事である。どこを、どうは入つて來たものか庭に敷き詰めた赤砂の上を五尺位の蛇が悠々と匍つて來たのを御覽遊ばすや縁側に敷いた薄べりのさんに用ひた細い木を、おはぎになつてその木をもつて蛇を御打ちになつたのである。ところがその木は極めて細い弱いものであるため御打ちになる度び折れるので陛下は幾度もそのさんをおはぎになつたそうて、後て拜見したのであつたが座敷中は赤砂と木の折れたものが散亂してゐたそうである。當日御給仕に出た三名、深見長吉、布川甲三、堀順次郎へは金五錢宛下賜があり、小使へは拾錢づゝ賜つたそうである。御出發の際雄司氏は家の内にあつて奉送したのであつたが、御召替あらせ

られしと見えて御着の時の服の色が變つてゐたと云ふ。同氏の生家廣川家の眞弘氏は御巡幸を左の如く詠んでゐる。

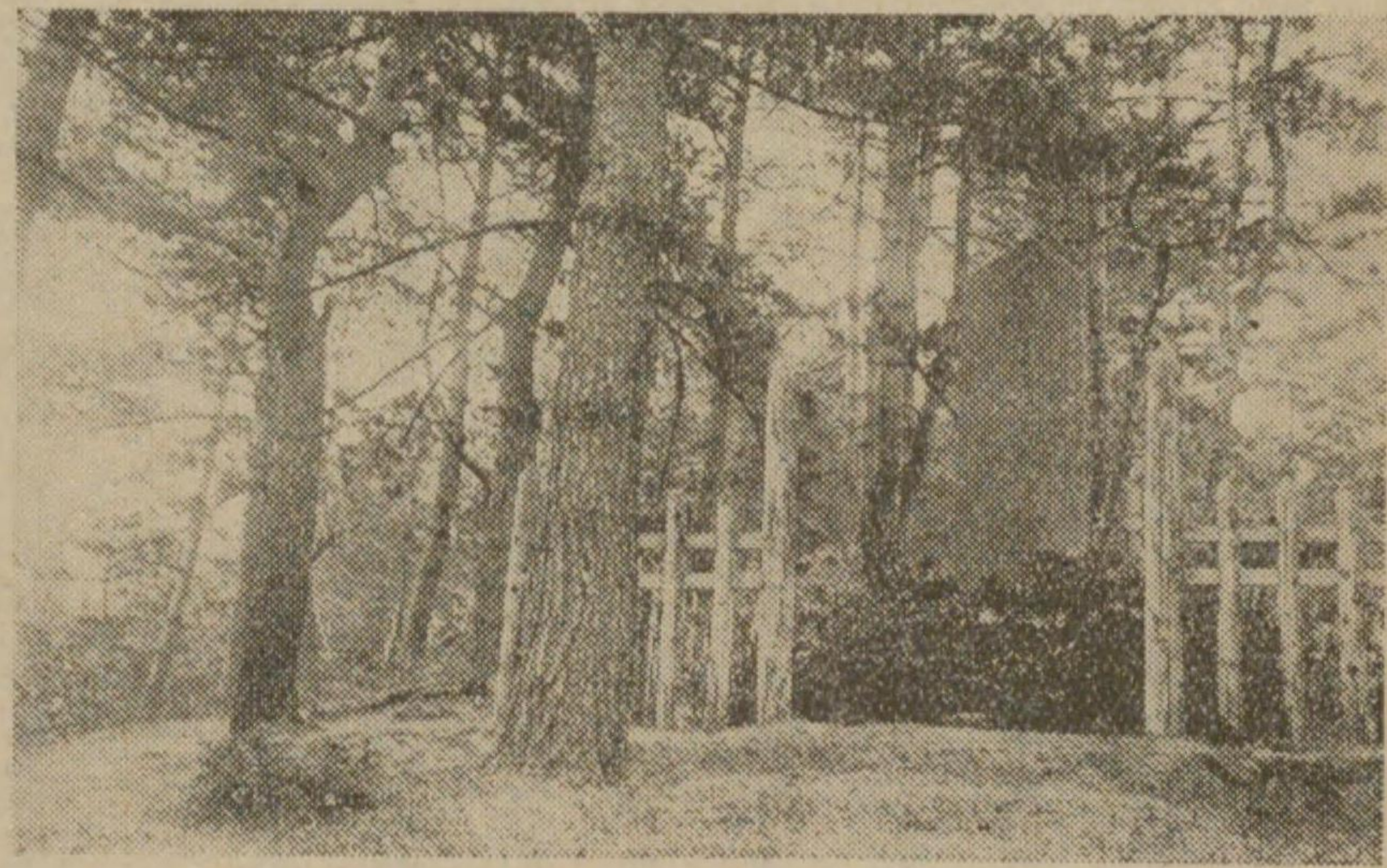
大君のいてますかたは心ありてそらゆく雲もはるゝけふかな

田代を過ぎて曾地峠を突破　かくて陛下には安達家の行在所を御出發あらせられたのであつた。この頃より雨となり田代の丸山與三次郎氏宅に御小休遊ばされた時などは最も風雨強く冷氣も相當であつたと傳へてゐる。丸山氏の現戸主は彦三郎氏と稱し蠶種業をいとなんでゐる。田代村は舊出羽國上の山領にして七日市陣屋の支配を受け丸山家は御用達をつとめ苗字帯刀を許され、二人扶持を受けてゐたものであつた。御座所には明治十年に新築した建物の上段の間を充てたのであつた。明治三十年に至つて取崩し、今は御遺跡として何等みるべきものがない。陛下にはこゝにて御板輿に召換へさせ給ふて有名な曾地峠の嶮を突破遊ばされたのであつた。當時その路は極めて嶮岨であつたものを刈羽郡西中通村の丸田謙二氏が發議して、御巡幸の便に供さんた

め新に開鑿したもので、延長五里に達し縣の補助壹萬圓、沿道村落負擔金四千圓をもつて十一年の五月工を起し、八月下旬竣功したものである。

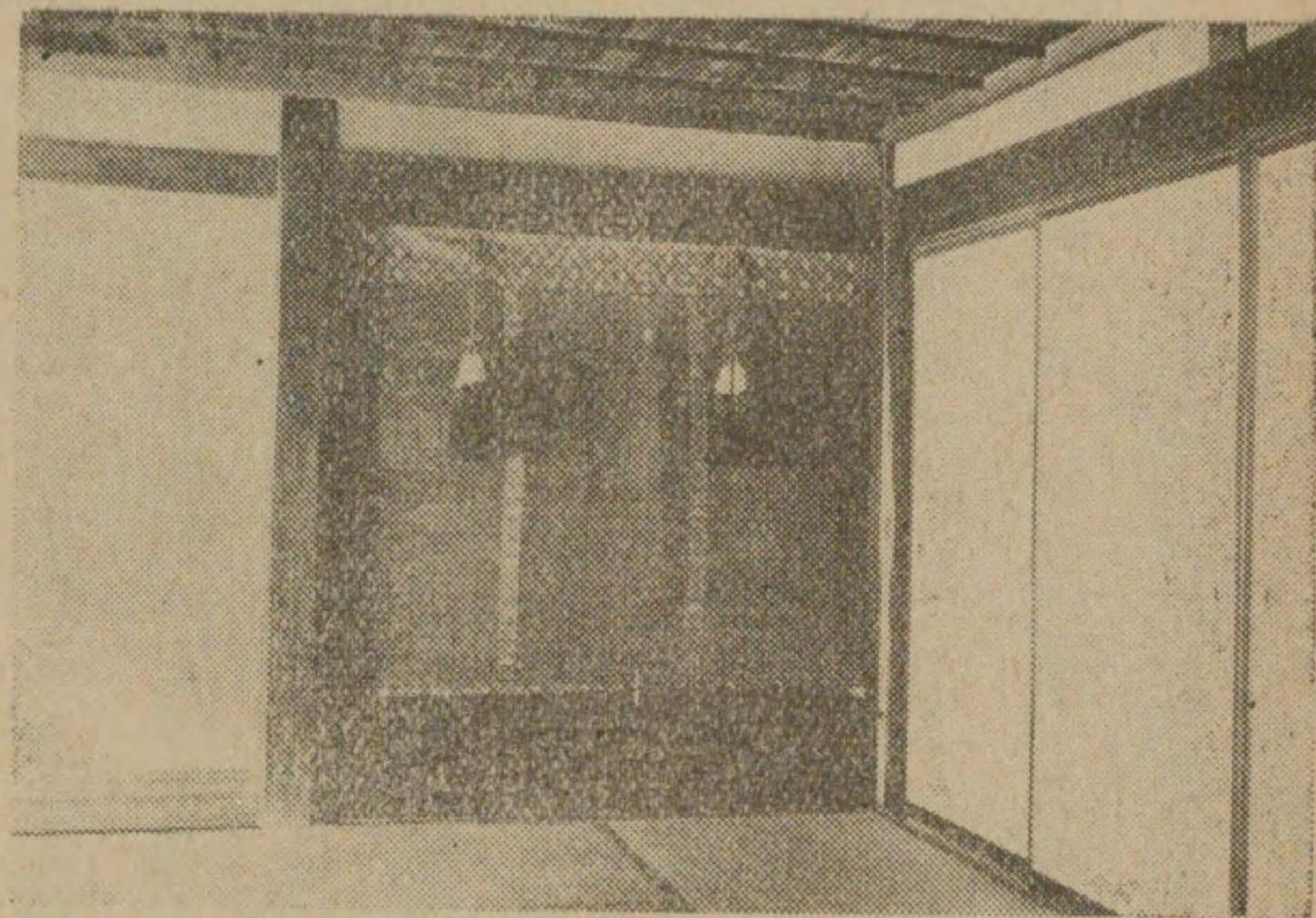
弓の返り御野立所と土合御小休所 田代御小

休所丸山與三次郎氏宅を打ち起たせ給ひて間もなく御車を引く馬が何に驚いたものか狂ひ出した。そのため急に御板輿を迎へ來て召し換へさせたてまつたのであつた。小黑須を経て曾地峠の弓の返りといふ頂上に登れば、晴れた日は遠く海上を見渡し柏崎、石地町を眼下に見下ろす風光絶佳なところであるが、御晝所を御發輦



弓の返り御野立所

遊ばせし頃から降り出した雨は次第に強くなり、陰雲四方に塞がつて何の眺望もなかつたのであつた。しばしこゝに御野立遊ばされし陛下には眼下の溪間に人の住むとも見えぬ怪しげな小屋がいくつも並んでをるのを御覽遊ばされ、あれは何？と御下問あらせられたと中通村役場の人達はいつてゐたが、こゝは赤田の手堀石油坑であつた。かくて雨降りしきる中を頂上より屈曲した九十九坂をひた下りに下つて、曾地村の御小休所若井元齋氏の宅に入御あらせられたのである。峠の間は人里離れてゐた事として通御の道筋で鳳輦を拜したてまつるものは少く十人、二十人と、ところ／＼に群集ひ雨にぬれつゝ奉迎しまゐらせた由である。今弓の返り御野立所には記念碑が建設してあり、その普通御遊ばしたしるしとなつてゐるが、これは大正二年に中通村小學校長太田實、灰野助治、倉部周治、若井肆郎の四氏が御遺蹟を不朽に傳へんため建碑の計畫を立て、村長石黒格三郎(石黒大次郎氏叔父)氏を總裁となし、村内有志の寄附金を募集し、約參百圓をもつて工事を營み土地所有者數名亦この舉に賛して約一反歩の敷地



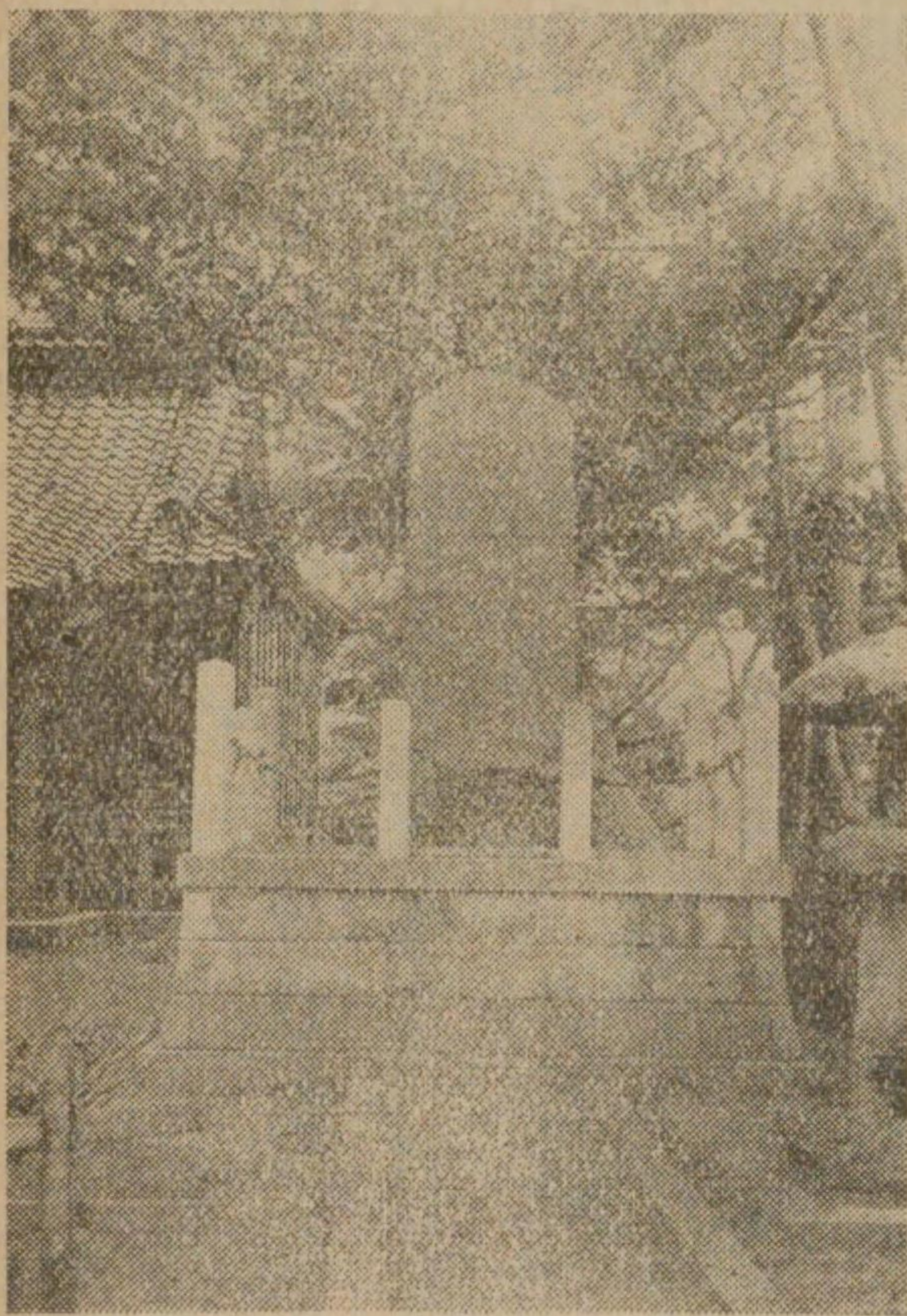
會地御小休所

を寄附し大正二年十一月三日その除幕式を行つたのであつた。碑は仙臺石であつて高さ九尺三寸、幅二尺七寸、厚さ七寸、碑面に同地出身の東京香蘭女學校長、長橋政太郎氏が周旋した土方久元伯の謹書「明治天皇御駐輦記念碑」と刻し碑陰には中村春堂氏の書になる當時供奉の二等侍補高崎正風氏が同所で詠じた和歌

雲かゝるみねのかけ地もみくるまをめぐらすまてに開けつるかな

の宅であつた。若井家は宿屋を業としてゐたもので當時新築の居宅上段八疊の一室を

もつて御座所となしまゐらせらのであつたが、明治三十九年八月故あつて長岡市誓古町に移りその家は三宮伊吉(現戸主榮)氏の所有に歸し現在においても保存されてゐる若井元齋氏は會津戦争の時従軍し、帶刀を許されたものであるといふ。かくて陛下にはこゝより御馬車に乗御あり、土合新田丸田謙二氏の宅に御小休遊ばされ柏崎の行在所に入御あらせられたのであつた。丸田家の跡は今諏訪神社の東に多くの商店の敷地となつてゐて當時の面影を見る由もないが、當時自費をもつて四疊半の一室に玉座を設けたのである。その後寅之助氏の代になつ



土合新田御小休所記念碑

刈羽郡柏崎町

長濱保之亟

同

吉田利兵衛

同

中村篤之助

同

宮川佐恵作

午前七時半柏崎行在所を御發輦御行幸の御巡路を直江津までたどらせ給ふたのである（鯨波より直江津までは前記の通りであるから略す）。鯨波の御小休所下條慶之亮宅に御休憩、こゝにて御輦に召替へさせられ、青海川の片山吉郎平氏宅で御中食を認めせられたが不便の地であるため檜破子を召され、供奉員にもそれ〴〵辨當を賜ふたのであつた。午前上輪新田田中澤造氏宅、鉢崎驛中山榮次郎氏宅に御小休後御馬車を召され柿崎驛に御着、行在所淨福寺に入らせられたのである。明くれば二十五日陛下には午前八時柿崎行在所淨福寺を御發輦まし〴〵、瀧町驛の田中謙五郎氏宅に御小休の上黒井驛に御着、關川金次郎氏宅に御少憩中、長さ六尺の小舟に入れた生魚を天覽あ

らせられ、次で春日新田古城にて御野立があり、午前十一時半今町行在所（直江津）福永彌平氏宅に御着輦御晝饌あり、同行在所に於て高田士族柴田克己、加藤直大の二名に天顔奉拜仰せつけられ、午後一時御輦にて同行在所を御發輦遊ばされたのであつた。黒井御小休所の現戸主は關川金吾氏で、御座所は當時輿八疊の一室を御用に供したてまつたものであつたが、取崩されて今畑地となつてゐる。古城の御野立所に舊福島城址であつて春日新田の小林十郎氏が特に請願して御野立所を造營したのである御野立の儀が御聞き届となつたため當日は假に設けた二間半四方の四阿を造つたのであつた。陛下にはこゝに御野立あらせられ少時福島城址を御眺望あらせられたと傳へてゐる。今記念標を建てゐる。當日御野立所を請願し四阿を建設した廉によつて小林氏に金五圓を御下賜遊ばされたのであつた。

天顔奉拜の二士 廿五日直江津行在所に天顔奉拜仰せつけられた柴田克己氏は、弘化三年一月六日高田藩士柴田六左衛門の嫡子として生れ、幼名を竹四郎といひ、長じ

て克巳と改めた人である。性質は豪放で人に屈する事を嫌ひ、武道を好み特に剣道には長じてゐた。そのため壯年の頃は「鬼柴田」の異名をとつてその名を城下に喧傳せられたものであつた。代々組頭をもつて藩に仕へ知行千石を頂いてゐた。戊辰の役に中隊長として藩兵を率ゐて官軍に従ひ、後西南戦役の起つた際征討軍に従つて西下、熊本城附近に轉戦し功があり三等少警部に補せられたのである。明治十一年陛下は氏の功を思召されて謁を賜ふたのである。廢藩後に剣道教師として高田中學や、其他に奉職し、この間に剣道を教科目中に編入するの必要を認め、當路に屢々勸説し、また文部省に陳情のため上京して奔走したものであつた。數年前に居を長野市に移し引續き彼地に在住して居る。八十歳の老年ではあるが猶鏗鏘として壯者を凌ぐの概があり現に武徳會師範として専ら武道の普及に盡瘁してをる。同じく天顏奉拜の光榮を荷つた加藤直大氏は幼名を六郎とよび後直大と改めたものである。弘化二年九月二 八日高田藩士加藤直行の嫡子として生れた人である。天性沈毅で喜怒を容易に表さず膽略の

あつた人であつた。百五十石を頂戴して本城門勤務を命ぜられてゐた。戊辰の役に小隊長として官軍に従ひ、さらに明治十年西南の役に屯してゐた。後功をもつて三等少警部に補せられたのである。晩年令息壯太郎氏に従つて東京に移住して餘生を送つてゐたが、大正六年十二月七十一歳をもつて歿した。令息壯太郎氏は現に東京市小石川に在住し海軍豫備大佐である。陛下は午後一時大雨の中を御板輿に召されて直江津行在所御發輦、岩戸村において御野立あらせられ、同所において粟飴、山の芋、生蛸の献上物を受けさせ給ひ、午後二時長濱驛御着、小林貞長氏宅に御少憩あらせられたのであつた。岩戸村の御野立所は俗に郷津臺場と稱し、假の御小屋は五智國分村で建設したものである。假小屋は方二間の四阿で丸木柱に茅で屋根を葺たものであつたが、後取崩されて遺蹟をとどめて居ない。

茶屋ヶ原御小休所青木家 長濱の小林家の現戸主は小林光才氏である。當時御座所は自費をもつて新築したものであつたが、不幸大正二年に火災に罹つて灰燼に歸して

しまつた。當日貞長氏に御紋付の三ツ組木盃一組、

紅白羽二重二疋、金貳拾圓を御下賜遊ばされてゐる

御小休所は玄關右の方に御小休の標札を建て、紫縮

緬に菊の御紋をつけた大幕を張り、海上及佐渡を見

渡し得るやうになしたものであつた。表裏には供奉の巡查凡そ五十名警衛をなし、玉

座の床の間に清人の書いた畫山水を掛け、大三寶に餅を飾り、庭園の泉水には金魚、

鯉等凡そ百尾程を放ち天覽に供しまゐらせたのである。長濱驛では當日一戸毎に國旗

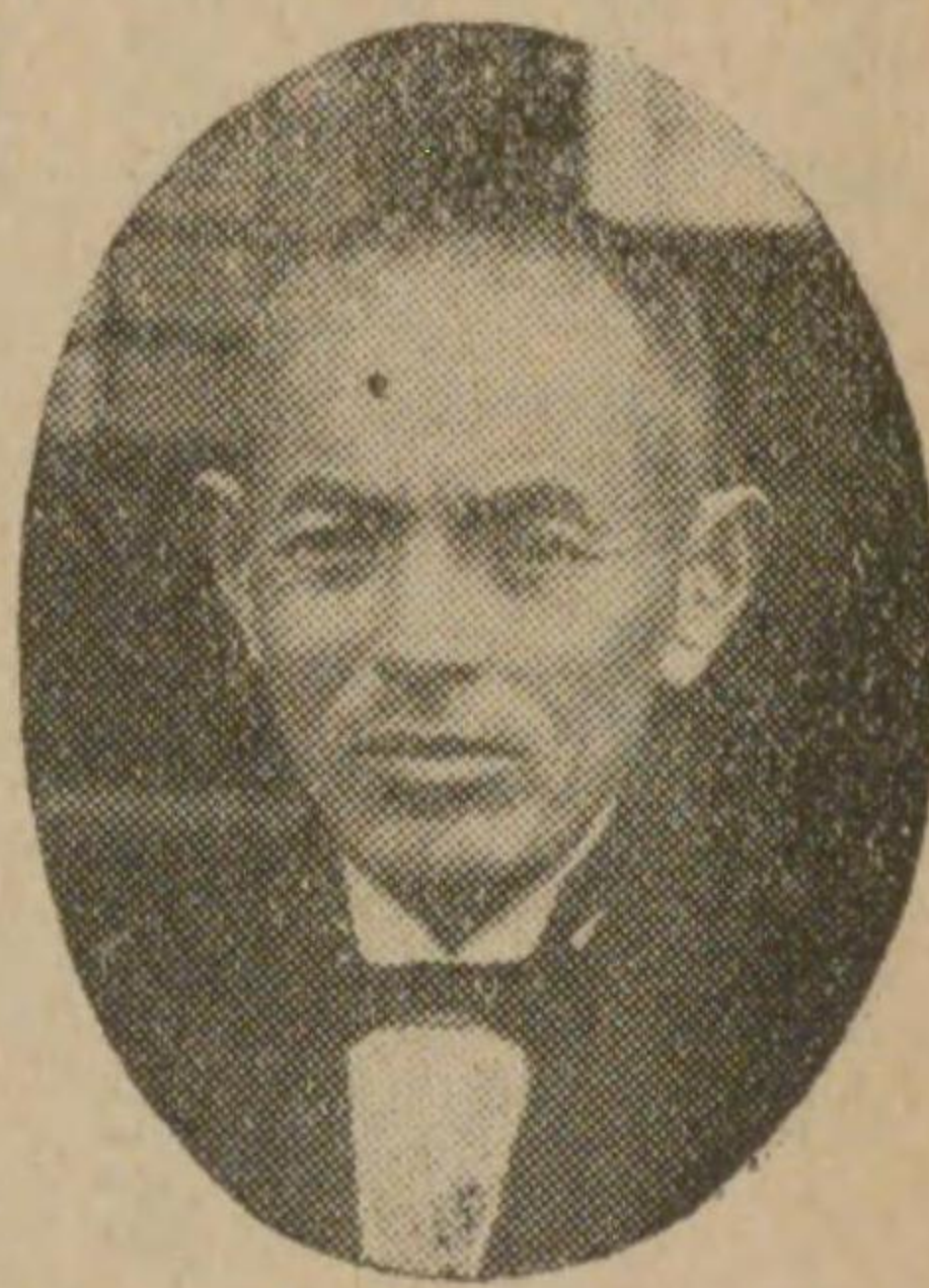
を掲げて祝し、老若男女拜跪して御通輦を待ちたてまつり、人馬繼立所、その他の掛

には小一區の戸長、重立等二十三名出張して執務し、防火組は龍吐水、桶、鳶口等を

備へて警戒したのであつた。また長濱校の生徒は長濱校の旗を翻へし釜屋町に於て奉

迎し、午後三時御出發の際、西竹の口において奉送しまゐらせたのである。小林貞長

氏は御駐蹕の聖蹟を後昆に傳へん趣旨で篆額を山岡鐵太郎氏に依頼し、撰文を成瀬温



小林光才氏

氏に請ひ、これを石に刻せんとしたが未だ完成しないうちに歿しその儘となつてゐる
その撰文は左の如くである。

長濱駐蹕所正四位山岡鐵太郎篆額

明治十一年九月天皇巡幸北陸、東海兩道視察民情廿五日午後第二時鳳駕至越後頸城

郡長濱驛駐蹕于小林貞長家岩倉右大臣等陪焉是日辰雨午霽矚目殊豁遙望佐渡乎碧波

渺茫、風光絶佳、天顔有喜、賜套栝彩絹及金若干于貞長、貞長感泣與驛民某某謀欲

勤貞猥以傳榮於後世介吉谷某徵記于余固辭而不得乃嘉其舉謹記

東京 成 瀬 温 撰 併 書

越の長濱は佳景尠くないが幾何もなくして青木峠にかゝるので、御一行は相當に苦ま
れものであつた。峠の終るところ茶屋ヶ原において陛下には御小休遊ばされたのであ
る。御小休所は同地方の舊家青木彌平氏の宅であつた。青木氏の現戸主は不一郎氏と
稱し、同家は累代肝煎の職にあり舊姓を城と稱してゐた。順徳天皇佐渡御遷幸の際御駐

輦あり、御命令に従つて邸宅の四隅に青木を植ゑたものである。依つて姓を青木と改めたものだといふ。同家は純然たる農家の建築で邸内の景趣及び眺望が頗る良いといふので在來の奥の間八疊敷をもつて御座所に充て、當時の状態其儘保存してゐる。彌平氏は餽餅を献じ名木「たぶ樟」を天覽に供したのであつた。この日晒一疋金貳拾五圓を御下賜遊ばされたとうけたまはる。青木家の記録に依ると同家は余五將平維茂八代の嫡、太郎資盛の遺子基知の後裔であるといふ。基知は承久の役に一族を擧げて官軍に應じ國境市振に戦つたが利を失つて走り居城、日の入城に歸つたのであつた。承久三年順徳天皇が佐渡へ御左遷の際名立濱に奉迎し奉仕を乞ふたのであつたが、天皇は世を憚り給ひて御許しがなく邸宅の四隅に青木四本を植ゑもつて姓となし、これを記念せよと勅し給ふたのであつた。

主上の大御心と御手掛の竹 爾來青木と姓を改め勤王を以て家風となしてゐた。曾孫青木右馬介五郎右衛門及び七郎右衛門は建武、延元、正平中新田氏に屬し難戰苦闘

力を王事に致し家風を失墜せしめず爾後幾星霜、織部正青木新兵衛尉茂明は上杉謙信公の召に應じ客侍をもつて貳萬參千石を領し、忠勤を致してゐたものであつた。明治六年の五月、順徳帝の御尊骸が京都へ遷御あらせらるゝや御小休の光榮を荷ひ、明治維新の初においては勅使四條、高倉の兩卿が休憩したものである。陛下にはこの由を聞しめされ永山縣令を通じて彌平氏に何か望むところはないかと問しめ給ふた時、彌平氏は「微臣至尊の御駐輦を得至光これにしくはなしこれ以上の望みとすることなしよつて御執奏あらんことを」と答ひたのであつた。永山縣令がこの旨を伏奏するとその無欲を陛下には賞し給ひ、殊の外御機嫌麗しかつたと傳へてをる。なほ古老の談話に依ると、青木氏の宅に數百年を経たものと見える目通り一丈七尺の青木（西國では山樟といふ）が繁茂して晝尙暗く夜の如くである。海岸に面し而も峠の上であるから涼風のため事がない。今家屋は竹林の中にあるが、不思議にも明治十一年に青木の下へよし竹二本（根本廻り一尺七寸、目通廻り一尺四寸五分）發生したのであつた。九

月の二十五日陛下は御着輦後この竹を御さすり遊ばされたので、その後これを御手掛の竹と唱へてゐた。数年の後、葉は落ち枯れかゝつたので切つて保存してゐるが、これは青木家の大記念品である。その一とふしを大正元年十一月時の縣知事森正隆氏へ進呈したといつてゐる。茶屋ヶ原は峠の上にあつて見晴しも良いので茶店も當時出てゐたものらしく、用度品をかつぐ人夫や雲助連中が御輦の通過前にこゝで汗を乾すために休憩し、茶店の大福餅なり、菓子なりをたらふく喰つた上旬、勘定もせず立ち去るので茶店でも勘定を頂戴したいと請求に及ぶと、人夫なり、雲助なりは「何をいふのだ、吾々は陛下の御供である、無禮な事をいふと捨て置かぬぞ」といつた調子で威張りちらした上旬、出て行くので仕末に困つたといふが御輦が通御になつた後から役人が廻つて来て「お前の所では誰も何もしないか」と聞いて、その被害高に依つて金銭を支拂つて行つたといふ。御威光を笠に着て威張り道德を無視するこれ等のものがあるかと思へばこうしてその被害を支拂つて下さる御仁慈が陛下の大御心から發

せられたかと拜しては、勿体なく只々感泣の外はないと茶店のものはいつてゐたこのことである。

行在所名立寺 御巡幸の

路をたどりつゝ私は名立の町に歩みを進めたのである。名立の名稱は如何なることに基因して起つたのかわからないが、口碑の傳ふる所によると江崎の鼻が海中に突出してゐるため航海上風波荒く、灘なるが故に灘立と書いたともいひ、また△



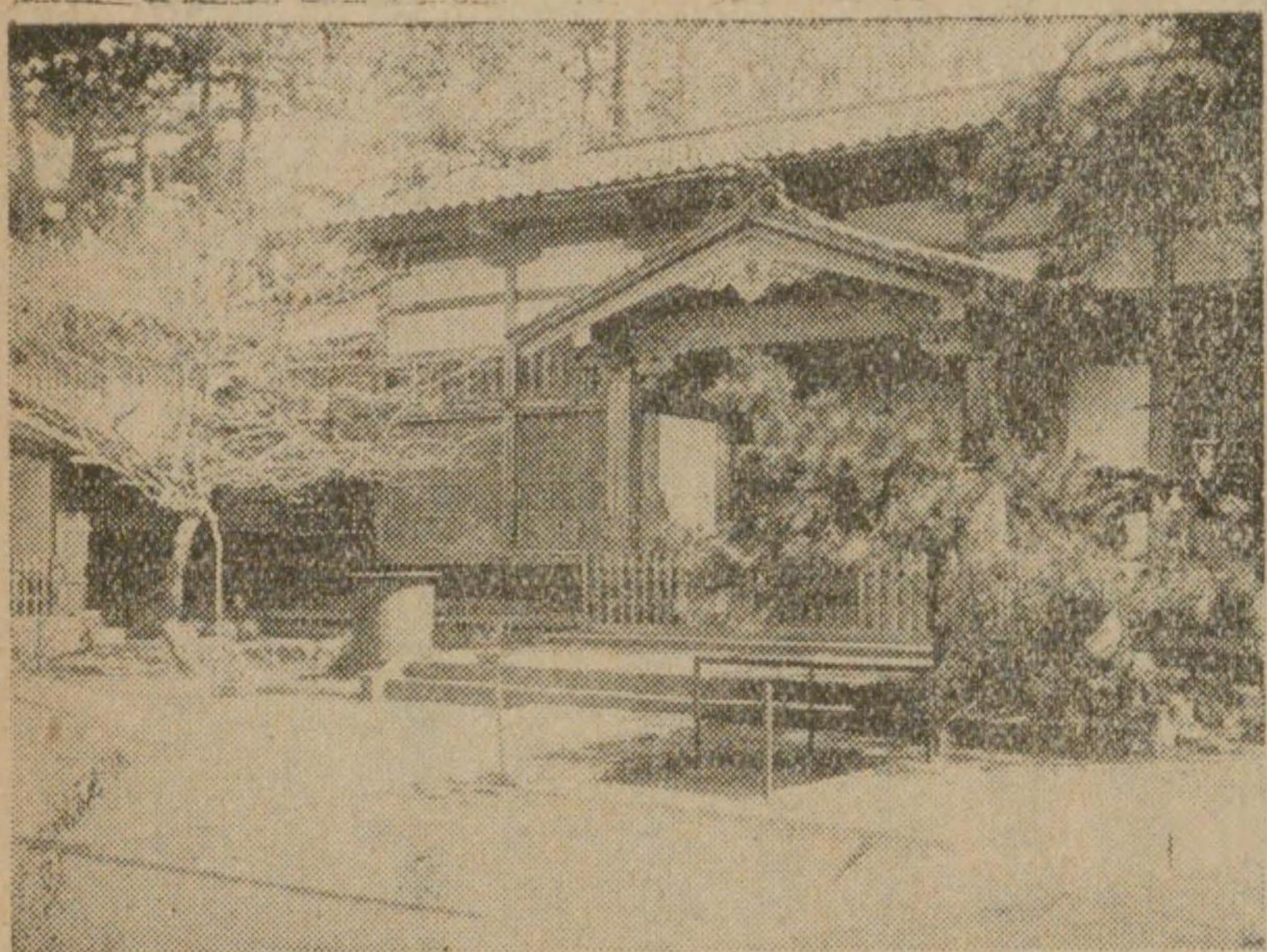
(一のそ) 所在行寺立名

△ 一説には大國主の命が居多にをられ、奴奈川姫の命が福來口にをられて、お互に相愛の仲であり、そして名立がこの中間にあつて浮名の立つた中心であるから浮の一字を削つて名立と書いたものであるともいつてゐる。とに角舊幕時代に諸侯の參勤交替による宿として異

狀の發達を遂げてゐたものであつたが、鐵道開通と共に漸次寂れ現在におよんだものである。陛下の宿り給ひし行在所は曹洞宗の江崎山名立寺であつた。同寺の前身は眞言宗に屬し磯山寺と稱してゐたものである。その當時順徳天皇が佐渡へ御遷幸の御御行在所となし給ひ、同夜月明を見て都をしのび給ひ、左の御製があつたといふ。

都をはさすらひ出し今宵しも浮きに名立の月を見るかな

明治維新前は加賀藩主前田侯のお頼み本陣で貴重な拜領品數點を有し、行在所の庭園をめぐる塀と門は朱塗であつたものだが、今は門のみ赤く塗られて残つてゐるだけである。當時名立寺では堂宇の一部を修理し上段十二疊半の一室に玉座を設け爾來嚴重にこれを保存して來たが、大正元年同宗大本山永平寺貫主森田悟由、總持寺貫主石川素童兩禪師よりその保存方について特諭を受けてから一層鄭重に管理してゐる。御座所の前庭は餘り廣くないけれど幽邃であつて景趣に富み、一大巨石が池中にある。陛下はこの上に立たれて池中の鯉を眺めさせ給ふた由である。同驛は狭小であつたため供



(二のそ) 名立寺行在所

奉員の一部は筒石村或は有馬川驛に分宿したそうであるが、翌廿六日御發轅に先だち午前六時、行在所である名立寺に金七拾圓行在所修繕の有志者に金百五拾圓、非常御立退所に充てられた江野神社へ壹圓五拾錢御膳水をたてまつつた隣寺正光寺へ壹圓を下賜遊ばされたのであつた。同行在所は常に錠を施して開かないが塚田助役同道で拜觀すると、玉座には簾を垂れ徳大寺實則公の書した「明治天皇高御座」の額を掲げ、玉座外楯間には黒田長成侯の書になる「祭分皇之所駐」の扁額を掲げてゐる當時隨行の高官連より記念のため寄贈した額面、掛軸

など多数藏してゐるが、供奉員の一人藤野氏がものした和歌と、最近鍋島侯から贈られた和歌を示すと左の如くである。

藤野氏

明らけく治る御代の行宮となりし寺こそ名を立てけり

鍋島侯

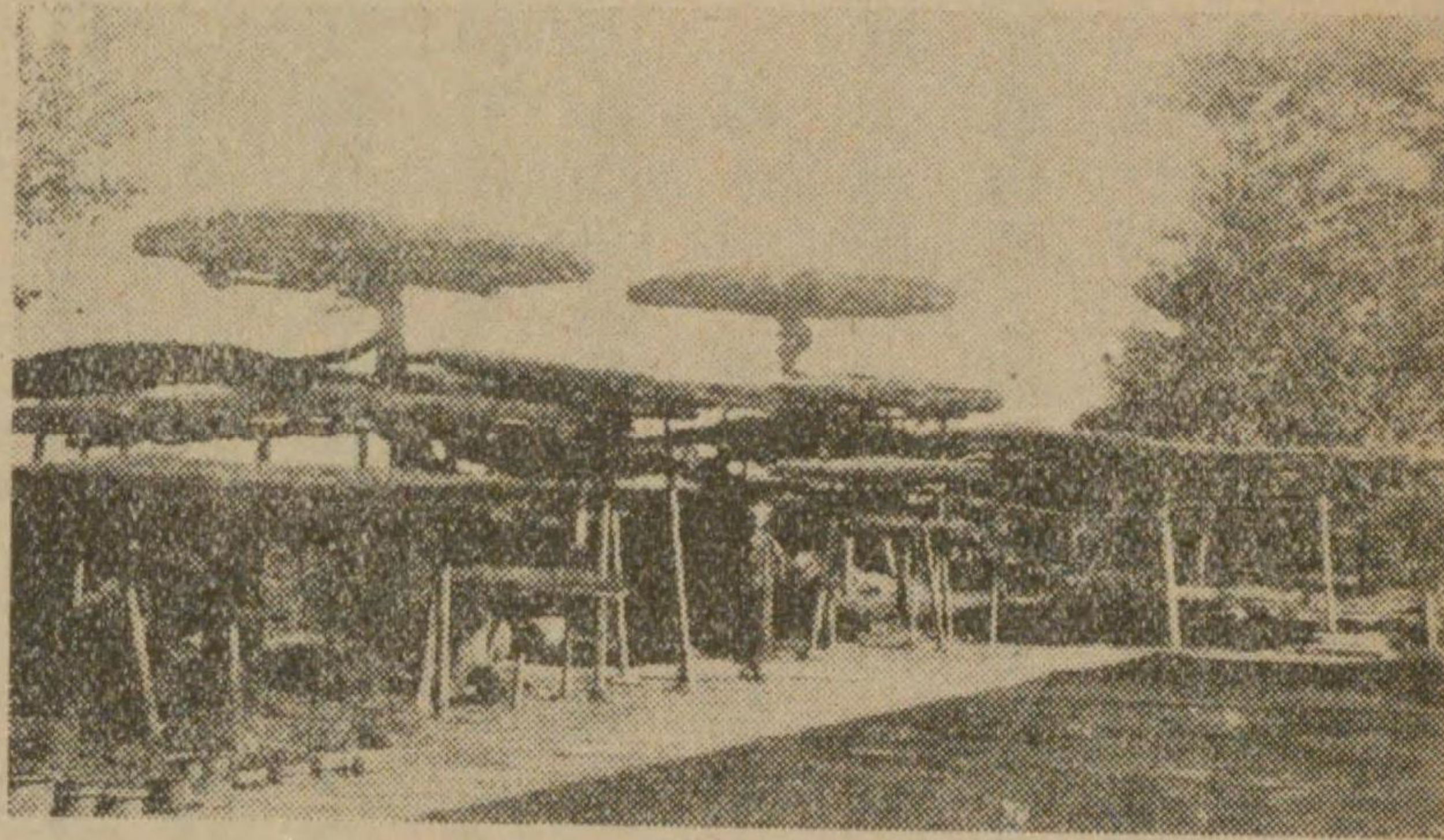
みくるまをとくめたまひしこの寺もおもひ出さほき所とそなる

原道和尚の談と久我環溪師 同寺住職峰翁原道師の談話によると、師は當時十六歳で行在所の給仕を命ぜられ御門鑑番號一千二百四十八號を戴いてゐたが臨時不要となつたので學校の生徒と共に一般の拜觀所、すなはち今の停車場附近山手に佇立の御行列を最初から最後まで残らず拜觀したそうである。同師は明治三十五年住職以來たちち御座所を閉扉して諸人の出入を嚴禁し記念室の札を掲げて保存し毎月九月廿五日をもつて御巡幸記念日として法要を嚴修し同時に名士の講演會を開いて來てゐる。ま

た記念文庫の計畫を企圖し、現在では十二ヶ所に明治記念文庫を開設してゐる。同師が御聖蹟保存に奔命してゐる事は町民の深く敬服してゐるところである。なほ同町の出身で名を成した人に久我環溪禪師がある。同禪師は大本山永平寺第六十一代の貫首で同町細谷家に生れた人である。年六歳の時江洲彦根の清涼寺住職に就て得度し爾來克苦修道の結果宇治興聖寺を経て本山の管長となつたのである。明治維新の宗制改革については全國各宗の代表者として大に盡力したもので、本山歴代管長中特に剛膽をもつて聞え、明治十七年十二月七日六十八歳で遷化してゐる。久我氏を名乗つたのは開山道元禪師の後繼者たるの故をもつて侯爵我家へ入籍したからで、師は詩歌俳諧の道に造詣深く明治天皇第一皇子御着帶式を祝つて左の如くよんでゐる。

たつぷりと露もつ萩の行幸かな

名立から糸魚川まで



藤崎夫婦松

天覽を賜はつた藤崎の夫婦松 前日來の雨がなほ降つゞいてゐる二十六日、午前七時御板輿に召され名立驛行在所名立寺を御發輦遊ばされ、國道を筒石に向つて進み給ふたのであつた。筒石村の御小休所は同地の小學校であるが、現在では磯部村の役場の敷地となつてゐる。當時の筒石校は字谷合と仙納村字角地とに亘つた敷地に新築したばかりの清淨なものであつた。その階上教室をもつて御座所に充てたものであつたが後鐵道用地として買收せられ校舎を他に移し、御座所もその儘轉じたものであつたが大正二年に至り二度敷地を更へて現在の筒石校が新築されたものであつた。故に御座所も取崩され、御遺蹟として何

等見るべきものがないのである。藤崎の御小休所は齋藤九十郎氏の宅であつた。同家の現戸主は齋藤浩氏である。同家は地方の舊族で加賀藩の本陣をつとめ大肝煎りの家柄であつた。同家は明治九年の新築で奥十疊の一室をもつて御座所に充てたものであつたが、大正八年犀潟村の某にその家を賣り取崩されてしまつた。當時天覽を賜はつた夫婦松は樹齡三百年と稱され美事な松である。古來齋藤の夫婦松と稱してその名遠近に高く、往昔加賀侯はこの松を賞玩のあまり扶持を與へてゐたものだといふ。陛下には再び行列を整へさせ給ひて能生驛に向はせ給ふたのであつた。能生の御小休所は大島彦一郎氏(現戸主武八郎氏)の宅で同家は大肝煎の家柄、高田藩から苗字帶刀を許され加賀藩の本陣をつとめてゐたものである。當時彦一郎氏は第九大區の副大區長であつた。行在所の議が決するや許可を得て御座所一棟を新築して御用に供したが、後他に賣却してから火災に罹つて烏有に歸し、今その趾に能生警察分署がある。しかし行在所の木札や、間取圖は今なほ保存せられ、當時の御門は同町大谷派光榮寺で買収

同寺の山門として保存されてゐる。この日御紋付三ツ組銀盃一組、紅白縮緬二疋、金參拾圓を彦一郎氏に下賜された。同家の記録によると行在所は間口二間四尺、奥行六間のものに二間に九尺の大玄關と御湯殿、兩便所を附したものである。この經費約參百參拾貳圓七拾貳錢を要したとあるが、その内譯は左の如くである。

一金參百參拾貳圓七拾貳錢

内譯

一金貳百九拾四圓貳拾貳錢

玉座並に二の間、御湯殿、兩便所共新築疊建具一式入費此坪十九坪但し御玄關付この坪三坪

一金參拾八圓五拾錢

但し御門並に外圍修繕費疊表九十九枚裏返共

此内譯

一金貳百九拾四圓貳拾貳錢

同六拾四圓五拾錢

同拾圓

同九拾七圓五拾錢

同拾參圓

同貳拾四圓

同拾五圓

同五圓

同參拾圓拾錢

同貳拾四圓四拾錢

同五圓

同壹圓

新築費

木品板類一式

右山出人夫賃

大工木挽作料

釘代

屋根代

左官代

ヨシ竹、繩代

建具一式

疊二十八枚

間似合紙二百五十枚

下張反古紙代